総　務　区　民　委　員　会　会　議　録

１　開会年月日

令和８年１０月５日（月）

２　開会場所

委員会室

３　出席委員（８名）

委員長	白　石　　英　行
副委員長	金　子　てるよし
理　　事	田　中　　香　澄
理　　事	名　取　　顕　一
理　　事	浅　田　　保　雄
理　　事	海　津　　敦　子
理　　事	山　本　　一　仁
委　　員	吉　村　　美　紀

４　欠席委員

理　　事	宮　野　　ゆみこ

５　委員外議員

議　　長	市　村　やすとし
副議長	高　山　　泰　三

６　出席説明員

成　澤　廣　修	区　長
新　名　幸　男	副区長
丹　羽　恵玲奈	教育長
鈴　木　裕　佳	企画政策部長
竹　田　弘　一	総務部長
榎　戸　　研	防災危機管理室長
髙　橋　征　博	区民部長
長　塚　隆　史	アカデミー推進部長
松　永　直　樹	施設管理部長

宇　民　　清	会計管理者会計管理室長事務取扱
渡　邊　　了	監査事務局長
川　﨑　慎一郎	企画課長
宮　間　恵梨果	政策研究担当課長
猪　岡　君　彦	財政課長
髙　橋　　肇	情報政策課長
畑　中　貴　史	総務課長
山　田　　智	総務部副参事
熊　倉　智　史	ダイバーシティ推進担当課長
中　川　景　司	職員課長
木　口　正　和	契約管財課長
大　武　保　昭	税務課長
矢　部　裕　二	防災危機管理課長
三　宅　　徹	安全対策推進担当課長
木　村　　健	区民課長
内　宮　純　一	経済課長兼緊急経済対策担当課長
齊　藤　嘉　之	戸籍住民課長
吉　本　眞　二	アカデミー推進部参事アカデミー推進課長事務取扱
白　杉　将　和	観光・都市交流担当課長
富　沢　勇　治	スポーツ振興課長
阿　部　英　幸	施設管理部参事施設管理課長事務取扱
村　岡　健　市	保全技術課長
寺　崎　　寛	整備技術課長
宮　部　義　明	選挙管理委員会事務局長

７　事務局職員

事務局長	佐久間　康　一
議事調査主査	高　橋　裕　美
議事調査担当	玉　村　治　生

８　本日の付議事件

(1)　付託議案審査

1) 議案第34号　文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例の一部を改正する条例

2) 議案第51号　文京シビックセンター議会フロア改修工事請負契約

3) 議案第52号　文京シビックセンター議会フロア改修電気設備工事請負契約

(2) 付託請願審査

1) 請願受理第13号　場外馬券売り場（後楽園オフト）の撤去を求める請願

2) 請願受理第14号　文京区は「非核平和都市」の理念に基づき日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求めることに関する請願

3) 請願受理第15号　非核三原則の堅持を求める意見書を国に提出することを求める請願

4) 請願受理第16号　米政権がＩＣＣの赤根智子所長らを制裁対象にしたことを受け、国に対し、米政権に制裁を撤回するよう求める内容の「意見書」を文京区議会として提出することを求める請願

5) 請願受理第17号　避難所で提供される食事について、文京区においてさらに区民のニーズをきめ細かくくみ取り、災害時の“食の管理と保障”にさらなる配慮を求める請願

6) 請願受理第18号　文京区の「避難所」「二次的な避難所」で、洗濯機や冷蔵庫、シャワーブース等をどのように配備し、いかに円滑に被災区民が使えるようにするかなどの方向性の検討を求める請願

(3) 理事者報告

1) 報告事項１　令和８年度「文の京」総合戦略の進行管理の実施結果について

2) 報告事項２　情報公開制度の運用に係る延長決定の取扱いの見直しについて

3) 報告事項３　ＧＰＳ機能付き見守り端末の貸与事業の実施について

4) 報告事項４　白山交流館外３交流館の指定管理者の評価結果について

5) 報告事項５　文京区アカデミー推進計画（令和９年度～令和13年度）構成（案）について

6) 報告事項６　森鷗外記念館の指定管理者の評価結果について

7) 報告事項７　文京区・石岡市友好都市協定の締結について

8) 報告事項８　文京総合体育館外６スポーツ施設の指定管理者の評価結果について

(4) 一般質問

(5)　その他

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

午前　　９時５９分　開会

○白石委員長　おはようございます。

それでは、総務区民委員会を開会いたします。

宮野委員は、育児により欠席です。山本委員は、ただいま通院により午前中欠席となります。

理事者につきましては、関係理事者の出席をお願いしています。

なお、加藤副区長、菊池用地・施設マネジメント担当課長、横山広報戦略課長は、病気療養のため欠席です。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

○白石委員長　理事会については、必要に応じ、協議してまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

○白石委員長　本日の委員会運営については、付託議案審査３件、なお、議案第51号と52号の２議案については、一括して審議し、態度表明は議案ごととしたいと思います。

その後、付託請願審査６件、理事者報告８件、各部ごとに報告を受け、質疑は項目ごと行ってまいりたいと思います。

そして、一般質問という形で、委員会を運営していきたいと思います。

最後には、本会議での委員会報告について、委員会記録について、皆さんにお話をしていきたいと思います。

本日、議案３件、請願６件、報告８件と一般質問が予定されております。皆様の御協力をお願いいたします。

なお、議員・理事者ともに、資料はデータのページ番号を指定することとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

○白石委員長　付託議案審査、３件に入ります。

初めに、議案第34号、文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例の一部を改正する条例。

提案理由をお願いいたします。

竹田総務部長。

○竹田総務部長　おはようございます。

ただいま議題とされました議案第34号、文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明いたします。

議案集の７ページを御覧ください。

本案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、規定を整備するため提案するものでございます。

内容といたしましては、第18条について、葬祭補償額を31万5,000円から33万円に改定するものでございます。

公布の日から施行し、令和８年４月１日以降に支給すべき事由の生じた葬祭補償から適用するものです。

提案理由の説明は以上でございます。よろしく御審議の上、原案のとおり御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○白石委員長　それでは、御質疑のほど、よろしくお願いいたします。

金子副委員長。

○金子副委員長　１点、確認したいんですが、今回の改正内容としては、葬祭補償の金額のところで、31万5,000円というところが33万円にとなるわけですが、条文全体を見ますと、今、言った金額に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給するというふうになっていて、結局、その葬祭補償というのは、今回の改正によって、幾ら出るということになるんですか。

それから、政令の改正は最近の経済状況を鑑みてということのようですけれども、改正の趣旨についても御説明をお願いしたいと思うんですけれども。

○白石委員長　矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長　こちら、基本的に国家公務員災害補償法に基づく葬祭補償の額が改定されたというところで、それに準じて非常勤消防団員に係る損害補償の基準を定める政令、そちらのほうも改正されましたので、今回、葬祭補償の額を改定するものでございます。

あと、委員、先ほど御指摘ございました、その金額のほかに、基準額の30倍というところにつきましては、こちら消防団員の階級等に応じて、その金額というのが多少変わっていますので、その辺の額が、団員の階級によって額が多少変わってくるというような趣旨でござ

います。

○白石委員長　金子副委員長。

○金子副委員長　だから、例えば団員の方で、一般のとかといったらあれですけれども、一番、例えば新入団員の人が、入ったばっかりと、それで、そういうクラスの方で、残念ながらそういう事態になってしまったという場合に、今度の改正後、33万円プラス幾らということになって、合計幾らの葬祭補償額になるんですかという質問なんですけど。

○白石委員長　矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長　最低の額で、63万円というような形になります。

○白石委員長　それでは、各会派の態度表明を、議案第34号、お願いをいたします。

区民が主役さん。

○海津委員　区民が主役、本議案に賛成です。

○白石委員長　ＡＧＯＲＡさん。

○浅田委員　ＡＧＯＲＡも、賛成をいたします。地域のために頑張っていただいている、本当にその努力には敬意を表したいと思います。賛成です。

○白石委員長　公明党さん。

○田中（香）委員　公明党、議案第34号、賛成でございます。消防団の方にはいつも大変お世話になっておりますので、これからもよろしくお願いしたいと思っております。

○白石委員長　自由民主党さん。

○吉村委員　議案第34号は、政令の一部改正に伴う改正であり、規定の整備を行うものでありますので、自由民主党は賛成とさせていただきます。

なお、本条例は、消防団員や区が応急業務を依頼した人物である区民や民間の方が対象となるものですので、以前にもお願いさせていただいておりますけれども、それらの方々との連携を平時からしっかりと図っていただいて、災害時に適切な対応ができるように引き続き尽力していただければと思います。

○白石委員長　日本共産党さん。

○金子副委員長　議案第34号、日本共産党、賛成いたします。

内容は、極めて最低限のものでありますけれども、公務に従事した方の補償ということで、当然だというふうに思います。

○白石委員長　審査結果を申し上げます。

賛成６、反対ゼロ、よって原案を可決すべきものと決定をいたします。

続きまして、議案第51号、文京シビックセンター議会フロア改修工事請負契約及び議案第52号、文京シビックセンター議会フロア改修電気設備工事請負契約。

議案第51号及び第52号の２件については、一括して審議することとし、態度表明は議案ごととしたいと思います。

それでは、議案第51号、第52号の提案理由の説明をお願いいたします。

竹田総務部長。

○竹田総務部長　ただいま議題とされました、議案第51号から52号までについて、提案理由を御説明いたします。

まず、議案第51号、文京シビックセンター議会フロア改修工事請負契約について、提案理由を御説明いたします。

議案集データの81ページ及び工事概要を御覧ください。

本案は、地方自治法第96条第１項第５号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、提案するものでございます。

まず、契約の目的は、文京シビックセンター議会フロア改修工事でございます。

次に、契約の方法でございますが、制限付一般競争入札によりまして、去る６月15日に入札を行いましたところ、予定価格の範囲内での入札がなく、落札者がなかったため、地方自治法施行令第167条の２第１項第８号の規定による随意契約によりまして、同日に仮契約を締結いたしました。

次に、契約金額は、金８億5,896万8,000円でございます。

契約の相手方は、山口・伊藤建設共同企業体、構成員の代表者は、東京都文京区千石三丁目29番26の101号、山口建設株式会社、代表取締役、山口巌、他の構成員は、東京都文京区本郷二丁目31番10号、伊藤工業株式会社、代表取締役、佐々木淳子でございます。

なお、工期、支出科目等は、議案集データの82ページに記載のとおりでございます。

続きまして、議案第52号、文京シビックセンター議会フロア改修電気設備工事請負契約について、提案理由を御説明いたします。

議案集データの83ページ及び工事概要を御覧ください。

本案は、地方自治法第96条第１項第５号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、提案するものでございます。

まず、契約の目的は、文京シビックセンター議会フロア改修電気設備工事でございます。

次に、契約の方法でございますが、制限付一般競争入札によりまして、去る６月16日に入

札を行いましたところ、予定価格の範囲内での入札がなく、落札者がなかったため、地方自治法施行令第167条の２第１項第８号の規定による随意契約によりまして、同日に仮契約を締結いたしました。

次に、契約金額は、金３億235万7,000円でございます。

契約の相手方は、関電工・小嶋・田川建設共同企業体、構成員の代表者は、東京都港区芝浦四丁目８番33号、株式会社関電工、取締役社長、田母神博文、他の構成員は、東京都文京区千駄木二丁目46番４号、小嶋電工株式会社、代表取締役、小嶋守、東京都文京区本駒込一丁目８番９号、株式会社田川電工、代表取締役、田川義崇でございます。

なお、工期、支出科目等は、議案集データの84ページに記載のとおりでございます。

以上、よろしく御審議の上、原案のとおり御可決賜りますよう、お願いいたします。

○白石委員長　それでは、御質疑をお願いいたします。

海津委員。

○海津委員　質問をさせていただきます。１点、まず先にお伺いさせていただきたいと思います。

先日の議会運営委員会でも、常任委員会や特別委員会のインターネット中継や録画配信を求める請願は不採択となりました。その審査の中で、様々な事情で委員会で傍聴できない区民に、審議を同時に届ける手段が現状ないことも確認しました。もちろん、インターネット中継をどうするかは、議会が判断することです。

ただ、私がここで申し上げたいのは、議会フロアを新しくするのであれば、誰のための改修なのかという視点を忘れてはいけないということだと思うんですね。議員や職員が使いやすくなることはもちろんです。しかし、シビックセンター、この名称ですよね、シビックセンターという、シビックということからも分かるように、区民の施設であります。今回の改修に当たって、実際に議会を訪れる区民の立場から、傍聴のしやすさや移動のしやすさ、案内の分かりやすさ、待つ場所などについて、どのような検討を、区は聞き取り、設計に反映したのか、お伺いしたいと思います。

○白石委員長　村岡保全技術課長。

○村岡保全技術課長　本工事は、議会フロアの改修工事なんですけれども、庁舎全体の機能の維持と、あとは利便性の向上、それから安全性の確保を目的として行う工事の一環でございます。

シビックセンター竣工後、30年以上が経過しておりまして、老朽化した空調や電気設備、

給排水設備などのインフラの全面刷新を予定しております。

傍聴の見やすさという観点ですけれども、例えば第１委員会室と第２委員会室であれば、新しく車椅子の方が入りやすいような扉を１箇所新設いたしますし、壁の位置も少し下げて、多少委員会室も広がりますので、傍聴席は多少増えるのかなというふうに思っております。

あと、電気設備とかモニター関係につきましては、現状のものを活用する方向で考えておりますけれども、見やすいように、電気の照明の配置位置を工夫したりして、なるべく見やすいような形で設計を行っております。

○白石委員長　海津委員。

○海津委員　ありがとうございます。今、設計が固まった段階ですけれども、運用や備品など様々多面的に考えていただいていることは確認できました。ただ、区民が、利用する側から見て、さらに改善できる点がないかということは、完成までに改めて御検討いただきたいと思います。

次に、この議会フロアだけの問題ではないと私は思っているんですよね。シビックセンターというまさに、何度も申し上げますが、シビック、区民のための施設というときに、何で議会フロアだけがきれいになり、私たちは区民、市民、市民にとってのシビックセンターって、何があれしたのかな、何でそこばっかり金かけるんだというふうに実際疑問に思われている方もいらっしゃるんですよね。

例えばシビックセンターには、手続や相談など様々な目的で多くの区民が訪れています。ところが、ちょっと座って休む、あるいは待つことができる場所というのは決して多くないんですよね。以前、このことで伺った際には、通路を確保する必要がある、消防法の制約などから、現在の場所にはこれ以上椅子などを置くことが難しいということを御説明を聞いておりますので、そのことは承知しているんです。安全を確保する必要があることは当然です。でも、だからといって、椅子を置けませんとか休憩できる場所、誰かを待つ場所、それこそ涼み処でやってくる方もいらっしゃるわけですよね。だから、椅子は置けませんで終わってはいけないと思っています。

高齢の方や障害のある方、妊娠している方、小さな子どもを連れた方、体調の優れない方など、座って待つ必要のある区民もいるわけですから、今の場所に椅子を増やせないのであれば、別の場所を活用できないか、空間の使い方を変えられないのか、置けない理由を考えるのではなく、どうすれば座れる場所を確保できるのかということを考えていただける、決して議会フロアだけではなくて、シビックセンターという名のとおり、皆さんのための居場

所でもあるんですよということが通じる改修を進めていただきたいと思うんですけど、区民が座れる、また、立ち寄れる、ここに居てもいいと思える場所をつくるというね、区民の居場所としての視点を改修の中に位置付けて考えていただきたいと思うんですが、そのあたりどのように検討されているのか、お伺いしたいと思います。

○白石委員長　村岡保全技術課長。

○村岡保全技術課長　まず、議会フロアの改修工事を先行して行う理由ですけれども、シビックセンター改修基本計画に基づきまして、議会フロア以外にも、我々職員の執務フロアの改修も予定しております。それに先立ちまして、議会フロア22階から上を先に実施していくということで、それが終わりましたら、順次、各執務フロアのほうの改修に着手していく予定でございます。

○白石委員長　阿部施設管理課長。

○阿部施設管理課長　委員御指摘のとおり、特に１階とか地下２階のところでは、かなり利用者の方、来訪者の方が休憩等で、ベンチ等を御利用されていることは見受けられてございます。昨今、今回、真砂図書館の事業で、予約図書の受取りボックスを１階のほうに設置した関係で、木製のベンチ、盛岡市寄贈のものが２つございましたが、ちょっと設置場所の制約から、所管の環境政策課と協議をしまして、地下２階のほうに１つについては移設をさせていただいたというところで、現状は、エントランスホールのところは消防法上の通路という位置付けもありまして、なかなかそういったベンチ等の造設は難しい状況ではございますが、これからもそういった利用者の、来訪者のニーズも把握しながら、そこについてはまた随時対応していければと思ってございます。

○白石委員長　海津委員。

○海津委員　いろいろ御工夫いただいているのは、３階のところの天空の広場ですかね、あそこのところにも、以前は椅子しかなかったところ、机も配置していただいて、非常にあそこで様々作業されてたりとかされている方たちを見ることが多くなりましたので、本当に十分検討していただいていることは分かります。ただ、やはり、実際ほかの自治体の新しくなったところとかの椅子とかスペースですね、見ると、文京区が、一瞬見るとあれだけ広いスペースに見えるわけですよね。そこのところをどういうふうにしていくのか。実際のところは使ってないのに、使えるんじゃないのとか、いろんなこともあるかと思いますので、そのあたりはさらなる検討を進めていただいて、何度も申し上げますが、文京区が改修に当たっても、区民一人一人を思い描いて、ここに居場所を持っていただくということを確認するよう

な改修計画を進めていただきたいと思いますが、最後に一言いただければと思います。

○白石委員長　阿部施設管理課長。

○阿部施設管理課長　実際、25階、旧レストラン跡地のところの改修につきましては、５階の区民会議室の機能を移転するとともに、ラウンジの部分にソファ等も置くような計画をしてございます。そういう形で、25階の部分では、展望ラウンジ以外にも、南側のほうでもそういうような休憩できるような憩いの場所をつくれればというところで、そういう視点を持ちながら、３階のほうのそういった場所も休憩できる場所を増設したいとか、可能な範囲で対応できるところは今後も対応はしていきたいというふうに考えてございます。

○白石委員長　海津委員。

○海津委員　分かりました。25階、分かります。ただ、あそこ有償ですから。無償のところをやはり増やしていっていただく。無償のところも備えていっていただいていることは十分承知していますけど、やはり無償で誰もが本当に気軽に来て、そこのところに座っているということ、非常に重要な視点だと思いますので、何かしら、今使われてないところを十分に検討していただいて、進めていただくことをお願いして、終りにいたします。

○白石委員長　続きまして、浅田委員。

○浅田委員　ちょっと22階の関係なんですけれども、議員の控室というふうに通常呼ばれていますけれども、実際は各議員ほぼ、これはもう全員が調べものをしたり、事務をする、あるいは打合せをするという、そういう場になっていると思います。で、そういうことをやっぱりより快適というか、やりやすいようにしていただきたいということなんですが、今、そういう事務を司る部屋というのが、物すごい何か研究をされていて、電気の配線だけに限らず、レイアウトに至る、あるいは間仕切りに至るまで、研究をされているというふうに伺っています。今回、図面は頂いているんですけれども、これ本来、議会のほうから要望が出たほうがいいのかもしれませんけれども、ぜひ、今、実際に進められている、民間でいろんな例が出されていますので、事務をすることにおいてね。ぜひ、ちょっと検討もいただけないかなというふうに思います。

もう一点は、ここに間仕切りの可動式というのが出てくるんですけれども、今、他の自治体の話を、特に23区で伺えば、非常に政党が多党化しているということなんですよね。ですから、多党化している、あるいは無所属の方が増えているというような状況の中で、この可動式というのをどう効率的にやっていくのかというのも必要になってくるというふうに思います。もちろん、話合いね、議会のほうで決める話ではありますけれども、そういういろん

な要件に対応できるということも、ぜひ事前に検討していただいていれば、利用についてはスムーズになるんじゃないかなというふうに思いますので、御意見いただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○白石委員長　村岡保全技術課長。

○村岡保全技術課長　昨年度及び２年前から、議会フロアの改修の計画は進めておりまして、各議員の皆様に要望のアンケートを取らせていただいたところでございます。要望の多かった内容といたしましては、防音性に関する御意見がもっとも多かったというふうに思います。それを踏まえて、壁の密閉性を高めるような設計にしております。

また、部屋の暑さということで、窓際が暑いというふうな御意見もいただきましたので、ガラス窓にフィルムを貼って、なるべく省エネになるような形で、対策も行っております。

あと、セキュリティ対策についても御意見をいただいておりましたので、そこにカードリーダーをつけて、セキュリティを高めているような設計にしております。

全ての要望にお応えできたわけではございませんけれども、可能な範囲で、かつ過度な仕様にならないような設計を行っております。

可動間仕切りにつきましては、22階にのみ設置をいたしますけれども、可動間仕切りを設置する場合、閉じられた空間になりますので、各部屋に空調設備ですとか消防設備をそれぞれ設置する必要があることからも、必要最小限の可動間仕切りの設置数、３か所から４か所の設置をさせていただきました。当初は、全ての応接室にも可動間仕切りを設置する予定で考えておりましたけれども、コストがかかり過ぎるというところで、必要最小限、議員控室、北側と南側に設置をさせていただいたものでございます。

○白石委員長　では、田中香澄委員。

○田中（香）委員　では、１点だけ。

今回の改修で、22階から24階までまとまった改修工事をしていただけることに、感謝をしております。

で、今までも、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方にのっとって改修を進めていただいて、障害の団体の方たちからも感謝の声が聞こえているんですが、今回も車椅子利用者や視覚障害者、聴覚障害者、また介助を必要とする重度障害者の方たちのトイレ環境ということについても、一定御配慮いただいているというふうに認識しております。

そういったユニバーサルデザインシートや大型介助ベッドなども、今回どのように設置していただけるのかということでございます。車椅子が十分展開できるスペースですとか、オ

ストメイトの設置ということは、もう当然やっていただかなければいけないということなんですが、そのあたりの設置状況ですとか、あとは、そういった方たちの声をいろいろ伺って、今回やっていただいたとは思うんですが、主にそういった御要望で声の大きかったことがあったら教えていただきたいと思っております。

○白石委員長　村岡保全技術課長。

○村岡保全技術課長　今回の22階から24階の改修工事におきまして、トイレの改修も行いますけれども、23階と24階のバリアフリートイレ内にユニバーサルシートの設置を予定しております。これまで地下２階ですとか３階にも設置してまいりましたけれども、車椅子の方が十分展開できるようなスペースの位置にユニバーサルシートを設置しております。そのほかにも、ベビーチェアですとかベビーベッドなんかも設置するように考えております。

あと、トイレの音声誘導装置ということで、これは22階から24階のトイレ前に全て設置をいたします。視覚障害者の方がトイレに近づいたら、シグナルエイドという機械を持っていれば、音声案内でトイレの位置を誘導していけるというような装置も設置する予定でございます。

当事者の方からの御意見というのは、特に頂戴はしておりませんけれども、これまで様々な場所でトイレ改修を行ってまいりましたので、それらの実績ですとか経験を踏まえて、設計をさせていただきました。

○白石委員長　田中委員。

○田中（香）委員　ありがとうございます。23、24階に介助用ベッドが設置されるということを確認させていただきました。また、音声誘導も導入していただけるということで、よくなっていくんだろうなというふうに、喜んでいただけるんだろうなというふうに確認させていただきました。

今、それができる間、私たち、21階で執務しているんですが、奥行きが思ったよりあって、ノックがなかなか聞こえないとか、あと、電話を、相談をしているスペースにいると、自分のデスクからすごく離れているので、物すごく距離があって、何とか電話を真ん中ぐらいで使えるように、あれっていうのは何とかなるんでしょうかね。そのあたりの、この間のしのいでいる１年ちょっとを快適に過ごしたいなと思っているので、もしお金をかけないで改善できることがあったら、また検討していただきたいと思うんですが、その点について、ほかの区議も少し御不便があって、皆さん我慢してやっていらっしゃると思うんですけれども、そのあたりで改善できるところがあったら、共有しておきたいんですけれども、いかがでし

ょうか。

○白石委員長　村岡保全技術課長。

○村岡保全技術課長　今、21階に皆様、仮移転をしていただいているところでございますけれども、確かに奥行きが現在の22階よりも広いので、奥にいるとノックがなかなか聞こえづらいというのは聞いているところでございます。

　で、今、我々施設管理部の職員は、昔、21階だったんですけれども、今、13階に移転しておりまして、13階では、チャイムを置いて、ピンポンと鳴らしてもらって、それが内部のほうに聞こえるような形にしておりますので、そういった運用ができないかどうかというのはちょっと検討させていただきたいなと思います。

　あわせて、電話配線につきましても、ある程度、改修工事というか、簡易な形になりますけれども、工事が必要になりますので、ここも可能かどうかというのは検討していきたいと思います。各部屋ごとに対応するというのか、21階の仮控室一斉にやったほうがいいのかというのは、今後また御相談させていただければと思います。

（「ありがとうございます」と言う人あり）

○白石委員長　引き続いて、金子副委員長。

○金子副委員長　では、シビックの議会フロアということですけれども、私は、今年の３月の予算委員会で、シビックセンターの改修の予算に関わって、その当時、国交省が検討していたと思うんですけれども、男女トイレの数というのは、いわゆる公共施設で不特定多数の人たちが来る施設で、女性のトイレが、いろんなところで行列していると。これは人権問題なんだと。国もそういうふうに気がついて、検討しているというのを紹介いたしました。

　その後、この３月末に国交省のほうは、男女のトイレの数を、便器の数の指針というのを決めているというふうに思うんですね。それはどのようになったのかということをお示しいただきたい。

　それからもう一つは、今回の工事対象になる22、23、24階の男女のトイレの数はどのようになるのか、それも御説明をお願いしたいと思います。

○白石委員長　村岡保全技術課長。

○村岡保全技術課長　国交省からは、今年の６月に、「トイレの便器数に係る基準と適用のあり方に関するガイドライン」というものが発出されております。そのガイドラインの中には、原則として女性用の便器数を男性用の便器以上に設定することが望ましいというふうにされております。

今回のシビックセンターの議会フロアの改修工事におきましては、トイレの面積につきましては、物理的な制約ですとか配管の設備があることから、大幅に増やすことはできませんでしたけれども、22階の北側の給湯室を多目的トイレに改修させていただくというようなことをしております。

現時点でのシビックセンター全体の男女の便器数につきましては、今、男性用の場合は、大便器と小便器の合計ですけれども、260個、女性用が159個ということで、おおむね男女比６対４の割合になってございます。

○白石委員長　金子副委員長。

○金子副委員長　今回の工事の22、23、24階の男女比というのは、どうなるんですか。

○白石委員長　村岡保全技術課長。

○村岡保全技術課長　22階で申し上げますと、男性用が６、女性用が３、23階は男性用が５、女性用が２、24階も同じく男性用が５、女性用が４でございます。

○白石委員長　金子副委員長。

○金子副委員長　物理的制約があるので、国のガイドラインでもそういうことありますというふうに書いてあるのを私も読みましたが、24階、23階については、シビック全体の男女比よりも女性の数のほうが少ないというふうになっていて、これは、これだけのお金をかける工事としては、今の時代どうなのかなという気がいたします。

それで、もう一点聞きたいんですが、今度、これ契約の話になるかと思うんですが、入札結果調書を見ました。それで、議会フロアの工事のほうですけれども、質問は、これもちょっと何回か前の議会で質問したんですが、公共工事の発注をして、入札をするときなんでしょうかね、工事費の内訳書を出すということがもう必須ですよということになったわけですね。自治体によっては、何か公開しているところもあるようでありますけれども、例えば議会フロアの改修工事については、今回受注をされている事業者さんの１回目の入札金額から最終的に決定したところまでは、３％減っているわけですね。それから、電気工事でいくと、同様の比較で13％減っていました。そうしてみると、内訳書の中でどこが減っているのかということについては、分かるんじゃないかと思うんですね。

で、国交省が定める標準書式でいうと、その内訳書の科目というのは、材料費、労務費、法定福利費、それから建設業退職金共済、建退共の掛金、それから安全衛生経費と、この５項目があると思うんですよ。文京区の書式を見ても、たしか同じようになっていたと思うんですが、それで、今言った中でいえば、これは内訳書の示すということの趣旨は、つまり労

務費、法定福利費、建退共の掛金、安全衛生経費とかは、そんなに落としちゃ駄目ということですよね。なので、では材料費がどんどん下がっていいのかというと、そういう単純なものでもないということなので、それは今言ったところでどのように示されていて、今のこの決定額との減額率との関係でいうと、どこが減っている。で、履行の品質上は大丈夫というふうに、どう判断しているのかというのを、これ御説明いただきたい。

○白石委員長　木口契約管財課長。

○木口契約管財課長　まず、今回の入札の経緯なんですけれども、御指摘のように、今回、いわゆる８号随契というところで契約しておりますので、当初の入札では予定価格を上回る事業者がなかったところでございます。その後の随意契約の交渉の中で、結果として今回の予定価格を下回る価格でも、この２つの事業者とも対応が可能ですよということで、結果として予定価格を下回る契約での締結が可能となったところでございます。

ですので、我々、もともと予定価格以下で札を入れた事業者さんと契約するというのが基本でございますけれども、今回、適切に設定された予定価格よりも少し下の金額で、事業者さんのほうからこの金額で対応可能だというふうに申出をいただいております、交渉の結果ですね、申出をいただきましたので、こちらの契約で十分履行が可能なものと契約管財課では認識しております。

○白石委員長　村岡保全技術課長。

○村岡保全技術課長　トイレにつきましては、先ほども御答弁させていただいたんですが、ユニバーサルシートですとか、ベビーベッドやおむつ交換台などのユニバーサルデザインを優先して、これまで整備をしてきたという経緯もございます。

また、以前であれば、和式だったものを洋式化して改修するなど、様々できることは行ってまいりました。

今回の、議会フロア改修におきましても、22階の給湯室を多目的トイレに転用するなど工夫をしているところでございますが、今後、ガイドラインの様々な工夫やいろんなスペースを組み合わせることによって、ガイドラインの趣旨に沿った対応ができるよう努めてまいります。

○白石委員長　金子副委員長。

○金子副委員長　トイレのその国の指針ですけれども、これは予算委員会で私、申し上げたように、人権保障という観点で、そういうふうな流れになっていると。そういう御認識はありますか。

○白石委員長　村岡保全技術課長。

○村岡保全技術課長　待ち時間の関係から、女性用の便器数を多くしましょうというふうなことで、人権問題に直結するということだと思います。物理的に増やせるところは増やしていきたいと思いますけれども、いろんな工夫を重ねていって、そのガイドライン、指針に対応していきたいと思っております。

○白石委員長　金子副委員長。

○金子副委員長　それから、その内訳書の内容については、全体の結論は、適正に履行確保できますと、結論はそうなんですけど、それがなぜなのかというのを先ほど聞いたので、例えば建築工事のほうで３％減っているんだけれども、これに対応して、例えば法定福利費が３％減っているとか、建退共の掛金が３％減るとか、そういうことはあったんですか。それとも、そうじゃないというふうに、そこのところを確かめているのかと。これ確かめられると思うんですよ。入札の初回のときに内訳書を出してもらうと。それから、落札者に求めている詳細な内訳書というのを出してもらうというふうに書いてありますけど、それについても、同じ費目で出してもらうようにしたんですよね、これね。そうですよね。だから、確かめられると思うんです。その確かめた結果を具体的に説明していただきたいんです。

○白石委員長　木口契約管財課長。

○木口契約管財課長　ちょっと今、この場でその内訳の具体的な数字については、すみません、持ち合わせてないので申し上げられませんけれども、先ほど申し上げた趣旨としては、もともとこちらの事業者の方、両者とも、予定価格を上回る金額で当初入札でお示しいただいたところでございます。予定価格を上回るところを基準に、副委員長がおっしゃるように、何％か低い価格で札を入れ直してというか、交渉の結果、そういった金額でも対応可能ということで、そういった交渉が成立したところでございますので、それぞれの内訳が何か今回の随意契約の結果出てきたところで、まず総額としても予定価格よりも下回っておりますし、何か内訳のところで、特別に何かこちらのほうで事業者さんに申し上げられるようなことは特になかったので、契約に至っているところでございます。

○白石委員長　金子副委員長。

○金子副委員長　では、その議論はまたやりたいと思いますが、最初と、入札の初回と落札したときの内訳書って、だから２種類あるわけでしょう、実際。あるわけですね。それをちょっと確かめて、今後はね、いただきたいというふうに思います。

それから、次の点ですが、今回の本会議での質問で、シビックセンターの全体の改修計画

についても聞いているわけですけれども、シビックセンターの改修の視点の中には、設備などを更新することによって、経費の縮減ということの視点で改修するんですと。先ほどもそういう視点でやるんですという、その趣旨の御答弁があったというふうに思うんです。私たちが本会議で聞いたのは、では、例えば電気代とか、どれぐらい縮減できるんだという、そのシミュレーションというか、試算をしているんですかというふうに聞いたんだけれども、していますという明瞭な答弁はなかったというふうに思うんですね。

それで、今回の議会のフロアで、電気設備３億、それからこの後、中間議決に出てきますけど、それはそのときにやるとして、そういう設備関係というのは、非常に今、高騰していますよね。そうすると、今回の議案という点で、どれぐらい縮減、エネルギー消費なんかができるのかと。それはどのように説明できるのかというのを聞きたいんです。

特に、今回の工事の中には、電気のほうの改修工事で、ＬＥＤとか音声誘導装置の新設と、こういうものはいいと思うんですよ。だから、全体としては、そういうことでシビックセンターの改修基本計画で示しているわけだから、縮減するということでね、今度の工事ではどのようなことになるんですか。

○白石委員長　村岡保全技術課長。

○村岡保全技術課長　今回は建築工事と電気工事なんですけれども、あさって御審議いただく設備工事なんかも含めて設計をしているんですけれども、最新の高効率の設備に更新することによりまして、まずは運用コストが削減できるかなというふうに思っております。毎月の光熱費については、当然抑制されるものと考えております。具体的な金額につきましては、試算をしているわけではございませんけれども、一般的にいいますと、30年前の設備を更新すると、20％から、物によっては50％近くまで削減できるものもあるというふうに聞いております。ただ、削減額自体は、工事後の推移をちょっと見てみないと正確なものは出てこないのかなというふうに思っております。

また、老朽化した空調や電気設備、照明設備を更新することによって、突発的な故障への対応ですとか、高額な緊急工事への対応というのも低減が図られるのかなというふうに思っております。

それらの観点から、総合的に老朽化した設備については、改修してまいりたいと思っております。

ＬＥＤ化につきましては、昨年もたしか御答弁させていただいたと思いますけれども、おおむね16年か17年程度もつというふうにされておりますので、消費電力量についても、約７

割ぐらい削減できるものと見込んでおります。

○白石委員長　金子副委員長。

○金子副委員長　試算はしてないということであります。で、私たちは、今、聞いたようなことを、やはり工事を公共施設についてやるときは、区民などに説明をすると。説明会。これをずっと求めてきているんですけれども、これはやるべきだというふうに思うんですね。大きなお金ですから。これはやるつもりがありますか。

○白石委員長　村岡保全技術課長。

○村岡保全技術課長　以前より御答弁させていただいているところでございますけれども、これまでも区のホームページ等を通じて周知しておりますので、説明会等を行う考えはございませんけれども、工事の実施に当たって、利用者への影響をなるべく抑えることが重要かなと思っておりますので、工事の時期ですとか、立入りの制限や代替動線が生じた場合などは、町内掲示等を活用して、周知不足にならないよう努めてまいります。

○白石委員長　これで、議案第51号、52号の審議を終了いたします。

態度表明を議案第51号、お願いをしたいと思います。

自由民主党さん。

○吉村委員　本件請負契約は、その内容も妥当であると考えます。本件改修工事については、工期を遵守して、適正に遂行していっていただければと思います。自由民主党、議案第51号、賛成とさせていただきます。

なお、シビックセンター改修の工事全体については、区民を含め、利用者の視点で改善、改修を進めていただければと思っております。

○白石委員長　公明党さん。

○田中（香）委員　議案第51号、先ほど要望、また質疑させていただきました。これからもその要望を反映していただいて、工事やっていただきたいと思います。公明党、賛成です。

○白石委員長　ＡＧＯＲＡさん。

○浅田委員　あくまで区民の利便性という観点からの改修をお願いします。その上で、賛成をいたします。

○白石委員長　区民が主役さん。

○海津委員　本議案について、区民が主役の会は賛成します。

なお、老朽化への対応は、安全性の確保、議会活動を支える環境整備は必要ですが、一方、各会派の部屋に給湯器が整備されることについては、区民から、なぜ各会派に必要なのか、

職員は各階に１つなのに、議員特権ではないかという声も聞きます。だからこそ、一つ一つの整備について、なぜ必要なのか、税金の使い方として、区民に合理的に説明ができる言葉を持っていっていただくことを求めます。

また、大規模な改修によって、ここは自分たちの議会だ、ここは自分たちのシビックセンターだと区民が実感できる場所にアップデートをさらにしていっていただくことを求め、本件に賛成いたします。

○白石委員長　日本共産党さん。

○金子副委員長　議案第51号ですが、私たちは、シビックセンターの全体の改修が、この間調べた範囲では、18年間で286億円かかると。これの金額というのは、設計費と消費税を含まない金額ですから、単純に２割増しすると300億円を優に超えるという改修工事になってくるわけですね。そこに物価高騰がという話になると、どうなるのかという見通し。それから、その後、18年たったらまた改修が必要になるんじゃないかという、それはもう当然、建物を維持する以上そうなると。そうなると、区財政運営との関係とか考えたときに、この間、これは平行線のようですけれども、やっぱり数字を並べれば、シビックセンター改修基本計画が示している改修工事費の平準化というのは、実現できてないというふうに思うんですね。

今回の議案でいうと、そういう時代になったというのはありますけれども、人権保障の観点だというのはお認めになったので、それは大事な点だというふうに思うんです。しかし、トイレの数というのは、非常に遅れた到達で推移するということでありますし、加えて、この間、私たちが要求してきている、莫大な税金の支出ということに見合う形での区民への説明が不十分だと、不足をしているというように指摘をしてまいりました。議会控室を使わせていただいて、設備が古くて困ったというのは、さほど使い手としてはなかったわけでありまして、ここの改修については、私どもは、この後、電気のときに出てきますが、ＬＥＤとかそういうものに縮減するという努力が極めて求められるということを一貫して申し上げてまいりましたので、本議案51号については、反対をいたします。

○白石委員長　永久の会さん。

○山本委員　議案第51号、賛成します。

○白石委員長　審査結果を申し上げます。

賛成６、反対１、よって原案を可決すべきものと決定をいたします。

続きまして、議案第52号の態度表明をお願いいたします。

区民が主役さん。

○海津委員　区民が主役、本議案、賛成いたします。先ほどと同じことをよろしくお願いしたいと思います。

○白石委員長　永久の会さん。

○山本委員　議案第52号、賛成します。

○白石委員長　ＡＧＯＲＡさん。

○浅田委員　52号、賛成をいたします。

○白石委員長　公明党さん。

○田中（香）委員　52号、賛成いたします。

○白石委員長　自由民主党さん。

○吉村委員　自由民主党、議案第52号、賛成いたします。先ほどと同様の意見を付します。

○白石委員長　日本共産党さん。

○金子副委員長　議案第52号の電気工事ですが、工事項目の中にある音声誘導装置の新設とかこういうのは、今の状況に見合った形でつけていただくというのは歓迎いたします。しかし、工事全体については、議案第51号と同様の理由で反対をいたしたいというふうに思います。

○白石委員長　議案第52号の審査結果を申し上げます。

賛成６、反対１、よって原案を可決すべきものと決定をいたします。

―――

○白石委員長　次に、付託請願審査６件に入ります。

請願受理第13号、場外馬券売り場（後楽園オフト）の撤去を求める請願ですが、文京区議会先例により、請願の紹介議員は、付託委員会における請願審査を傍聴することとしておりますが、本日、紹介議員である板倉議員が病気療養によって不在となっていることを皆様にお知らせをさせていただきます。

請願文書表のデータ３ページを御覧ください。

……

・受理年月日及び番号　　令和８年９月８日　　第13号

・件　　名　　場外馬券売り場（後楽園オフト）の撤去を求める請願

・請　願　者　　文京区本駒込５－15－12

新日本婦人の会文京支部

支部長　小　竹　　紘　子

・紹 介 議 員　　板　倉　　美千代

・請願の要旨　　次頁のとおり

・付託委員会　　総務区民委員会

・請 願 理 由

区は、東京都への後楽園競輪再開に断固反対する要請文の中で、「文京区は、鷗外、一葉、漱石をはじめ多くの文人が住み、作品の舞台となった歴史と文化のまちであり、東大をはじめ多くの学校が所在する教育のまちに競輪はふさわしくない」と述べています。私たちは、私たちの住むまちをギャンブルのあるまちとして継続させたくありません。

ギャンブルは法で禁じられていますが、国は公営ギャンブルの収益を公共事業や地方自治体のための財源としています。賭博が違法である一方で、公営賭博は法律による特別の許可と「公益性」があるとして特別法によって例外的に合法化されています。

「カジノいらない！東京連絡会」（以下連絡会）は７月15日、東京都に対して、ギャンブル依存症を誘発する施策をとらないよう求める請願で、ギャンブル依存症が本人や家族の生活を破壊し、多重債務や家庭内暴力、犯罪、自死などを引き起こす要因となっていると強調し、都民をギャンブル依存症から守るよう求めました。都議会はカジノ検討状況について「メリット、デメリットの両面から総合的に検討している」と繰り返しています。

連絡会は『ギャンブル依存症対策について「カジノをつくるなかで対策すればよい」という議論があるが、依存症にならない対策が必要で、本人や家族が依存症で傷ついてからでは遅い。カジノの問題点を伝えていきたい』と語っています。

「文の京」文京区からギャンブルの問題点を発信し、場外馬券売り場の撤去を要求するとともに、関係各方面に撤去を働きかけてくださるよう請願致します。

・請願事項

１　場外馬券売り場（後楽園オフト）を撤去してください。

２　中央競馬場外勝馬投票券発売所の撤去を関係各方面へ働きかけてください。

……

○白石委員長　この請願は、場外馬券売り場（後楽園オフト）の撤去と、中央競馬場外勝馬投票券発売所の撤去について、関係各方面への働きかけを求めるものです。

御質疑のある方、お願いいたします。

では、金子副委員長。

○金子副委員長　請願理由の中に、今年の７月に、カジノいらない東京連絡会の皆さんが東京都に対して、ギャンブル依存症対策などについて、いろいろ働きかけをしているということ

が書かれております。

その後、調べますと、８月に全国カジノ賭博場設置反対連絡協議会の代表幹事の方が東京で講演をされています。弁護士の新里宏二弁護士さんですね。この方がおっしゃっているんですけれども、今、オンラインカジノが氾濫し、公営ギャンブルのオンライン化が深刻だと。ギャンブル依存症による借金や自己破産件数が増えていると、こう指摘をされています。

東京のこの競馬についても、インターネットでの馬券の販売が非常に増えていると、極めて増えていると。この間、このことについては、この委員会でも確かめたり、質問があったりして、それ分かっているわけでありますが、そうすると、この新里弁護士さんの指摘というのも重く受け止める必要が私はあるんじゃないかというふうに思います。

９月に入りますと、都議会でこのことに関して質疑されているんですが、東京都は、東京に、これ東京臨海部にカジノ誘致を計画して予算計上しているので、調査が行われているんですが、それに関わっての質問の中で、都内でのギャンブル依存症の増加の傾向などについて、その影響を試算していないというふうに東京都の理事者が答弁しているんです。これは東京の競馬でも、東京都の競馬組合が、これ馬券を売っている分でも、この間、ギャンブル依存症対策として、事前に登録すると、中に入れてくれないような措置を取ってあるとか、その人数が７人か８人かいますというようなことを聞いているわけですけれども、そもそもこういうギャンブルによる依存症の対策というのは取られているというのをこの間聞いているわけだけれども、では、その依存症増加の影響、そういうものについては、東京都23区全体でどのように捉えているのか、これを聞きたい。

それから、９月13日には、これは愛知県なんですけれども、カジノ問題に詳しい、鳥畑与一、静岡大学名誉教授の方が、世界的なカジノをめぐる状況を報告されているんですが、これは愛知県での学習会なんですが、ギャンブル企業の収益より、ギャンブル被害による社会的コストが上回っていると。これは鳥畑先生は、オーストラリアのビクトリア州の事例を示してお話しされているようなんですけれども、そう考えますと、東京シティ競馬の令和９年度、これ来年度の売上げ目標というのが既に出ていまして、2,100億円だと。競馬開催利益率というのは、3.4％というふうに書かれているんですね。そういう計算でいいと思うんですが、2,100億円の3.4％計算しますと、71億円の利益があるということになるんです。胴元としてはですね。

そうすると、この鳥畑先生の指摘からいうと、この71億円を上回る社会的なコストがかかっているというふうに、これはオーストラリアの例ですけれども、言っているんだけれども、

これ23区で競馬を推進しているということでいうと、こういうギャンブル依存症の社会的な費用、コストというのも、どのように見ているのか、いないのか、聞きたいと思います。

○白石委員長　畑中総務課長。

○畑中総務課長　ギャンブル依存症に関してですけれども、実際の依存症の方の人数の推移というところについては、国等が出している統計の数字というのは、我々も拝見はしておりますけれども、具体的に文京区で何人ですとか、そういった状況までは把握をしていないというところでございます。

この大井競馬におきましては、今、副委員長からもお話がありましたとおり、ギャンブル依存症対策ということについては、かねてよりこの対策をしっかりと取ってきているところでございます。インターネットによる販売も増えているという状況もございますけれども、インターネット投票についても、アクセス制限でありましたり、購入上限額の設定ですとか、そういったものを対策を取っておりますので、この取組を引き続き続けてまいるというところでございます。

この社会的な試算というところについては、ちょっと区のほうでは把握をしてございません。

○白石委員長　金子副委員長。

○金子副委員長　その最後のギャンブルによる被害に対応する社会的なコストというのは、文京区としては試算してないというのは、そうなんだろうと思うんだけれども、23区全体では、収益が上がって、寄附金もあるからいいねというふうにおっしゃる方もいるけれども、そうなっている。その反面、23区全体では、この依存症対策というのをやっているというんだけれども、依存症対策の実際の統計は国が持っているというだけでしょう。ギャンブル依存症に関わる社会的なコストというのは、23区全体では試算しているものというのは何かあるんですか。もしくは、今日、数字を言えなくても、やっているとかやってないとか、それはお聞きになったことはありますか。

○白石委員長　畑中総務課長。

○畑中総務課長　そのような数字については、お聞きしておりません。

○白石委員長　それでは、各会派の態度表明をお願いしてまいりたいと思います。

請願受理第13号、自由民主党さん。

○吉村委員　請願第13号ですが、今までにも同趣旨の請願が同じ方から何度も出ておりまして、その都度議論は尽くされているものと考えております。よって、自由民主党、請願第13号、

１項、２項ともに不採択とさせていただきます。

○白石委員長　公明党さん。

○田中（香）委員　本請願につきましては、同趣旨の請願につきまして、これまでも議論を尽くされて、兼ねてきてまいります。今回、従来の判断を変更するような状況の変化は特段認められておりませんので、公明党といたしましては、本請願を不採択とさせていただきます。

○白石委員長　ＡＧＯＲＡさん。

○浅田委員　ＡＧＯＲＡとしては、１項、２項とも不採択ということになります。

一応、私としても、現場というか、現地に行って、昔とは随分変わったなという印象を持っています。昔はどちらかというと、こういうことを言っていいかどうか分からないけど、ワンカップを片手に、赤鉛筆を耳に当てて、競馬新聞を見ながらという、そういう雰囲気があったのは、これは確かなんですよね。そういった雰囲気を変えてほしいという区民の皆さんの声があった。これも確かです。それについて、一定の改善、実際行ってみれば分かりますけれども、物すごい大きな改善もされています。ですから、もちろん、ギャンブル依存症については、大きな課題ですから、それに向けては、国の動き等々を含めて、注視しつつ、行っていただきたいということを申し添えて、不採択というふうにいたします。

○白石委員長　永久の会さん。

○山本委員　永久の会、請願第13号、毎回このような趣旨の請願が出されております。この新日本婦人の会の支部長の小竹紘子さん、私、お家が近いんですけれども、最近お見かけしないので、どうなされているかなと思って、いろんな人を聞くと、元気だということなので、よかったなというふうに思っております。

ただ、この請願に関しましては、毎回申し上げているように、一定数、競馬を健全に楽しんでいる方がおられるということで、今回も１項、２項とも不採択でお願いします。

○白石委員長　区民が主役さん。

○海津委員　ギャンブル依存症によって、本人や家族の生活が深刻な影響を受けることの懸念は、私たちも共有しています。予防とともに、相談や支援につながる体制を充実させることは重要だと考えます。ただし、そのことから直ちに場外馬券売場の撤去を求めるという結論には至りませんでした。区民が主役の会は、請願１項、２項とも不採択です。

○白石委員長　日本共産党さん。

○金子副委員長　請願者の新日本婦人の文京支部の皆さんは、支部長の小竹さんも含めて、大変お元気ですので、こういう請願を出していただいていると。昔のね、御神輿担ぐほどじゃ

なくなりましたけれども、小竹さん……。

それで、請願質疑の中で明らかにしましたけれども、請願理由のところにあるように、今、ギャンブル依存症対策というのが非常に深刻な状況になっております。したがって、23区全体でやっている競馬について、ギャンブル依存症対策はやっているけれども、その被害に対する社会的なコストはどうなっているのかと、こういう試算を持ってないというのは、その対策の有効性、妥当性というのが果たしてどうなのかというような疑問符がつくわけでありますね。

で、その依存症による不幸というか、負の側面というのは、限りないわけでありまして、今回、請願理由に書かれている限りでいっても、本当にこういう要素をなくしていかなきゃいけないというふうに強く思います。そこで、請願事項１についても２についても、採択というふうに主張したいというふうに思います。

○白石委員長　請願受理第13号の審査結果を申し上げます。

採択１、不採択６、よって原案を不採択すべきものと決定いたします。

続きまして、請願受理第14号、文京区は「非核平和都市」の理念に基づき日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求めることに関する請願です。

請願文書表のデータ５ページを御覧ください。

……

・受理年月日及び番号　　令和８年９月８日　　第14号

・件　　名　　文京区は「非核平和都市」の理念に基づき日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求めることに関する請願

・請　願　者　　文京区小日向３－７－３
原水爆禁止文京協議会
小　林　　秀　一　外71名

・紹 介 議 員　　石　沢　　のりゆき

・請願の要旨　　次頁のとおり

・付託委員会　　総務区民委員会

・請 願 理 由

核兵器禁止条約が2021年１月に発効され、人類史上初めて核兵器を違法化する国際法が誕生し、５年が経ちます。その間、核兵器禁止条約は国連加盟193カ国のうち約半数にあたる95カ国が署名、74カ国が批准しています。

唯一の戦争被爆国である日本政府は、核兵器廃絶の先頭に立たなければなりません。一日も早く、核兵器禁止条約へ署名・批准し締約国となるよう、国へ働きかけることを強く求めます。

文京区は1983年に『非核三原則の堅持とともに核兵器の廃絶と軍縮を全世界に訴え、「非核平和都市」となることを宣言』しています。世界に目を向け、今こそその歴史的役割を認識し実践することが求められています。

・請願事項

１　日本政府は核兵器禁止条約に署名・批准すること。

……

○白石委員長　この請願は、日本政府に対し、核兵器禁止条約に署名・批准することを求めるよう、区に働きかけを求めるものです。

それでは、御質疑をお願いいたします。

では、金子副委員長。

○金子副委員長　請願14号ですね。核兵器禁止条約ということですけれども、９月23日にアフリカ西部のガボンという国が新たに核禁条約に署名して、署名締約国は101か国になったということであります。

日本国内でも様々な運動、この夏も含めて、取り組まれておりましたけれども、たまたま昨月９月９日に、ＪＲの御茶ノ水の駅前で、核兵器禁止条約の署名・批准を呼びかける署名に取り組まれることが、新聞赤旗でも報道しているんですが、その記事の中にこういうのが書かれているんですね。署名した東京都文京区の高校生（17歳）は、こう言っていると。核保有国は、核兵器が戦争を防ぐというが、保有国自身が戦争をエスカレートさせていると指摘し、核抑止論を批判しました。こういう会話があったという、レポなんですけどね。

それで、文京区もこの７月の下旬に、戦災・原爆資料展をやっていただいたということであります。原爆の資料のねやったと。で、平和首長会議が取り組んでいる署名も置いていただいたということでありますけれども、今年の夏のこの平和事業、原爆資料展、戦災資料展ではどんな感想が寄せられていましたか。特にこの核兵器の問題については、どんな感想が寄せられていたか、紹介していただけないでしょうか。

○白石委員長　畑中総務課長。

○畑中総務課長　今年も７月に区民平和の集いということで、原爆、戦災の資料展を実施いたしました。実際に来られた方の中には、若い方もいらっしゃるということで、今年、去年も

そうなんですけれども、子ども向けのワークショップを実施しまして、小学生、中学生と、その保護者の方もいらっしゃったということで、ワークショップを受講された後に、この資料展なんかも御覧になって、特にお子さんなんかは、今まで戦争の悲惨さというものを知らなかったというところで、新たに今回、写真等の展示を見て、実感することができたというような御意見もいただいておりますので、非常に意義のあったものであるというふうに考えてございます。

○白石委員長　金子副委員長、いいですか。せっかく感想を言っていただいたから、その感想をどうぞ。

○金子副委員長　御指名ですので。今、ワークショップをやっていただいたというのは、昨年に続いてということだというふうに思います。新たな取組で、参加型でやっていただいて、さらにこれ続けて、やっぱり若い世代の人たちに戦争の体験、それから原爆、核兵器の実相というのを継承していくというのは、今、この平和をつくっていく上で、非常に大事な焦点になっているというふうに思うんですね。だから、そういう取組をぜひ頑張っていただきたいなというふうに思っています。

戦争の体験を話された方のお話を私もお聞きしましたけれども、それに対して高校生から質問が出ていましたよね。今の時代だったらインターネットとかで戦争する相手の国の国力とか国の状況というのは調べられるけど、当時、日本が戦争を始めたときに、アメリカや中国なんかを含めて、勝てると思っていたんですかという質問が出ていましたよね。戦争体験を話された方は、勝てると思っていましたということなんですよ。それだけやっぱり当時は情報が統制され、平和や自由を求める運動というのは、迫害というか、弾圧されていましたから、その影響であり、当時の教育の影響であるわけでありますけれども、それだけに、自治体が戦争の実相というのを多くの人に知ってもらう。とりわけ核兵器をなくすというふうにね、唯一の被爆国である日本が進んでいくと。そういう取組に資する取組を、文京区としてもこういう事業でやっていただいているというのは、大変重要だというふうに思いますので、引き続き頑張っていただきたいなというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○白石委員長　それでは、請願受理第14号の態度表明をお願いいたします。

区民が主役さん。

○海津委員　核兵器によって、人の命と暮らしが再び奪われることは絶対あってはなりません。唯一の戦争被爆国である日本政府は、核兵器の廃絶に向けた具体的な行動を進める必要があ

ります。文京区の非核平和都市宣言の理念を実現するためにも、日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める本請願を、区民が主役の会は採択いたします。

○白石委員長　永久の会さん。

○山本委員　永久の会、第14号、この件に関しましては、国において議論がなされるべきものと考えますので、不採択とさせていただきます。

○白石委員長　ＡＧＯＲＡさん。

○浅田委員　この請願を出されました小林さんとは、私もいろんな平和運動とか携わっているんですけれども、この小林さんと何度かお話をする機会がありまして、非常に誠実な方で、私どものこの平和運動とは意見が非常に似通っているというふうに思っています。

　で、やはり文京区が平和に対して明確な姿勢を見せる、するということは、必要だろうというふうに思います。したがいまして、請願事項１につきましては、採択いたします。

○白石委員長　公明党さん。

○田中（香）委員　公明党は、請願第14号ですけれども、核兵器の廃絶を目指し、被爆者の皆様の思いを受け止めながら、核兵器のない世界の実現に、公明党は取り組んでおります。核兵器禁止条約の意義を高く評価し、日本が将来、同条約を批准できるよう、環境整備を進める立場でございます。

　公明党区議団もこの夏、広島原爆資料館へ視察に行きまして、改めて戦争の悲惨さと平和の尊さを体中にとどめてくることができました。核兵器の廃絶の実現に向けて、まずは日本政府のオブザーバー参加を実現し、核保有国と非核保有国の対話を促しながら、核軍縮を具体的に前進させることが重要と考えております。

　本請願に込められた核廃絶への願いは共有をいたしますけれども、現段階での署名・批准を求める請願事項には賛同できないため、不採択とさせていただきます。

○白石委員長　自由民主党さん。

○吉村委員　文京区は、非核平和都市宣言も行っておりますし、その理念は重要なものであると考えております。もっとも日本政府が核兵器禁止条約に署名・批准するか否かについては、文京区の所管事項ではございません。したがって、請願第14号、自由民主党は不採択とさせていただきます。

○白石委員長　日本共産党さん。

○金子副委員長　請願14号ですね、1945年に広島・長崎に核兵器が初めて投下された後、７年間は原爆の被害などについて語ったり、報道することは厳しく禁止をされていたということ

であります。第五福竜丸が太平洋でアメリカの核実験で被爆をして、被爆したマグロが築地なんかに荷揚げされるということを通じて、やはり核兵器の影響というのを一切なくすということに進んでいかない限り、この核兵器の悲惨さから免れないんだということで、この原水爆禁止の運動というのは、要するに草の根の運動、つまり時の政府の政策、方針を乗り越える形で始まったという経緯を持っております。

したがって、現在の国の政策はこうだからというところにいたのでは、これ核兵器の廃絶というふうに進まないというのが過去のこの運動の教訓なんです。日本被団協の被爆者の団体の方の田中熙美さんもそのことを、昨日、埼玉県で講演されているという話をちょっと聞いたんですけれども、私は非常にそう思います。

したがって、自治体からこういう核兵器禁止条約の署名・批准してほしいということは、核兵器をなくす世界中の市民運動がこの核兵器禁止条約をつくっているわけで、核保有国の中でもそういう運動はありますけれども、唯一の戦争被爆国の中でも頑張って、こういうところまで到達しているということであります。

世界の核兵器数は今、１万2,241発という数で、これは広島型に直せば、もう何百倍、何千倍ということで、人類の絶滅の危機ということを田中熙美さんなどはおっしゃっています。これからの人のために、自分らは平和運動をやっているんじゃないと。今の瞬間、人類の生存が脅かされているんだから、やっているんだというのも、これ田中さんが強く講演で繰り返し各地でお話しされていますけれども、そういう視点で考えたときに、日本共産党区議団は、請願事項について採択ということで主張したいというふうに思います。

○白石委員長　請願受理第14号の審査結果を申し上げます。

採択３、不採択４、よって原案を不採択すべきものと決定をいたします。

続きまして、請願受理第15号、非核三原則の堅持を求める意見書を国に提出することを求める請願。

請願文書表のデータ７ページを御覧ください。

……

・受理年月日及び番号　　令和８年９月８日　　第15号

・件　　名　　非核三原則の堅持を求める意見書を国に提出することを求める請願

・請　願　者　　・・・・・・・・・・

・・・・・

・紹 介 議 員　　石　沢　　のりゆき

・請願の要旨　　次頁のとおり

・付託委員会　　総務区民委員会

・請 願 理 由

国際情勢の緊迫により、中東におけるイラン関連の軍事衝突をはじめ、世界各地で核兵器の存在が紛争のリスクを増幅させており、一歩間違えれば核を巡る惨劇が現実のものとなりかねない極めて危うい情勢にあります。

世界的な緊張に乗じるかのように、国内でも非核三原則の見直しや核共有を巡る議論が取り沙汰されています。今ここで私たちが声を上げなければ、長年守ってきた三原則が形骸化し、我が国が再び戦争へと巻き込まれていく強い懸念を抱かざるを得ません。

原爆の被害はあまりにも恐ろしく、人類が絶対に繰り返してはならない過ちです。被爆者の方々の高齢化が進む今、その痛切な思いと「核なき世界」への願いを引き継ぎ、形にしていくことこそが、日本が将来にわたって平和であり続けるための絶対条件です。

文京区は、1979年12月７日に平和宣言、1983年７月13日に非核三原則の堅持を含む非核平和都市宣言を行い、区民平和のつどい、戦災・原爆資料展などさまざまな平和事業を展開してきました。近年も、2022年３月４日にはロシアによるウクライナ侵攻に抗議する声明、2024年５月21日にはアメリカ合衆国の核実験の中止要請、2026年４月10日にはアメリカ合衆国とイスラエル国、イラン・イスラム共和国に対し平和的解決を求める声明を発表するなど、核兵器廃絶と軍縮を全世界に訴えてきました。加えて、文京区議会も、2022年３月14日にはロシアによるウクライナへの軍事侵攻に抗議する決議、2026年４月８日にはアメリカ合衆国、イスラエル国及びイラン・イスラム共和国に対し軍事行動の即時中止と平和的解決を求める声明を発表しています。

以上を踏まえ、下記のとおり請願いたします。

・請願事項

１　非核三原則の堅持を求める意見書を文京区議会から国に提出してください。

……

○白石委員長　この請願は、非核三原則の堅持を求める意見書を文京区議会から国に提出することを求めるものです。

なお、本請願は、意見書の提出を求めるための請願のため、全会一致の場合のみ採択とさせていただきます。

それでは、御質疑のある方、お願いをいたします。

金子副委員長。

○金子副委員長　請願理由のところに、一部引用されておりますが、文京区が1983年７月に、非核三原則の堅持を含む非核平和都市宣言を行っております。その文章は、非核三原則の堅持とともに、核兵器の廃絶と軍縮を全世界に訴え、非核平和都市となることを宣言する。これは昭和58年７月13日、文京区というふうになっております。

この宣言が出された経緯というのは、1983年の３月18日に、この文京区議会で非核都市文京区宣言に関する請願書が一部採択されたことによるものだというふうに承知をしておりますが、このとき、この請願採択を受けて、宣言をするということなんですけれども、この採択を受けて、区として、何か宣言をするということでいえば、それはこの非核三原則を含む平和宣言をしてほしいという、この部分の一部採択のところというのは、当然、全会一致で決まったんじゃないかというふうに思うですけれども、そこのところの経緯というのは、どのようになっていたんでしょうか。

○白石委員長　畑中総務課長。

○畑中総務課長　この非核平和都市宣言をするに当たって、請願が議会の中で採択をされたと経緯については、私どものほうでも確認をしたところですけれども、その採択が全会一致であったかどうかというところについては、ちょっと確認ができておりませんが、議会としても採択をされたという事実は認識してございます。

○白石委員長　金子副委員長。

○金子副委員長　確認できないというんだけれども、議会でいえば、決議みたいなものは全会一致でやることになっていますよね。区としても、宣言をするということは、全会一致という結果を受けたものだったろうというふうに思うんですよ。意見が議会内で割れているものを、自治体で宣言するというわけにはなかなかいかないというふうに思うんですね。

1983年当時は、まだいわゆる米ソの冷戦というような時代でありましたけれども、核兵器の使用ということも現実に取りざたされると、今もそうですけれども、いう時代でありました。その時代から、文京区は、非核平和都市宣言をしているわけですけれども、この宣言の内容というのは、文京区は今もそのとおりということで、有効だというふうに考えているんですね。

○白石委員長　畑中総務課長。

○畑中総務課長　この宣言の趣旨は、全く変わるものではございません。

○白石委員長　それでは、請願受理第15号の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○吉村委員　非核三原則については、現政府としても、政策上の方針として堅持しているところではありますが、本件請願事項は、そもそも文京区の所管事項ではございませんので、自由民主党としては、請願第15号、不採択とさせていただきます。

○白石委員長　公明党さん。

○田中（香）委員　公明党は、「持たず、作らず、持ち込ませず」の非核三原則を今後も堅持するべきであると明確に申し上げておきたいと思います。

ただし、国に意見書を提出するという、そういった取組もかつてからさせていただいておる経緯もございますことから、不採択とさせていただきます。

引き続き、被爆者の皆様の思いを次の世代へ継承し、核兵器のない世界の実現に向けて、引き続き取り組んでまいります。

○白石委員長　ＡＧＯＲＡさん。

○浅田委員　この夏の原水禁大会で高市首相が、日本政府は、これまで非核三原則を堅持してきましたという発言をされていました。別に勘ぐるわけじゃないですけれども、これ以降どうするかということについては、明言をされていませんでした。これは報道にあるとおりです。

日本政府がこれまで非核三原則というものを堅持してきていることこそが、世界に向けて、平和であり続ける、平和を訴え続けるということを宣言している最も基本的な内容なんですよね。この内容が。

ですから、ぜひ、これからもこの非核三原則堅持については、日本政府として継続していただきたいということと、ただ、危惧されるのは、一部において、一部というのは、一部の方からは、日本こそが核兵器を保有することが抑止につながるんだという声があるというのも、それは伺っています。だけれども、そういう姿勢だと、私は、ますます核兵器をどんどん作り出すということにつながっていく危機を感じているところです。

したがいまして、この請願事項については、採択をいたします。

○白石委員長　永久の会さん。

○山本委員　永久の会、この件に関しましても、国において議論がされるべきものと考えます。よって、不採択とさせていただきます。

○白石委員長　区民が主役さん。

○海津委員　核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」という非核三原則を将来にわたって

堅持すべきと考えます。国際情勢が厳しいときこそ、核兵器に依存する方向へ進むのではなく、核兵器の廃絶と平和的な解決に向けて力を尽くすことが必要です。非核平和都市宣言をする文京区の区議会として、国にその意思を明確に伝えるためにも、本請願を採択いたします。

○白石委員長　日本共産党さん。

○金子副委員長　請願15号でありますが、日本共産党は、採択を主張します。

理由は、地方自治体が行った、文京区が行った非核平和都市宣言、その中に、非核三原則は明確に書かれているわけですね。「持たず、作らず、持ち込ませず」というところで。今の首相は、どうも、内閣はといってもかもしれませんけれども、政府高官の中から「持ち込ませず」のところを変えたらどうかという現実の話が出ているということは、これまでも報道等により国会でも質疑があったりしているところです。

ですから、文京区として、こういう宣言をしているということの関係でいえば、先ほど、これは文京区は今も変わらないよと、認識はね、おっしゃっていただいたわけでありまして、平和に関する事務というのは、文京区の大事な仕事の一つなわけですよ。だから、区民の皆さんからこういう形で請願をいただいたときに、これからも非核三原則を堅持しようと、こういう形での意見書というのは、ぜひ1983年に引き続いて取りまとめるべきだろうというふうに思うんです。

世界情勢、いろいろ変わっていますけれども、核をめぐる危険性というのは、先ほど１つ前のときに紹介したような、被爆者の方自身がそれは変わってないんだというふうにおっしゃり、その方たちは、ぜひ頑張ってほしいということでノーベル平和賞も、一昨年ですけれども、受賞されるというような動きになっております。ぜひ、文京区議会からこの非核三原則を堅持という声を上げたいなというふうに思います。

○白石委員長　請願受理第15号の審査結果を申し上げます。

採択３、不採択４、よって不採択すべきものと決定をいたします。

続きまして、請願受理第16号、米政権がＩＣＣの赤根智子所長らを制裁対象にしたことを受け、国に対し、米政権に制裁を撤回するよう求める内容の「意見書」を文京区議会として提出することを求める請願。

請願文書表のデータ９ページを御覧ください。

……

・受理年月日及び番号　　令和８年９月８日　　第16号

・件　　名　　米政権がＩＣＣの赤根智子所長らを制裁対象にしたことを受け、国に対し、米政権に制裁を撤回するよう求める内容の「意見書」を文京区議会として提出することを求める請願

・請 願 者　　文京区千石４－35－16
「文の京」Future Design Initiative
屋和田　　珠　里

・紹 介 議 員　　石　沢　　のりゆき

・請願の要旨　　次頁のとおり

・付託委員会　　総務区民委員会

・請 願 理 由

トランプ米政権は８月18日、国際刑事裁判所（ＩＣＣ）の赤根智子所長ら２人を制裁対象に指定したと発表し、これまでにＩＣＣ裁判官18人のうち８人が制裁を受けていたこともあり、裁判官でもある赤根氏を加えて半数が制裁対象になりました。

2002年に設立されたＩＣＣは、戦争犯罪やジェノサイド（集団虐殺）をはじめとする重大な国際犯罪に関わった個人を裁く、極めて重要な常設国際法廷であり、米国やロシア、中国は加盟していないものの、加盟国・地域は125とされています。

今回の赤根氏らへの制裁に対し、ＩＣＣは「法曹が法を適用したことによって脅迫されるような事態が起きれば、国際的な法秩序は危険にさらされる」と批判しましたが、高市早苗首相は日米同盟に配慮し、「大変残念に思っている」と述べるにとどめ、表立って批判することは避けました。

しかし、事の重大性と世界的な影響を考えれば、もっと強く批判し、撤回を求めるべきであり、そうした日米関係を築くことが世界平和にもつながっていくはずです。

そこで、貴議会の総意として国に対し、もっと強く批判し、撤回を求めるべく「意見書」を提出していただきたく、下記を請願いたします。

・請願事項

１　文京区議会として、国に対し、ＩＣＣの赤根智子所長らを制裁対象にした措置を撤回するよう米政権に求める内容の「意見書」を提出してください。

……

○白石委員長　この請願は、文京区議会として、国に対し、ＩＣＣの赤根智子所長らを制裁対象にした措置を撤回するよう米政権に求める内容の「意見書」を提出することを求めるもの

です。

なお、本請願は、意見書の提出を求めるための請願のため、全会一致の場合のみ採択といたします。

それでは、御質疑のある方はお願い申し上げます。

それでは、態度表明をお願いいたします。

区民が主役さん。

○海津委員　請願第16号について、区民が主役の会は採択します。

理由は、戦争犯罪など重大な国際犯罪について、誰が行ったかにかかわらず、責任を問い、被害者の権利を守ることは重要です。そのために、国際刑事裁判所が独立して職務を果たせる環境がなお必要です。裁判官が職務を行うことに対して制裁を加えることは、司法の独立を脅かすものであり、容認できません。

日本政府に米政権への制裁の撤回を求めるよう働きかける本請願を、区民が主役の会は採択いたします。

○白石委員長　永久の会さん。

○山本委員　永久の会、請願第16号、このＩＣＣの赤根所長さんですか、前回の衆議院選挙のときに、鈴木庸介さんがよく演説でお名前をよく出していて、日本にはこういうすばらしい方がいるということで認識はしておったんですが、この件に関しましても、国において議論がなされるべきと考えますので、不採択でお願いします。

○白石委員長　ＡＧＯＲＡさん。

○浅田委員　ＡＧＯＲＡとしましても、このトランプ大統領の主張を認めるということは、ロシアにおける侵略戦争であったり、イスラエルでネタニヤフ首相が行った虐殺を認めることであり、また、国際法違反というのが明確になっている今のアメリカ側の中東への戦争というものをやっぱり認めるということになると思います。

で、世界の平和というのは、この赤根智子さんがおっしゃっているように、法による支配と、これが何よりも大切だというふうにおっしゃって、この方、本当にすばらしい方というふうに伺っております。

ですから、この内容につきましては、ぜひ、文京区議会として、意見書を出していただきたいという、その趣旨について、請願事項１について、採択をいたします。

○白石委員長　公明党さん。

○田中（香）委員　公明党は、国際社会における法の支配とＩＣＣの独立性を守ることを重視

している立場でございます。公明党の外交部会長である平木大作参議院議員は、この制裁について、日本政府が立場をきちんと表明していないことを危惧していると主張させていただきました。米制裁に関しても、個人を対象とするやり方は邪道だというふうに指摘をさせていただいているところでございます。

こういった立場から、日本政府に明確な対応と実効性ある支援をこれからも求めていきたいと思いますが、意見書を提出することに関しては賛同しかねますので、不採択とさせていただきます。

○白石委員長　自由民主党さん。

○吉村委員　本件請願事項につきましても、文京区の所管事項ではございませんので、自由民主党としては、請願第16号、不採択とさせていただきます。

○白石委員長　日本共産党さん。

○金子副委員長　請願16号でありますが、日本共産党は採択を主張します。

先日、国連総会ですか、が開かれて、日本の高市首相は、一般討論演説を行いましたけれども、いわゆる法の支配を強調するにとどまり、今、熱い焦点になっている米国による国際法違反のイラン攻撃には触れませんし、また、同じく焦点になっている、この請願にもなっている、ＩＣＣのこの件についても、国際裁判所を一貫して支持し、判事を輩出していると、こういう強調にとどまり、ＩＣＣへの米国による制裁を批判したり、そのことをＩＣＣの支持国、いろんな国に呼びかけることはいたしません。法の支配の強調をされるわけですが、非常に虚しいという感じであります。

その後、10月１日には、赤根智子さんの教え子の方々の弁護士さんたちの中心ということですけれども、その制裁を撤回する署名を呼びかけられて、17万筆が政府に届けられるということでありました。赤根所長さんは、名古屋で教鞭を執っておられたということで、そのときの教え子さんか何人もいるようであります。赤根所長は、それに対して、一人一人は小さいかもしれないけれど、決して無力ではないという形で、感謝の意を示したということであります。

この問題についても、やはり地方自治体から意見を表明していくということは、全く何も制約されておりません。世界の法の支配というのを真に追求するのであれば、今、起きている、このアメリカトランプ政権による赤根所長への制裁というのに対して断固抗議するということを、日米同盟を強調される立場であればこそ、私はきちっと意思を表明する、こういうことが今大事な局面になっているのではないかというふうに思います。現に、この17万筆

の署名を集めた弁護士さんたちのグループの代表の方が、ＩＣＣの独立を守る役割は、米国と信頼関係を持つ日本が果たすことができる、こういうふうにコメントされております。

私たち日本共産党も、アメリカと真の友好関係を結ぶという点で、率直にそういうことは日本政府が伝える、こういうことが求められる局面ではないかというふうに今の国際情勢を捉えております。そういう視点から、採択ということであります。

○白石委員長　請願受理第16号の審査結果を申し上げます。

採択３、不採択４、よって不採択すべきものと決定をいたします。

続きまして、請願受理第17号、避難所で提供される食事について、文京区においてさらに区民のニーズをきめ細かくくみ取り、災害時の“食の管理と保障”にさらなる配慮を求める請願。

請願文書表11ページを御覧ください。

……

・受理年月日及び番号　　令和８年９月８日　　第17号

・件　　名　　避難所で提供される食事について、文京区においてさらに区民のニーズをきめ細かくくみ取り、災害時の“食の管理と保障”にさらなる配慮を求める請願

・請　願　者　　文京区千石４－35－16
文京区において真の「協働・協治」の実現を目指す会
屋和田　　珠　里

・紹 介 議 員　　小　林　　れい子

・請願の要旨　　次頁のとおり

・付託委員会　　総務区民委員会

・請 願 理 由

令和８年熊本地震では、発生から日が経つにつれ、避難所での食事を巡り、栄養面での改善が急務になったと伝えられ、特に炭水化物中心の食事が続くことにより、ビタミン・ミネラル・食物繊維の摂取が不足し、いかに改善するかが課題とされています。

一方、文京区において栄養面を十分に考慮した非常食を備蓄し、避難所で栄養面を十分に考慮した食事を提供することについての丁寧な説明はなく、「文の京」ハートフルプラン文京区地域福祉保健計画保健医療計画（令和６年度～令和11年度）にも「文京区避難所運営ガイドライン改訂素案」にもその旨の丁寧な説明がありません。

さまざまなアレルギーを持つ区民や嚥下機能の低下した高齢者のみならず、文化的な食生活の背景を持つ幅広い人へのさらなる配慮も欠かせません。

そこで貴議会において、文京区でも栄養面等を十分に考慮した非常食の備蓄並びに避難所で提供できる体制を予め検討し、“食の管理と保障”に関する体制整備を急ぐよう区長に求めていただきたく、下記を請願いたします。

・請願事項

１　避難所での食事提供を巡り、予め不足しがちな栄養成分を詳細に把握し、栄養面を十分に考慮した非常食リストに基づき備蓄する体制を充実・強化してください。

２　避難所での食事提供を巡り、さまざまなアレルギーを持つ区民や嚥下機能の低下した高齢者のみならず、文化的な食生活の背景を持つ幅広い人へのさらなる配慮をする運営体制整備を検討してください。

……

○白石委員長　この請願は、避難所での食事提供をめぐり、あらかじめ不足しがちな栄養成分を詳細に把握し、栄養面を十分に考慮した非常食リストに基づき備蓄する体制を充実・強化すること等、２項目について、区に働きかけを求めるものです。

それでは、御質疑のある方、お願いをいたします。

山本委員。

○山本委員　請願17号ですよね、こちらの項目にあるように、避難所で、いろいろと今、避難所の考え方が見直されている。また、いろんなことを取り組んでいる皆さんの中で、ここに書かれているように、災害時における食の管理と保障をうたっていますけれども、これにさらなる配慮を求めるということは、きっとこの請願者は、ある程度区の取組に関しては評価をしているということだというふうに思うんですが、簡単に現在の取組をどのようにやられているかということを教えていただければと思います。

○白石委員長　矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長　区では現在既に、主要アレルギー28品目に対応した非常食というのを全ての避難所で備蓄しているところでございます。また、高齢者向けには、おかゆなどそういうようなものも備蓄しているところでございます。

その他、こちら、一定、都の指針のほうでも示されているんですけれども、不足しがちな栄養成分という部分につきましては、基本的に４日目以降のフェーズの部分で対応するような取組となっています。こちら基本的に、都の方針にも準じるような形で、区としても引き

続き取り組んでまいりたいと考えております。

○白石委員長　では続いて、浅田委員。

○浅田委員　この請願にあるところのアレルギー対応なんですけれども、実際に私なんかの認識だと、例えば学校給食で、子どもに食事を提供するに当たってのアレルギー対応というのは、まず、保護者が、自分のお子さんですね、子どもをきちっと医療機関で診てもらって、何に対してのアレルギーを持っているのかというのを明確にした診断書というのを学校のほうに提出して、保護者と学校、養護教諭、それから栄養士と綿密な相談をして、対応していくということになっています。その上で、その子どもの命を守るということが最大の課題になっているわけなんですよね。

で、災害時に果たして、大変混迷、ばたばたしますよね、本当に混乱しますよね、そういうときにアレルギー対応ということについて、誰が責任を取れるのか。もちろん、備蓄品の中には、例えば28項目と言われる、例えば卵を除去したものだとか、いろいろありますよね。だけど、複数にわたってアレルギーを持つ方もいらっしゃいます。本当に分からないんです。分からないというのは、その場、混乱をしている状況の中で、そのアレルギー対応するということが本当に難しくて、では誰がそういったことに対して責任を持った対応が取れるのかということについては、現時点ではどのようなお考えでしょうか。

○白石委員長　矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長　基本的には、御本人の申出によっていただくところになろうかと思っております。避難所、受け付けるタイミングのときに、避難者の受付カード等を御記入いただく中で、そういった配慮が必要な項目については、一定、御記入いただくような形になっておりますので、それを、避難所を運営する中でしっかり把握した上で、あとは、保健師等の巡回とかそういうようなところで、その辺の把握というのはしていくような形になろうかと思います。

また、そのときに万が一何か事故が起きた場合の責任の所在という部分につきましては、こちらにつきましては、そういう災害のときの国や都のルール、指針にのっとって、区としては対応してまいりたいというふうに考えております。

○白石委員長　海津委員。

○海津委員　先ほど山本委員のほうからの御質問に対して、今、都のほうからすると４日目ということだったと思うんですけれども、基本的に、充実させていくという、そうした点を考えたときに、今回の請願のところは、非常食リストに基づき備蓄する体制を充実・強化して

ください という要望なんですよね、請願なんです。例えば、区として、さらに体制として充実・強化していく点は何があるのか、教えていただけますか。

○白石委員長　矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長　こちら、まず、特に最初の発災後、最初の３日間につきましては、特に高エネルギー食というものが、まず第一には重要な項目だと思っております。そのほか、必要なビタミンとかミネラルとかそういう部分の対応、基本的には４日目以降というふうに都の指針では示されているところでございます。

　このほか、区では、一定、製薬会社と協定等を締結しているので、そういうところからの調達であるとか、そもそも備蓄に適したそういうものがあるのかというのは、検討はしているところでございます。

　また、妊産婦・乳児救護所につきましては、一定、そういう妊産婦の方に配慮した、補給するゼリー食というか、そういうのも一定は配備しているところでございます。

○白石委員長　海津委員。

○海津委員　一般の避難所には、様々な、多様な方々が避難されてくるわけですから、そこに適した、様々な方々が安心して、少しでもやっぱり食事を摂っていただくというのは、災害関連死にも直結していく一つの要因かと思いますので、そうしたことを考えたときに、今のお話からすると、課題は認識しているというところで、さらなる安心、できればやはり製薬会社といろいろ協定を結んでいても、なかなか初日、72時間以内にどこまで、道路なんかの事情もあって出てこれないこともあるでしょうから、さらなる、そのあたりをどういうふうに、初日からというか、全ての人たち、誰一人取り残さないようにしていくという認識、充実していくための強化、検討していく可能性というのに関しては、必要だというふうな認識でよろしいのかどうか、最後に御答弁いただきたい。

○白石委員長　矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長　こちら非常食につきましては、日々、製品とかというのも新たなものが出てきたりとかというのはしているところでございます。当然、更新のタイミングであるとか、倉庫のスペースであるとか、そういうもの、様々なものを検討しながら、その辺というのは一定考慮すべき課題だということは認識しております。

○白石委員長　続きまして、金子副委員長。

○金子副委員長　ちょっと今の続きで、最初に山本委員の答弁で、アレルギーの対応の、何か28品目がされていて、それは４日目以降なんですというお話でしたよね。違うの。それで、

３日目までは高エネルギー食ということで話があって、ということは、３日間分の高エネルギー食のところのアレルギー対応というのはされているの、いないの、どっちなのか。

○白石委員長　矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長　当然、備蓄されているものについて、初めからアレルギー対応というところは考慮されたものが備蓄されております。

○白石委員長　金子副委員長。

○金子副委員長　そうすると、３日目までのところの話ですけど、この間ずっと聞いているように、１日目の分は文京区が備蓄していますよと。２日目、３日目の分は東京都が持ってきますよというお話ですよね。２日目、３日目分が本当に来るのかみたいな話は、この間いろいろ質疑があるところなんですけれども、東京都が持っているものを持ってくるよといっている、その２日目、３日目の分のところも、同様の28品目とかのアレルギー対応をしていると、そういうことなんですか、確かめているんですか。

○白石委員長　矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長　区で備蓄しているもの、都から提供を受けるもの、全てアレルギー対応されたものを手配するというような取組で進めているところでございます。

○白石委員長　それでは、請願受理第17号の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○吉村委員　避難所で提供される食事については、区としても栄養面に配慮して、妊産婦の方向けにビタミンの備蓄を備える等も既に対応していただいておりますし、また、文京区としては、先ほどもちょっと出てまいりましたけれども、大塚製薬さん等の災害時協定締結先を有していることから、被災４日後からの栄養面についても、協定を基に補うことができると考えております。

区としては、今後も避難所における食事につき、栄養面をも配慮して、区民に提供ができるような体制を維持、強化していただければと思います。

また、アレルギー対応についても、現状既に備蓄をしておりまして、かつ文化的な食生活という観点からも、温かい食事の提供を可能にしているところですし、キッチンカーとの協定も締結し、さらにその強化に努めているところです。

また、ヴィーガン対応等も可能とするように、既に対応していただいております。

以上より、請願事項１項、２項ともに、理由がなく、自由民主党は不採択とさせていただきます。

○白石委員長　公明党さん。

○田中（香）委員　避難所における食事の質と栄養の確保、アレルギーや嚥下機能、文化的な食生活への配慮は、被災者の健康と尊厳を守る上で重要と考えております。

一方、災害時の食事の確保は、備蓄食品の充実に加えて、調達、輸送、調理環境を専門職との連携などを含めて検討する必要があると考えております。発災直後から避難生活の長期化まで、段階に応じた供給体制を整えるということが重要と考えております。

私たちは、請願で示された方法については、既存の備蓄や供給体制との関係、実際の運用をさらに精査する必要があると判断いたしまして、本請願は不採択とし、引き続き必要な方に適切な食事が届く体制の充実を求めてまいります。不採択です。

○白石委員長　ＡＧＯＲＡさん。

○浅田委員　先ほどもちょっとお伺いしましたけれども、大きな災害が起こったときに、避難所を開設しなければならないというような事態というのは、大変な、通常の生活よりも混乱が生じるわけですよね。ましてや、避難所を運営する指定された町会の方々が、この方々がアレルギー対応しなきゃならないというのは大変なことなんですよね。単に、アレルギーだから、卵が入ってなきゃいい、牛肉が入ってなきゃいいという問題ではなくて、命に関わる問題を、避難所を運営している人の責任にやっぱりなってきますよね、当然。それを言われても、それは本当に、正直言って困るんですよね。

で、人手とか設備とか食材が限られている災害時に、例えば通常の給食のような個別調理を求めたり、提供するというのは、これははっきり言って危険ですという指摘もあるんです。危険なんです。素人がやるわけですから。そういう状況も踏まえて、今後、アレルギーを持っている方をどうしていくのかという議論は、慎重に、なおかつ広く、当該の方の、当該というのは、アレルギーを持っている方の意見なども踏まえて、判断をしなければいけないという課題だというふうに思います。

したがって、ちょっとこの請願を見ると、非常に机上の判断のようにも受け取れますので、この請願事項１項、２項ともについては、不採択といたします。

○白石委員長　永久の会さん。

○山本委員　この請願受理第17号、先ほど質疑をさせていただきました。今、災害時に求められるメニューが本当に多く、多様化している中で、今回のこの請願事項に関することにかかわらず、防災課を中心に、様々な関係部署と連携をして取組を進められているということは、よく存じておりますし、応援をさせていただいているところでございます。

引き続き、先ほどの答弁にもありましたけれども、様々な取組を、少しでもよくなるように取り組んでいただくことをお願いして、不採択とします。

○白石委員長　区民が主役さん。

○海津委員　区からも、災害時の食への対応について、さらに充実・強化していく必要があると認識を持たれているとの答弁がありました。その認識を備蓄の品目や量の充実、保障、栄養価への配慮、必要な人に安全に届ける体制への整備と、具体的につなげていただきたいと思います。食料があっても、その人が安心して食べられなければ、食事を保障したことにはなりません。また、食料があっても、その人が安心して食べられるかどうか分かるように、提供する側もしっかりとそうした体制を整備していくことも必要です。

避難所開設当初から、アレルギーや飲み込みにくさ、文化的な食事習慣、一人一人の食事事情を、災害時にも誰一人取り残さない食事に向けて体制を求め、本請願、区民が主役の会は、１項、２項とも採択いたします。

○白石委員長　日本共産党さん。

○金子副委員長　この夏の熊本地震で起こったことというのは、発災後10日以上たったときに、避難所で３食ともほぼ炭水化物と。副食のおかずはなくて、味噌汁はインスタントで、野菜がない、こういう状況があったというふうに報道されています。現地の方に聞いたこの記事によると、野菜を食べたいとか、野菜炒めが食べたいと、こういう要望が出たということで、これ備蓄の問題と流通の問題と、法的にあるんだというふうに思うんですが、私も2004年に起きた、古い話ですけど、中越地震で支援に行ったときに、当時の川口町、震度７でしたけど、１週間たたないうちに行ったと思うんですけど、あのときに一番持っていって喜ばれたのは、支援物資ですね、生卵だったんですよね。泣いて喜ばれましたけれども、そういうことで、発災時の栄養という問題は、現実の災害の中で、極めてやっぱり切実な課題になっているというふうに思います。

先ほど各委員の皆さんと一緒に質疑させていただいて、やっぱり聞くと、あ、そういうふうになっているんだというのが分かるわけでありますが、やはりさらに万全を期すとか、それから、先ほど言った流通の問題も、これは当然課題になっておりますので、そうした点も加味すれば、私たちは、請願事項１、２について、採択ということでいきたいというふうに思います。

○白石委員長　17号の審査結果を申し上げます。

請願事項１項、２項とも、採択２、不採択５、よって原案を不採択すべきものと決定をい

たします。

続きまして、請願受理第18号、文京区の「避難所」「二次的な避難所」で、洗濯機や冷蔵庫、シャワーブース等をどのように配備し、いかに円滑に被災区民が使えるようにするかなどの方向性の検討を求める請願。

請願文書表の13ページを御覧ください。

……

・受理年月日及び番号　　令和８年９月８日　　第18号

・件　　名　　文京区の「避難所」「二次的な避難所」で、洗濯機や冷蔵庫、シャワーブース等をどのように配備し、いかに円滑に被災区民が使えるようにするかなどの方向性の検討を求める請願

・請　願　者　　文京区千石４－35－16

「文の京」Future Design Initiative

屋和田　　珠　里

・紹 介 議 員　　小　林　　れい子

・請願の要旨　　次頁のとおり

・付託委員会　　総務区民委員会

・請 願 理 由

文京区ＨＰを見ても、どこが「避難所・緊急避難所」に指定されているかはわかりますが、それぞれの「避難所」にどのような設備が整えられているか、どこに何が配備されるのか区民はわからず不安です。

そのことは「二次的な避難所」も同様であり、場所は理解できても、洗濯機や冷蔵庫、シャワーブースなどがあるのか、あるとしたら何台程度あるのかわかりません。

区民の不安や心配を取り除き、安心を醸成する意味でも、配備や利用ルールといったことの方向性を予め検討すべきと考えます。

そこで貴議会において、文京区の「避難所」や「二次的な避難所」で、洗濯機や冷蔵庫、シャワーブース等をどのように配備し、いかに円滑に被災区民が使えるようにするかなどの方向性の検討をしていただきたく、下記を請願いたします。

・請願事項

１　文京区の「避難所」や「二次的な避難所」において、洗濯機や冷蔵庫、シャワーブース等をどのように配備し、いかに円滑に被災区民が使えるようにするかなどの方向性の検討

をしてください。

……

○白石委員長　この請願は、文京区の「避難所」や「二次的な避難所」において、洗濯機や冷蔵庫、シャワーブース等をどのように配備し、いかに円滑に被災区民が使えるようにするかなどの方向性の検討を求めるものです。

それでは、御質疑ある方、お願いをいたします。

山本委員。

○山本委員　先ほど来、私、言っている、いろいろと災害時に求められる要望や課題が多くなってくる中で、様々取り組んでいるというふうに思っておりますけれども、今回における避難所において冷蔵庫やシャワーブース等々の設置状況ということなんですけれども、これはスフィア基準に関係しているところから来ているのかは分かりませんけれども、例えばほかの自治体等で先駆けて取り組んでいるところもあるのかどうか。まあ、そこはいいとしても、文京区として、こういった課題は認識があって、どのように考えておられているのかだけ、ちょっと教えていただければと思います。

○白石委員長　矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長　こちら、まず、洗濯機や冷蔵庫とかという部分につきましては、基本的にその施設に備わっているものを有効活用していただく部分で考えているところです。これを例えば、避難者の分、冷蔵庫や洗濯機を備蓄するのかと言われれば、そういうものではないというような認識でいるところでございます。

また、シャワーブースにつきましては、今現在、一定、災害用のシャワーというのは備蓄はしているところでございますけれども、そちらまだまだ数量としては足りているものではございません。今後もその辺につきましては、都の指針に基づきながら、その辺の配備計画とかというのは考えてまいりたいというふうに思っております。

○白石委員長　山本委員。

○山本委員　ということは、都の指針を待って考えるというところまでなんでしょうか、今の文京区の考えは。

○白石委員長　矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長　都のほうでも、もう一定、何十人に１台とかというような指標が示されておりますので、それに近づけるような形で、様々な方法で検討というのは進めてまいりたいというふうに考えております。

○白石委員長　続きまして、海津委員。

○海津委員　今の質問につなげて、お聞きしたいんですが、今、洗濯機、冷蔵庫、まずは今、学校内にあるものという認識でいいのか。それ以後にも、洗濯機、やはり衛生上、洗濯機とか冷蔵庫、冷蔵庫以上に洗濯機と言われていますけど、非常に必要だと言われているんですが、確認は、災害時発生当初は、まずは洗濯機や冷蔵庫は校内のものを使うと認識、ただし、その後は、やはり被災者の方々が衛生面を保つ意味でも、きちっと洗濯機は入れていく、冷蔵庫も一定のところは整備していくという考えでいいのか、そこを確認させてください。

○白石委員長　矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長　洗濯機や冷蔵庫の部分につきましては、当然、一定、被災してから日数がたってくれば、救援物資等で対応するものであるとか、例えば洗濯の部分であれば、そういうランドリー関係のところが使えるようになれば、そういうところに協力などをお願いしながら、対応するというところで考えております。

○白石委員長　海津委員。

○海津委員　これから数日、72時間を過ぎてからなのか分かりませんが、洗濯機とか冷蔵庫は整備していくというお考えは、一定分かりました。それだけじゃなく、ランドリーなども活用ができるような方向性も考えているというふうな御答弁だったと思いますが、私が認識している限り、少なくともここ数年の間に改築が終わった誠之小学校、明化、柳町小学校の中には、洗濯機をどこに置くかという整備も、それから洗濯した後にどこに洗濯物を干すかということも整備は、入れ込んだ改築計画にはなってなかったんですね、設計はされてないんです。でも、文科省のことが、東日本大震災の後には、やはりそういうふうな洗濯機をどこに配置して、排水なんかも含めて考え、そして、洗濯物干場というのもやはり改築時には必要だというふうなことが、意見が述べられていたと思うんです。

　今後、文京区としては、小日向台町小学校とか、それから千駄木、文林中学校の改築、それから今、東邦音大跡の仮設校舎のところに関しては、例えば防災危機管理として、そういうふうなところに対して、やはり洗濯機の置場とか、冷蔵庫もそうだ思いますが、そうしたものは、改築の際には……。

○白石委員長　海津委員、時計を見ながらちょっと質疑をしてください。

○海津委員　分かりました。では、後で答弁してください。改築中の中でちゃんと要望を出していくかということをお聞きしたいと。

○白石委員長　矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長　こちらにつきましては、当然、避難所となる施設でもありますから、その辺は、所管課とは丁寧な協議とかというのは考えてまいりたいと思います。

○白石委員長　それでは、請願受理第18号の態度表明をお願いいたします。

区民が主役さん。

○海津委員　区民が主役としましては、今、課長からの御答弁がありましたとおり、洗濯機や冷蔵庫、やはり避難者の方たちが避難所での生活の質を上げていくためには必要だというふうな認識の御答弁だったと思いますので、区民が主役の会、採択いたします。

○白石委員長　永久の会さん。

○山本委員　請願第18号、先ほど質疑をさせていただきました。請願者の願意というところでいきますと、なかなか理解できかねる点もあるかもしれませんけれども、先ほどの答弁においては、しっかりと東京都の指針に従ってというところでございますけれども、文京区のほうも意識を持っているということでございますので、しっかりと様々な取組を進めていただくことをお願いを申し上げて、不採択とさせていただきます。

○白石委員長　ＡＧＯＲＡさん。

○浅田委員　こういう快適だということを希望を出していけば、正直言って、切りがないような状態になると思うんですよね。では、自分が今居るところで、居るというのは、自分の町会やね、私でいえば第八中学校が避難所になるんですけれども、では、そこに洗濯機とかもろもろ必要なものを全部整備していくということが、果たしてどういう意味があるのかな、どこに置くんだ、どういう意味があるのかというのを率直に言って感じるわけです。つまり、どういうふうに、実際にその避難所を運営する人たちでもって話し合って物事を決めていくのかという、まずは、私はそちらのほうで議論をすべきじゃないかというふうに思っています。つまり、現実的に、これ対応がやっぱり無理が生じているというふうに思うんですよね。

ですから、今回のこの請願事項については、やっぱり机上の要望ではなくて、実際にぜひ自分たちの所属する、その小さなエリアでいいですからね、こういったことを話をしてみていただきたいということも申し添えて、今回については不採択といたします。

○白石委員長　すみません、あの予定時間の12時を過ぎておりますが、この請願までやらせていただいて、その過ぎた分だけ午後のスタートを遅らせますので、御了承いただければと思います。

では、田中香澄委員。

○田中（香）委員　公明党は、避難所での洗濯、入浴、食品の保管など、衛生的な生活環境の

確保というのは、非常に重要だと思っていまして、被災者の健康を守り、災害関連死を防ぐ上で重要だと考えています。

また、利用できる設備や支援の内容を区民に分かりやすく伝えていくことも必要と考えており、９月議会で、私も一般質問の中で触れさせていただいたテーマでもございます。

一方で、設備の配備や利用方法など、各施設の条件に加えて、断水や停電、排水、維持管理、運営、人員など踏まえて、検討する必要がまだまだあると思っております。施設への配備とともに、移動式設備や外部施設の活用なども含めて、災害時に実際に機能する方法を選ぶということが重要と考えております。

こうした状況を踏まえて、具体的な検討が必要であるというふうに判断をいたしまして、本請願は不採択とさせていただきたいと思います。

○白石委員長　自由民主党さん。

○吉村委員　文京区としては、災害時にスポーツセンターや総合体育館等のシャワーが使用できるように区民に開放することになっておりますし、簡易版のシャワーは備蓄をしているところです。また、区としては、肌着の備蓄等も行ってくださっております。災害時においては、洗濯機や冷蔵庫の配備が必須であるとまでは言えませんし、区としては、災害時に区民の皆様が少しでも快適に過ごすことができるように、状況を見極めながら対応していただければと思っております。

以上より、請願第18号は不採択とさせていただきます。

○白石委員長　日本共産党さん。

○金子副委員長　日本共産党は、避難所の様々な水準を抜本的に引き上げることが必要だと考え、今回の本会議でも幾つかの点で質問をしております。請願事項にも出ている洗濯機、冷蔵庫、シャワーブースなどについても、備えあれば憂いなしということになるわけですし、学校の中には確かにあるないというのは、洗濯機ですか、あるないというのはあるでしょうけれども、そういうものも含めて、万全にしておくということが必要だというふうに考えています。全体の設備の水準、避難所の水準を引き上げる必要があるという視点で考えたときに、本請願については、願意妥当というふうに考えるわけで、採択ということです。

○白石委員長　請願受理第18号の審査結果を申し上げます。

採択２、不採択５、よって原案を不採択すべきものと決定いたします。

12時５分となっておりますので、これをもちまして午前中の審議を終了させていただいて、再開は13時７分から行いたいと思います。よろしくお願いいたします。

午後　０時０６分　休憩

午後　１時０６分　再開

○白石委員長　それでは、総務区民委員会を再開させていただきます。

何ですか。

（「今朝ちょっと……」と言う人あり）

○白石委員長　指してないんですけど、何。マイク入れてない……。

（「提案が、提案というか、ここで話したいことがあります」と言う人あり）

○白石委員長　何の提案ですか。

（「委員会規則に基づいて……」と言う人あり）

○白石委員長　委員会運営について……。

（「委員会運営というか、委員会のところで、話させていただいてよろしいですか」と言う人あり）

○白石委員長　今、請願審査が終わって、これから報告事項に入るんですが、それに関係ありますか。

（「はい、議案のところで、補正予算のところでかかっていたことなので、ここでちょっと委員長に確認したい……」と言う人あり）

○白石委員長　議案審査はもう終了しているんですけど、では一般質問のところでやってください。

それでは、報告事項に入ります。

企画政策部１件。

報告事項１、令和８年度「文の京」総合戦略の進行管理の実施結果について……。

（「契約……」と言う人あり）

○白石委員長　その前に、木口契約管財課長から、午前中の答弁について訂正がございます。

木口契約管財課長。

○木口契約管財課長　申し訳ありませんでした。

午前中の最後の金子副委員長との議案51号、52号の質疑の中で、私のほうが随意契約交渉の中で交渉後の新しい金額の内訳を把握している前提で御答弁を申し上げてしまったところですけど、こちらが、申し訳ありません、誤りでございまして、正しくは、随意契約交渉におきましては、契約の総額について交渉しておりますので、変更後の内訳については、把握

しないで交渉しておるのが正しい答弁でございます。おわびして訂正させていただきます。申し訳ありませんでした。

○白石委員長　金子副委員長。

○金子副委員長　そのときに聞けなかったので、もう一回正確にして欲しいんですが、契約管財課が入札金額の内訳書の提出について説明している文書がホームページに出ていますけど、そこの一番最後のところで、落札者に求めている詳細な内訳書の提出について、１から６までのね、さっき材料費とかいろいろ言いましたけれども、１から６までの項目の記載を追加するようお願いいたしますというふうに書いてあって、落札者に内訳書の提出を求めているんですけど、これは随意契約については対象外になっているということなんですか。その不落随契のときの随意契約者には、対象外ということなんですか。

○白石委員長　木口契約管財課長。

○木口契約管財課長　現在の運用におきましては、副委員長御指摘のとおり、対象外になっております。

○白石委員長　金子副委員長。

○金子副委員長　では、それはちょっとその趣旨を説明してほしいんですが、むしろ先ほど私が質疑の中で心配したように、質問したように、不落随契のときのほうが、やはり内訳を確かめるべき課題が高まるんじゃないかと。それは論理的に考えればそうですよね。だから、随意契約のときのほうが必要だけれども、なぜ対応としては、内訳書は要らないということになっているのか、それはどうなんですか。

○白石委員長　木口契約管財課長。

○木口契約管財課長　例えば不落随契、今回の例でちょっと御説明いたしますと、最終的には、予定価格と同額での、交渉の結果ですね、契約に至ることになったところでございます。そういった副委員長が懸念されているようなことは、例えば今回に関していえば、予定価格どおりで落札が決まりましたし、逆に、いわゆる低入札価格調査の中で、そういったときに予定価格よりもかなり入札額が低いときに、詳細な調査を行っておりますけれども、いわゆるこの８号随契で落札されるケースというのは、予定価格と同額であったり、予定価格とそれほど乖離してない中での落札になりますので、一般的な入札でいえば、例えば落札率が90何％とかそういった形になりますので、この場合については、そういった問題が逆に低入札などと異なって生じにくいのではないかという考えがございます。

○白石委員長　金子副委員長。

○金子副委員長　ちょっと低入札の対象になるのは、もっとがっと下がっちゃったときの話なので、私が先ほど質疑した際にも申し上げたように、１回目との価格の比較というのは、だから１回目のほうが業者さんはこれでできますとちゃんと精査して持ってきた数字で、２回目はそういう事情で出てくる数字だから、その中で２回目でちゃんとした形で落札したら内訳書をもらうと、随契のときはもらわないというのは、これはやっぱりちょっと、中身をちゃんと確かめるということがこの趣旨になっていると思うので、それは私は改善が必要ではないかというふうに思いますので、そのことは申し上げておきたいと思います。

○白石委員長　木口契約管財課長。

○木口契約管財課長　実際の運用の中で、あるいは事業者の中で、事業者さん自身も、事業者の中の御判断で、それぞれ、この金額であれば契約受注できるといった御判断があって、交渉して、それに応じていただいているところでございますので、その交渉の中で、現実的に細かい内訳も踏まえながら交渉を行うこと自体が、正直、現実的に難しい面があるのも現状でございます。

○白石委員長　それでは、報告事項に入らせていただきます。

企画政策部より、最初に報告事項１、令和８年度「文の京」総合戦略の進行管理の実施結果について、説明をお願いいたします。

川﨑企画課長。

○川﨑企画課長　それでは、「文の京」総合戦略の進行管理の実施結果について、資料第１号の１－１を御覧ください。

こちらは、前年度令和７年度の事業の実績について、点検・分析をいたしまして、今年度以降の展開につなげるものでございます。

２番、対象でございます。

(1)の52の主要課題、また(2)の行財政運営分野について、点検を行っております。

３の取組体制でございますが、基本構想推進委員会における審議に加えまして、今後、基本構想推進区民協議会、様々な区民委員の方や学識経験者の方により、区民意見を聴取してまいります。

４番の実施結果は、(1)が１－２のシート、(2)が１－３のシートでございます。この後、御説明をさせていただきます。

５番の昨年度からの変更点でございますが、まず１つは、主要課題11が、若者施策の推進に当たりまして、高校生・若者世代への支援といたしまして、若者世代というところを追加

しているものでございます。

また、主要課題13及び14につきましては、こどもの権利条例の制定に伴いまして、漢字表記の子どもの「子」を平仮名の「こ」に改めております。

それでは、１－２を御覧ください。

１－２のページの２から３、こちらに記載の52の主要課題について、点検・評価を進めているものでございます。

また、４ページ以降、４ページから７ページまでにつきましては、見方の見本でございます。青い四角囲み１番のところから、昨年度の令和７年度の事業の実績を記載しております。

こちら６ページ、真ん中より下、２番のところでは、社会でどのような変化があったか、該当がある場合に記載をしております。

その下以降、四角３番につきまして、点検・分析、また、グラフ等の更新を行っております。

最後の７ページの四角４番、こちらで、今後どのように進めていくかの展開について分析をしているものでございます。

続きまして、資料の１－３ですね、別紙２のほうを御覧ください。

こちらが行財政運営点検シートでございます。２ページ、こちらに点検を行った各項目の記載がございます。今回の変更点でございますけれども、新たに画像等を挿入しております。例えばこちらの７ページを御覧ください。

７ページの下の部分でございますが、こちら「区報ぶんきょう」の１面の見本でございます。こちらをカラーで記載しております。

また、その後、10ページ、10ページにつきましては、事業のチラシの紹介、また東大ＧＮＲＣのオープンラボの様子を写真で掲載しております。

最後に、15ページを御覧ください。

こちらが区有地、国有地の位置でございます。今まで分かりにくいというお声がございましたので、こうした地図のほうを挿入しております。これに基づきまして、点検・評価を行ったという報告でございます。

御報告は以上です。

○白石委員長　……挙手をお願いいたします。

名取委員。

○名取委員　点検表の見直し、お疲れさまでございます。一番、こういった点検ですとか計画

を立てるときに大切なってくるのが、いわゆる人口の推移だろうと私は考えていまして、現在の総合計画、戦略が４年間の期間のうち、今、３年目に、たちました。で、３年たったときの当時の推計と実際の人口の今、動きがあるじゃないですか、このあたりの状況というのは、まず最初に、どういうふうになっているのか、お聞きしたいんですが。

○白石委員長　川﨑企画課長。

○川﨑企画課長　現在、文京区の人口でございますけれども、総数といたしましては、引き続き増加傾向というところでございます。例えばゼロ歳から14歳というところでございますけれども、増加傾向である一方、例えば年少人口につきましては、ゼロ歳から５歳は減少傾向というところが最近の傾向で見られるようになっております。また、30代と40代も減少の傾向が見られるといったところが最新の状況でございます。

○白石委員長　名取委員。

○名取委員　減っているところもあるけれども、総人口とすれば増えているよということだろうと思うんですが、今、どの世代が大体増えているのかなということと、今、いわゆる日本全体では、この間も総人口の発表がありましたけれども、もう間違いなく減少傾向に出て、高齢化が進んでいるよということなんですが、一方、文京区に目を向けたときに、高齢化の状況が今現在どうなっているのかということと、23区と比較して文京区がどの程度の高齢化が進んでいるのかというところをまずお聞かせください。

○白石委員長　川﨑企画課長。

○川﨑企画課長　全体では増加している一方、減少している年齢があるということで、先ほど御答弁させていただきました。では、どこが増えているかというところでございますけれども、年少人口の中でも比較的年代が高いところ、９歳から14歳、小学校高学年から中学生ぐらいですね、こちらはまだ増加傾向にあるというものでございます。

また、15歳から64歳が生産年齢人口ということになりますけれども、お若い20代、また団塊ジュニア世代等に当たってくるこの50代、このあたりはまだ増加傾向にあるというところが見られております。

あと、高齢化の状況というところでございますが、高齢化につきましては、老年人口、65歳以上になりますが、こちらは昨年度と比較しましてやはり増加をしているというものでございます。ただ、総人口がそれ以上に増えているので、全体に占める割合は、最新のでいいますと、18.5％ということで、0.1ポイント減っていると。人数は増えているけど、全体に占める割合は少し減っているというところです。

あと、ほかの区と比べた状況というところですけれども、23区の中でいいますと、文京区は４番目か５番目程度の老化率ということでございまして、比較的低いと、比較的若い区になろうかというところでございます。

将来的には、こういったところも、委員御指摘のとおり、国勢調査の確定値も出ましたけれども、日本全体では高齢化が進んでいるというところでございますので、今後、文京区におきましても、少子高齢化は進むと考えております。現状の最新の推計ですと、2048年には区民の約４人に１人ぐらいが高齢者になるということで、高齢化は進んでいくものと見込んでいるところでございます。

○白石委員長　名取委員。

○名取委員　ありがとうございます。今、そういうデータを区のほうで分析されている中で、現在の総合戦略を見てみると、推計では令和20年、2038年ですか、をピークに緩やかな減少に転じますよということになっているんですが、現在の状況を踏まえた上で、この推計に今後変化があるものなのかどうかというのを、まずお聞かせいただけますか。

○白石委員長　川﨑企画課長。

○川﨑企画課長　今、御質問に対しまして最新の状況というのはお伝えさせていただきましたけれども、こちらの区独自の人口推計というのは、総合戦略を策定する前の年というところで、最新のものを実施していくこととしております。

総合戦略が現在３年目でございまして、来年度、改定をしていくという見込みでございますので、この区独自の推計は、一応、今年度中には実施をする予定としております。ですので、今後どうなるのかというのは、まだ最新の変化はないというところでございますが、また、最新の状況が出ましたら、それを踏まえまして、今後の施策に生かしてまいりたいというふうに思っております。

○白石委員長　名取委員。

○名取委員　将来にわたって、文京区でも人口減少になる方向性というのは間違いないだろうなとは思います。地方のほかの自治体では、いわゆる箱ものですとか、公共施設の集約だとか、複合化ということで、いろんな意味で、まとめていったりとかということが課題になっていっていると思うんですけれども、文京区として、来年度以降、次期の戦略をまとめていく上で、今、基本的には、実際数字が出てから考えますよということでしたけれども、基本的な次期の戦略策定に向けての考え方というのがあれば、お聞かせいただきたいなと思います。

○白石委員長　川﨑企画課長。

○川﨑企画課長　少子高齢化に伴いまして、区でこれまで維持してきた施設をどうしていくかというのは非常に大きな課題になるかなというふうに思っております。文京区以外の、いわゆる地方、先に少子高齢化が進んでいるところも、多くの自治体でそこが非常に大きな負担となっていたり、課題となっているというところでございます。

文京区の場合ですと、いわゆる50年、60年たっている、学校ですともっとたっているような建物もございます。そういったところが、今後、更新時期を迎えてくるというところになります。現在、歳入も増えておりますが、歳出もそれ以上に増えているという勢いでございますので、限られた財源をどのように有効に活用していくかと。中長期的な見通しを持って、施設の更新を行っていくかと。改築をするのか、大規模改修をするのか、長寿命化をするのか、こういったところを検討していく必要があると思っております。

現在、公共施設等の総合管理計画で、人口構成の変化等に伴いまして、地域特性、また区民ニーズの変化等も捉えまして、この計画では、集約・複合化等についても今後検討をしていくということになっておりますので、こうした観点を持ちながら、引き続き公共施設マネジメントを着実に推進してまいりたいというふうに思っております。

また、戦略につきましても、資料ですと１－２のところで、13ページ以降ですね、区有施設を今後どうしていくかというところの整理をしておりますので、こういったところも併せて取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○白石委員長　名取委員。

○名取委員　ありがとうございました。今、ちょっと考えていたことを全部、課長のほうで答えていただいたのでありがたいんですけれども、特に学校なんかでは、今回、千駄木のほうで文林との総合的な、一体化して改築していくという方向性が示されていますけれども、これから子どもが増えていくのか減っていくのか、そうした中で、それぞれの学校の規模感ですとか、そういったものが非常に精査されていかなくちゃいけない時期なのかな、その財布に限りもあることですしね。

また、古い話をして恐縮なんですけれども、昔、適正配置の事業があったときに、文京区を６つに分けて、各ブロックで小学校減らして、中学校１校ずつ減らそうよという時代がありました。あのときに近隣の人たちの反対等がありまして、１回計画が白紙になったのが、結果として、今の小学校なりはどの学校も生徒数が多くなってということで、そういう方向に行っています。

それも、もう約20年前の話ですよね、もっと前かな、30年ぐらい前の話。で、正直、我々が、これから20年後、30年後どのぐらい予想できるかというのは、もちろん難しいところはあるんですけれども、そういった中でも、なるべく効率的にいろんな行財政というのは進めていかなくちゃいけないですし、しっかりと見ていってほしいなと思いますので、今、課長からいい答弁をいただきましたので、ぜひ、それを来年度以降の戦略にうまく絡めていっていただければいいかなと思います。

以上です。ありがとうございました。

○白石委員長　続きまして、御質疑のある方。

では、浅田委員。

○浅田委員　それでは、質問させていただきます。ちょっとそもそもになってしまうんですが、文京区として、中長期的に戦略を持って対応していこうという、そういうお考えだと、私どももぜひ応援したいと思っているわけですけれども、その中で、ちょっと最初、考え方だけお伺いしたいんですけど、今、文京区の全体的な予算というのは、一言で言えば順調といいますかね、大きな問題はないとは思いますけれども、ただ、今の社会の中で、物価高というのが、これが一応、全ての施策においても大きな影響を与えているというふうに思うんですよね。これは、いろんな建物を造るにしてもそうだし、事業を委託するにしてもそうだし、運営していくにも、全てにわたって、この問題というのは大きな問題だろうというふうに思うんです。

で、文京区が所有している基金であるとか、いろんな株式であるとか、そういう財産に至るまで、今のこの物価高、金利というのは大きな影響を与えてくるというふうに思うんですよね。その辺の、総合的な、ちょっと先を、遠い先ってなかなか難しいと思いますが、やっぱりこの先をちょっと見越した形での戦略を立てていく。つまり、目先の判断だけじゃなくて、それこそ先ほども言われた、子どもの人口でもそうですし、先を見越した考え方というのは必要だろうというふうに思うんです。

そういうことを、文京区でいえば、中心になるのは企画だと思うんですが、その辺のかじ取りは本当に問われてくると思うんですが、そういう広い視野を持った考え方というのは必要だろうというふうに思うですが、その辺の準備、検討については、ちょっと心構えになりますけれども、お願いいたします。

○白石委員長　川﨑企画課長。

○川﨑企画課長　今後どのように区の施策を展開していくかに当たって、財政状況を踏まえて、

というところでございますけれども、確かに、先ほども御答弁で申し上げたとおり、歳入のほうも非常に順調に伸びていると。人口もまだ、ほかの地方と比較するとまだ増えているというところではございます。

一方で、委員も御指摘のとおり、物価高というのは非常に進んでいる。また、人件費、工事費、委託費、こういったものは全般的にどんどん増えていくというところでございます。歳入が増えていっても、歳出がそれ以上に増えるような勢いにあるというふうに思っております。

また、人口が増え続けてはおりますけれども、先ほど申し上げたとおり、年少人口の一部で減少傾向が少し見えるというところがございます。この傾向が今後どうなっていくかと。何十年というスパンでいけば、間違いなく減っていくんだろうというふうには思っておりますが、文京区の都心区の特徴というところで、ほかからの転入と社会増という面もございますので、こちらは注意深く見守っていく必要があるだろうというふうに思っております。

いずれにいたしましても、そういったコストが増えているというところはございますので、今年度の予算編成方針におきましても、スクラップ・アンド・ビルドのスクラップという考え方、これ従来から打ち出してはおりますけれども、今後、より一層、来年度以降必要になるだろうということで、より表現を強めた形にしております。

11月以降に報告を予定しております重点施策でも、新規事業、また追加の事業、拡大事業ですね、これと併せまして、スクラップも検討してほしいということで、各部のほうにはお願いをしているところでございますので、今後、そうはいっても、縮小傾向でなくて、新たな行政課題には対応していく必要があると思います。そういったところにしっかり対応していくためにも、例えば必要でなくなった部分ですとか、無駄を省ける部分、こういったところはスクラップで併せて考えていきたいというのが現在の考え方でございます。

○白石委員長　浅田委員。

○浅田委員　ありがとうございます。ぜひ、どうしてもこういうシートというか、点検シートというものを作れば、なかなか切るものが少なくなって、どんどん増えていくという傾向もないことはないと思うんですよね。だけど、本当に必要なところには大胆に、予算も含めて展開していただきたいというふうに思います。

それで、ちょっと全体があって、ちょっと幾つか、２点だけ、ちょっと各論になるんですが、お願いいたします。最初に、ページでいうと52ページになります。こどもの貧困対策のところです。

これも、ぜひちょっと長期的に区として対応をお願いしたいんですが、これは文京区でいうと、ここでは随分こども宅食プロジェクトが中心に報告をされていて、やたらＳＤＧｓの視点ということになると、こども宅食プロジェクトという言葉が３つも４つも出てくるんですが、もちろんこの事業でもって、経済的困難を抱える家庭を支援されている、これは私は十分理解しています。ただ、文京区としては、こうした課題について、文京区が、もちろんこの宅食プロジェクトはやっていただきたいんですけれども、文京区として、それこそ協働・協治の観点から、区民の方の自主的な活動、これについても、この間ずっとやってきていると思うんですよね。そういうところにもぜひ焦点は当てていただきたいというふうに思っているんです。

で、大体、12年ぐらい前ですかね、子どもの貧困ということが社会的に問題になって、６人に１人が貧困にあるということから、今では、国としても文京区としても力を入れて、今では６人に１人あるいは５人に１人と言われるような状態にはなってきていますけれども、でも、文京区においても、実際に経済的な困難を抱えている家庭というのは、一定数はやっぱりいるんですよね、存在しているんです。そういうことを支援しているのは、このこども宅食プロジェクトだけじゃなくて、地域の方が自主的な活動としてやられている面もあるんですよね。学習支援であったりとか、それこそこども食堂的な面であったりとかってしているんですよね。その辺についても、文京区が区民の方と一緒に、それこそ地域も含めて支援をしているということを、私は、もっと区として現状を把握して、支援もお願いしたいと思うんですが、この辺についてはいかがでしょうか。

○白石委員長　川﨑企画課長。

○川﨑企画課長　52ページ、主要課題のナンバー14のこどもの貧困対策というところでございます。委員も御指摘のとおり、文京区、比較的裕福なイメージが持たれることが多い区ではございますが、中には、社会的にも経済的にも困難を抱えている御家庭が多いというのは事実でございます。委員が例に出されたこども宅食プロジェクト、こちらコンソーシアム方式で、様々な民間の団体等とも協力しながら進めておりますが、区のほうで、ある程度、一定中心になって進めているというところで、こちらのほうに掲載して進行管理をしているというものでございます。

また、それ以外の協働・協治ということで例示を出していただきました、学習支援だったりこども食堂の活動に対する区の考え方というところでございますけれども、こちら地域のボランティアの方ですとか、ＮＰＯの方、主体となって、自主的に運営して、地域活動とし

てですね、いわゆる共助としてやっていただいているというところは、区としても非常に重要な役割を果たしていただいているなというふうに思っているところでございます。

こちら区としては、いわゆる、社会的な経済的な困難というところに加えまして、子どものいわゆる居場所づくりですとか、あと地域交流の活性化というような視点から、現在は社会福祉協議会を通じまして、補助金の交付ですとか、また、ネットワーク化の支援など、こういった後方支援を行っているというところでございます。

こうしたところで、先ほど御答弁申し上げましたが、こうした地域の活動としては、区としても非常に重要なものというふうに認識しておりますので、今後も区として、支援できる形で支援のほうはしてまいりたいというふうに思っております。

○白石委員長　浅田委員。

○浅田委員　別に対立するもんじゃないけど、コンソーシアム、これももちろん、私どもとしては応援しますし、だけど一方で、区民の皆さんが地域で、それこそ地域包括ケアシステムという、本当にみんなが手をつないで、文京区、社会として支えようという動きも実際にあるわけですから、ぜひそれについては、区として、きちっと現状況を把握して、支援の体制はつくっていただきたいということをお願いしておきます。

それからもう一点、ちょっとこれは現状だけになるかもしれませんけれども、ページでいうと35ページになります。千駄木小学校の改築というところです。これは、文教委員会で石沢さんかな、質問したと思うんですけれども、千駄木小学校の改築計画がちょっと延びるかもしれないというお話を伺いました。

で、正確なところは、まだ現状としてはなかなかつかめていないというふうには伺っていますけれども、ただ、私なんかは、どうしても千駄木エリアで活動していまして、この委員会に、改築検討会ですか、に出席している方の多くを存じ上げているという関係もあります。で、一緒になって議論してきた経緯もありますので、ちょっと現状として一体どうなっているのかという声もあるものですから、改めて、個別教育委員会ということだけじゃなくて、文京区として、現状としてはどうなっているのかという、どういう今段階なのか、どういう現状なのか、課題は何なのかというのをお願いいたします。

○白石委員長　川﨑企画課長。

○川﨑企画課長　千駄木小、文林中、また幼稚園と合わせまして、複合的に検討を進めてきたところでございますけれども、私ども企画政策部でも、教育委員会から最近お話を伺いまして、現状についてということで、敷地内に国有地が含まれていることが分かったというとこ

ろでございまして、これについて、ちょっと今後調整を図っていくというところで聞いているところでございます。

そういった形で、適宜情報共有のほうはしているところでございますけれども、ちょっとそれ以上の詳しい詳細については、工事所管というところ、教育委員会のほうで進めているというふうに聞いているというところでございます。

○白石委員長　浅田委員。

○浅田委員　ここに書かれていますように、この検討会は、11回を重ねるぐらいやってきて、私は、結構参加させていただいたんですよ。その中で、すばらしいなと思ったのは、あの検討会が、所属している団体から委員の方、選出、選出というか、出席していただいていて、本当にもうこれでもかというぐらい、フィードバックをお願いしますということをやってきているんですよ、あの千駄木の検討委員会では。つまり、いろんな団体から代表なりで見えている方に、今日議論されたことを持ち帰ってください、で、意見なり提案なりあれば、直接でも次回の委員会でもいいですからお願いしますというぐらい、本当にもう何回も何回もやって、で、11回ですか、もうしつこいぐらい、しつこいって失礼だよね、本当によく丁寧に議論された結果だと思います。私もそう思います。これは地域にいてちょっと誇れるぐらい、ありがたいと思っています。

ただ、その出席された委員の方が、今回、どうも土地が、国有地があったりして延びそうだと。しかも、それが一体、何年とか分からないぐらいの状態だというふうにいったら、その委員の方が、「今頃」と言うんですよ。今頃というのは、本来だったら、もう基本設計に入って、具体的な工事の、どういう建物で、工事の説明があってもいいぐらいにもかかわらず、今頃とおっしゃるんです。その今頃とおっしゃるのは、不動産関係の人なんですよね。で、ある程度ちょっと専門的な方が、今頃というふうにおっしゃる。これって一体どういうことなのか。私なんかからすると、説明しようがないわけなんですよ。一体、何が起こって、どうなっているんだということですよね。

で、国有地があったということだけで、ちょっと片づけられない問題じゃないかなと思うんですよ。で、今後、どういう段取りというか、スケジュール感でもって、この問題は解決されなきゃいけないのか。それから、これまで参加していただいた委員の方へどう説明されていくのか。この２点について、お願いします。

○白石委員長　川﨑企画課長。

○川﨑企画課長　非常に丁寧に検討を重ねて進んできたところでございますけれども、最近に

なってその国有地のことが分かったというところで、今後、様々、隣地の方との調整ですとか、そういったところがかかるというところで聞いているところでございます。

私どもとしても、具体的に今どれだけかかるかとか、その状況については、まだ我々、企画政策部のほうでは分かっていないところではございますけれども、教育委員会としても、鋭意進めていくということで聞いているところでございます。ですので、ちょっと本日のこの時点で私がいつまでにというような御答弁は難しいところでございますけれども、非常に大きな課題というふうには認識をしておりますので、企画政策部といたしましても、どのような形で進められるかというところは、教育委員会とも引き続き情報共有を図りながら、どのような形で進めていけるか、企画政策部でサポートができるかというところについては、取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○白石委員長　浅田委員。

○浅田委員　最後に、１点だけ。今さらとか今頃というふうにおっしゃった不動産関係の委員の方が、建物を建てる、あるいは計画をするときの「イロハのイ」は、境界線だというんですよ。これなくして、何も計画というのは進まないんだと。それが今頃になって出てくるというのは、一体これはどういうことなんだというのが率直な意見として出されています。

この問題は、正直言って、「イロハのイ」で、行政がいろんな施策を進める上で、この「イロハのイ」がもし、ちょっと分からないですよ、もうちょっと詳しいこと聞かなきゃ分からないですけれども、欠落しているような仕事の仕方であると。そういうことが仮にまかり通ってあるというのであれば、今後、これ私は大きな問題だと思うんですよね。見直さなきゃいけない、改善しなきゃいけない、大きな問題だと思う。

それで、お伺いしたいのは、ではこの問題は、どこの課が、具体的に境界線を確定していく上で担当されるのか。せめてそれだけお願いいたします。

○白石委員長　川﨑企画課長。

○川﨑企画課長　工事を進めるに当たって、境界の確定が非常に重要というところは、私どもとしても十分承知はしているところでございます。例えば企画政策部でも、新しい民有地を購入するとか、そういった場合には、非常に丁寧に、境界線がどの程度あるのかというところで取り組んでいるというところでございます。

○白石委員長　木口契約管財課長。

○木口契約管財課長　ちょっと補足いたしますと、一応、今、こちら行政財産の管理になっておりますので、教育推進部の財産になっておりまして、具体的には、この施設を担当してい

る、今年度でいえば学校施設課になります。

なお、実際に境界確定を行う段階になりましたら、私ども契約管財課のほうも所管課をサポートしながら業務を進めてまいりたいと考えております。

○白石委員長　浅田委員。

○浅田委員　ちょっと確認しますが、学校の施設管理課が、この問題については、まずは調査というか、一体どうなっているのかというのをまずははっきりさせるという、そこからということですね。そこからね。これからやることというのはね。これが１つと。

やること分かりました。だけど、今回この問題がなぜ起こったのかということについては、どこが責任を持って議論なり反省なりがされていくんでしょうか。

○白石委員長　川﨑企画課長。

○川﨑企画課長　現在、まだ事実が判明したばかりというところで、所管である学校施設課のほうも、まずはこれの解決に向けて取り組んでいくというところで聞いております。現状、責任というところは、ちょっとこの場ではっきりした明言というのは難しいですけれども、学校施設課と私が話した上でも、非常にこちら大きな話で、重く受け止めているというところで、課長とも話しておりまして、今後どのように進めていくかというところは、区としても、考えてまいりたいというふうに考えております。

○白石委員長　浅田委員。

○浅田委員　例えば私は、固有名詞を挙げてこの人がって、そういうことを言っているんじゃなくて、文京区がいろんな事業を進める上で、やっぱりミスはミスとしてきちっと認めつつも、やっぱり改善をしていくということが絶対必要だと思うんですよね。ですから、この問題については、私はちょっと今後のいろんな、ま、この委員会になるか、予算になるか、ちょっと分かりませんけれども、ぜひ、問題をまずははっきり浮き彫りにして、改善すべきところはここなんだと、こういうこともやらなきゃいけないということは、これ恥ずかしいことじゃなくて、やったほうがいいと思うんですよ。ですから、ぜひ、ちょっと次の機会においても質問させていただきますけれども、ぜひ、極力オープンにしていただいて、やっていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○白石委員長　続きまして、質疑のある方。

吉村委員。

○吉村委員　ありがとうございます。

私からは、主要課題31番、商店街の活性化について、まず質問させていただきたいと思います。

令和７年度は、小石川、白山上、根津地域に行って、エリアプロデュースで入っているとの記載がございました。昨年は、白山上では、白山まつりが復活するなど、エリアプロデュースによる効果がありまして、自分たちでは復活させることができなかった、そういったまちのお祭り、商店街のお祭りが、エリアプロデュースのおかげもあって復活できたと、商店街の皆様からも私自身もお聞きしているところでございます。

そこで、まず質問なんですけれども、令和８年度のエリアプロデュースでは、どのような取組を進められているのでしょうか。

○白石委員長　内宮経済課長。

○内宮経済課長　８年度の取組でございますけれども、８年度は小石川と白山には引き続き継続の支援という形で入っているような状況でございます。小石川では、小規模のイベントの企画の実施、そういったものの支援と、あと、公式のキャラクターというのを商店街のほうで作成しているんですけど、そういった名称募集などの支援を伴走としていたしました。

白山は、白山まつりの実施ですね、昨日ありましたけれども、継続して支援に入ったというような形でございます。

あとは、新しい取組としましては、６つの商店街に巡回の支援という形で、お困り事のヒアリングなどに取り組んだ、そういった事業をエリアプロデュースで実施しております。

○白石委員長　吉村委員。

○吉村委員　ありがとうございます。今、小石川のほうは、その公式なキャラクターということで、そういった取組もすばらしいなと思いましたし、白山のほうですね、昨日、今、課長もおっしゃっていたように、第58回の愛のチャリティ白山まつりというものが開催されて、私もちょうど昨日はお手伝いをさせていただいていたところなんですけれども、こちらは、昨年はエリアプロデュース事業をきっかけにようやく復活をすることができたということで、商店街の皆様も、先ほども申したように、感謝しているところですけれども、本年もエリアプロデュース事業の対象となっており、たくさんの人がお越しになって、大盛況でございました。

で、エリアプロデュース事業は、３年間ということですので、その後、自力力を危惧する声というものも商店街からは出ておりまして、例えばですけれども、白山下商店会のチャリティ感謝市では、３年間のエリアプロデュース事業を経て、本年も11月３日ですかね、開催

されるんですけれども、自力で開催ができるまでになっております。

地元の大学である東洋大学さんの学生ボランティアの皆様も、昨日も白山上の白山まつりでも約20名来てくださっておりますし、白山下でもいつも数十名来てくださっていて、そういったお力、そちらも感謝しているところではあるんですけれども、エリアプロデュース事業をきっかけに、自力力が養われているという点もあると思います。ただ、３年間が経過した後に自力力がどこまで身についているかというのは、各商店街によってそれぞれだと思います。

伴走型支援も継続していただいて、今後も商店街の活性化のために尽力していただければと思いますけれども、先ほどは何か巡回訪問のことをおっしゃっていたんですが、６つぐらいの商店街を回られて、ヒアリングを実施されたとありますけれども、巡回の中ではどのような課題が見えてきたのでしょうか、教えてください。

○白石委員長　内宮経済課長。

○内宮経済課長　巡回の中では、やはりどこの商店街も同じような悩みを持ちつつというのが見えてきたかなというふうに感じています。共通していたのは、やはり人手不足、後継者が不足というようなお話が共通したものかなというふうに感じております。やっぱり特定の方に負担が集中してしまうというようなことであったりとか、あとは、やはり高齢化ですね、役員の高齢化などが大きなテーマとして出てきておりました。

あと、加入を促すのが難しい、商店会の魅力をどう伝えていくのかといったところが難しいというようなお話もあって、なかなかその地域のそれぞれによって悩み事が違う面もあるんですけれど、共通した課題としては、以上のような点があるかなというふうに感じてございます。

○白石委員長　吉村委員。

○吉村委員　ありがとうございます。今、どこの商店街も基本的な、根本的な悩みの部分は、多分同じなのかなと思うんですけれども、後継者の人手不足についてもよく耳にする話ですし、また、新規のお店がやってきたときに、商店会の加入を促すのが難しいという声も、私自身も耳にしております。

商店街の活性化は、まちの活性化にもつながるところですので、何とかしなければならない課題であると考えているんですけれども、それらの課題に対して、区としては今後どのようなアプローチをしていくことをお考えでしょうか、教えてください。

○白石委員長　内宮経済課長。

○内宮経済課長　やはりエリアプロデュースの中で自走する仕組み、先ほど委員のほうからもありましたけど、それをどう築いていくかといったところがポイントにあるかなというふうに考えております。

やはり人手不足といったところですと、先ほど白山のほうの御紹介でもありましたけど、東洋大学の学生さんなんかも多く参加していただいておりまして、巡回の中で、商店会の皆さんも地域の資産、例えば文京区ですと大学であったり、あとは企業であったり、そういったところといかに連携していくか、商店街単独ではなくて、地域の資産をどうやって活用していくかといったところにポイントを当てている。なので、そこの人手不足のところに対しましては、そういったところの活用の例というか、それを横軸で展開するような伴走の支援ができればなというふうに考えているところでございます。

また、加入のメリットといったところですと、やはりお祭りといいますか、販売促進事業の各種イベントを実施した際には、そこで売上げが一定上がるといったところで、商店街の大きな魅力にもなってまいりますので、そこをコロナ禍、かなり回復傾向にあるんですけれども、それをいかに加速させていくかといったところが非常に重要かなと思っておりまして、今、既に事業ができている商店街はなおそれの加速ですし、事業ができていない商店街については、それのきっかけであったりとか、やはり資金面、人材面厳しいところがあるというお声は届いておりますので、それをどうやってクリアしていくかというのを商店街連合会と共に考えていきたいというふうに考えております。

○白石委員長　吉村委員。

○吉村委員　ありがとうございます。今、自走する仕組みをつくっていくということもおっしゃっておりましたけれども、先ほど御答弁いただいていたように、特定の方に負担があったりとか、特に動けるような方、特定の方に負担がいったりとか、役員の方々も高齢化して、だんだん自力が難しいというような商店街も多くなってきているところがございますので、先ほど言ったように、地域資産とどう連携していくのか。学生さんもボランティア先があれば行きたいという方は結構いらっしゃって、そういうところにどうアプローチしていくのかというのも重要かなと思いますし、あとは、いろんなイベントとか補助金とかも使いながら、イベントをどんどんと定期的に行っていって、商店街の活性化というか、商店街の方々にもそういった利益がありながら、まちの方も潤うような、そういった取組をやっていければと思うんですけれども、先ほど巡回訪問のお話が出てまいりましたけれども、先ほど６つぐらいの商店街に巡回訪問をされたとおっしゃっていましたけれども、訪問する商店街ってどの

ように決定されたんでしょうか。

○白石委員長　内宮経済課長。

○内宮経済課長　各商店街にヒアリングシートのようなものをお送りいたしまして、そのヒアリングシートの中で回答があった商店街、そういったところに商連と共に協議の上、入っていったという形になります。

○白石委員長　吉村委員。

○吉村委員　ありがとうございます。今、各商店街でヒアリングシートをされたということで、そういった全ての商店街にヒアリングを……あ、一部の商店街。すみません。

○白石委員長　内宮経済課長。

○内宮経済課長　すみません、説明が。商店街の中で活動が活発に行われているところは、ちょっと除いてというか、実際、今現在、なかなか活動がまだ至っていないところや、さらに後押しをしたほうがいいだろうということで、商店街としては、27商店街ですね、そういった商店街にお声がけ、ヒアリングシートを送ったという形になってございます。

○白石委員長　吉村委員。

○吉村委員　ありがとうございます。私、積極的に手を挙げているところにヒアリングをやっていたのかと思っていて、そうだとすると、手を挙げない、声が出ないようなところのほうが全然自力が弱くて、そういうところの声を拾い上げてほしいなと思っていたんですけれども、今のお話だと、活発なところを除いて、27の商店街に案内をされたということですので、そういった取組も非常に重要だと思いますし、その各商店街ごとの内情をヒアリングしていただいて、抱えている悩みを適切に把握した上で、文京区における商店街の活性化のために積極的に今後も事業を展開していっていただければと思っております。

○白石委員長　内宮経済課長。

○内宮経済課長　今、お話の中でもありましたけど、まさに手を挙げてくれる商店街さん、まさにそういったところと、エリアプロデュースは両軸で動いていく形になるので、こちらだけが、プロデュース側が一生懸命やっていても、商店街も一緒になってくれないと、先に進めないといったところがあります。ヒアリングシートも、実際、回答していただいた商店街で、ヒアリングを受けてもいいよといってくれた商店街にまさに入っているような形になるんですけれども、当然、そこまで至らなかった、ヒアリングまで結びついていなかった商店街さんと今後いかに、その商店街さんにこちらを見ていただけるかといったところもポイントかなというふうに思っておりますので、その辺をしっかり周知して、この動きが広がって

いけるように努めてまいりたいというふうに考えております。

○白石委員長　吉村委員。

○吉村委員　ありがとうございました。引き続きしっかりやってくださいというところで、期待しております。

最後、こちらは簡単にちょっと質問するんですけど、行財政運営点検シート(1)のＩＣＴを活用した区民サービスの充実についてのほうの質問もさせていただきたいと思うんですけれども、５ページのオンライン化手続の申請件数及び利用率についての部分で質問いたします。利用率は、令和７年度では51.9％ということですけれども、区として、この数字をどのように把握して、どのように今後取り組んでいかれるのかというところ、教えてください。

○白石委員長　髙橋情報政策課長。

○髙橋情報政策課長　オンライン化済手続の申請の件数、利用率についてのお尋ねのところでございますけれども、同じシートの実は一番下のところに、デジタル田園都市構想総合戦略重要業績評価指標（ＫＰＩ）ということで、少し別の指標になりますが、年間取扱件数が非常に多いもの、500件以上ある手続のオンライン化率というのを目標として掲げております。こちらについては、資料に記載のとおりでございますけれども、まずは行政手続のオンライン化を、特に多いものから進めていくという大きな方針がございます。

一方で、オンライン化した手続についての利用率というのが、今、委員から御指摘のあったところ、51.9％というふうになってございます。こちらについては、結局、利用する方、申請をする方が紙を選ぶのか、電子を選ぶのかといったようなところもございますので、一概に我々の手続の工夫だけでは全部上がっていくものではございませんけれども、こういった手続がありますよということをしっかりと周知していくというところが一番大事なのかなというふうに考えてございますし、今後もしっかりと周知に努めてまいりたいと考えております。

○白石委員長　吉村委員。

○吉村委員　今、こちらの一番下のところの表についてもお答えいただきましたけれども、確かに文京区の方針としては、全ての手続の中で数が多い、500件以上のところが中心に、積極的に早期にオンライン化にしていくように取り組んでいかれるというような、以前も代表質問で言ったときにも御答弁もいただいておりました。確かにオンライン化したものの手続については、紙か電子かというのは、区民の方が利便性に資して御自分で選んでいただくところではありますけれども、やっぱり電子の部分がやりやすい手続であって、しかもこの手

続も全て電子になりましたということまでが把握できるということが利用につながっていきますので、今、課長が御答弁いただいたように、周知が一番重要かなと思っております。なので、引き続きそういったしっかり周知をしていただきたいと思いますし、オンライン化、全体的な、全ての手続を加味した場合は、オンライン化率がかなり低かったと思うんですけれども、特にこの500件以上のところというのは、年に一度しかないような手続を一生懸命オンライン化するよりは、こういう500件以上あるところを本当に早期にオンライン化していただければと思いますので、引き続きしっかりと取り組んでいただければと思います。ありがとうございます。

○白石委員長　引き続いて、海津委員。

○海津委員　私のほうからは、何点か質問させていただきます。

今回もそうですが、全体的に横串を刺して見ていったときに、文京区として、人権や切れ目のない支援を施策として掲げていることは確認をしました。ただし、それが行政全体の判断や実施影響に共通する基準になっているかというのが、これでは見えないんですよね。だから、最も大きな課題として私は感じているのは、何を実施したかというのは、詳細に書かれているんです。だけども、誰の権利が守られ、誰に届かず、何を是正したかという検証が非常に弱いなというのが私が思っているところです。

例えば、行政財産運営点検シートの４ページでは、効率化というか、そういうところの、指定管理とかそういうところですね、あれしているのがあって、11ページのほうね、労働関連系の法令の確認を行っている点などは非常に評価ができると思うんですが、でも、そこのところに、例えば利用者への差別的対応とか合理的配慮、苦情への対応など、区が共通基準で確認していくことがすごく大事だと思うんですよね。だけど、そういう基準というのは全く見られないんです。

で、中にあるのは、公契約審議会で、様々審議していきますよというふうになるんだけど、でも、公契約の審議会の委員の方々が必ずしも合理的配慮や差別的取扱いに対して精通しているのかといったら、どうなのかなという疑問……どうなのかなというか、もちろん、持っていただかなくちゃいけないんだけど、そういう視点で、本当に全体的に底上げしていく、そうした人権尊重ということですよね、法令遵守ということの視点からすると、特定の部署だけの課題ではなく、区の全ての施策に共通する基準だと思うんですけど、そのあたりの底上げをどういうふうにしていくのか、まず１点目、教えてください。

○白石委員長　木口契約管財課長。

○木口契約管財課長　今、御指摘の指定管理と公契約条例のところについて、私のほうで御答弁申し上げます。

まず先に、公契約条例の公契約審議会のほうにおきましては、基本的な審議の対象が、いわゆる区の委託業務などの労働報酬下限額の議論が中心になりますので、御指摘の指定管理者の運営の中でのそういった人権への配慮などについては、この指定管理者制度のほうで取り組んでいるところでございます。

現状といたしましては、本区の指定管理者制度のガイドラインの中で、指定管理者の募集要項、応募する際の要項の中に、指定管理者が施設の管理運営を履行するに当たり、いわゆる障害者差別解消法の遵守など、障害を理由とした不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の必要性を記載することとしております。あわせまして、業務要求水準書におきまして、障害者差別解消法も含めて、関係法令を遵守すべきことを盛り込んでいるところでございます。

それ以外の記載は、業務要求水準書にはないものの、募集要項に、先ほど述べましたようなことを記載することによって、応募の段階から指定管理者には、候補者を含めまして、こういった人権の配慮の意識づけになるものと考えているところでございます。

あわせまして、契約書にもそういった趣旨の記載がなされておりますので、こういったことを指定管理者に遵守していただきながら、運営していただいておりまして、今後もそこについては努めてまいりたいと考えております。

○白石委員長　海津委員。

○海津委員　ありがとうございます。ただ、私は、それが条件として明記されているかをお伺いしていることではなくて、そうしたことが本当に確認されているかということなんですよね。要は、例えば支援の届き方として、利用できない人、つながっていない人がいたときに、その理由は何だったのかとか、それから、安心や生活の学びの状況が改善したかとか、意見を何に反映し、どう本人に返したかとか、誰が、いつまでに改善して、結果を確認したのかとか、結果なんですよね。

それで、そこのところがやっていますというのは、やっているでしょう。だけど、そこのところに対して、本当に利用者の方たちがそれを実感しているか。実際に、例えば合理的配慮の考え方とかそうしたものが理解されずに、でないという実態も出てくるわけですよね。

ですから、そこのところを評価のところで、その確認、どういうふうにやっているのかということの確認が一番求められているのではないかというところで、まだお答えいただいてないんですけれども、誰一人残さないという視点は、特定の部署だけの課題ではなく、区全

ての施策に共通する基準であるべきではないかと。そういうことをきちっと、様々な箇所が自分ごととして確認していくということですよね。それがここの中では非常に見えてない。何を実施したのかの報告に比べて、繰り返しますが、誰の権利が守られ、誰に届かず、何を是正したかという検証がないということなんですよね。そこのところについて、もう一度御答弁いただければと思います。

○白石委員長　川﨑企画課長。

○川﨑企画課長　各事業に取り組んだということは分かるけれども、どのように改善されたかが見えないというところでございますけれども、こちらの戦略点検シートは、こちらの共通する考え方でございますけれども、４年後の目指す姿というのを主要課題それぞれに設定をしているものでございます。こちらの目指す姿が、区民の生活の中で大事なもの、それがもっと足りないもの、こういったところをどう取り組んでいくかというのを主要課題ごとに分析をしまして、設定をしているというものでございます。

　こちらを毎年、点検・評価を行いながら、その進捗について確認をしながら、アップデートすべき事業は、さらにアップデートするという形で進めておりますので、委員としては、見えないということでございますけれども、私どもといたしましては、それぞれ主要課題の解決に向けて着実に進んでいるというふうに認識をしているものでございます。

○白石委員長　海津委員。

○海津委員　私に見えないのが問題ではなくて、当事者の人たちが、私のこと忘れられているかなということが問題なんですよね。区がやっています、見ていますではなくて、そうした人たちも含めて、きちっとこの中の点検シートの中でちゃんと権利が使えているのか、それともそうした合理的配慮がなくしてなったのかとか、そういうことが必要なはずなんですよね。だけど、そういうものがないというところで、私たちがやっていますということ、できているのでって、そして、私には見えないんですねって、矮小化の言い方はどうなのかなというのは指摘しておきます。

　それと、例えば、今の中ありましたけど、例えば戦略シートの30ページなんですけれども、学校なんかでのことが書いてあるんですけど、子どもが学校に入ってないというところで、なかなか戻れてないというところが書かれているので、子どもが安心して過ごせる、授業に参加できるということを目標には掲げています。でも、その中で、子どもが安心して過ごせるか、授業に参加できるか、本人の声が反映されているかということが評価基準にならないといけないと思うんですよね。こどもの権利条例も出てきているわけですから。そこのとこ

ろに、こどもの権利条例が出てきている子どもの意見を反映するというのは、大人たちの枠の中にはめ込んだ中で意見を反映するわけじゃなくて、子どもの意見をしっかりと反映した学校づくり、授業づくりをいかに行えたんですかということが求められているはずなんですよ。これ一例ですよ。でも、そうしたことというのが必要なんだけど、なかなかここのところには書き込まれないし、あと、学校に戻ってなくても、安全・安心や学び私たちとのつながり、ほかの人とのつながりが保障されているかということも大事なわけだからなんですよ。

別に、教育委員会はここであれするわけじゃないからいいんだけど、そうじゃなくて、この一例としてですよ、見方としての。だから、こどもの権利条例を今回文京区はちゃんと施行しました。その中だとすれば、子どもの意見を反映したかどうかというのだって、このチェック項目の中にもっと入れ込んでいかなくちゃいけないはずなんですよ。だけど、そうしたアップデートも欠けているねという指摘です。

だから、そうしたところは、今後、見ていく中でやっていってほしいし、どうも見ていると、焼き直しが結構あるなという気がするんですよ、特に教育委員会の中では。学校改築なんかに関しては、ずっと焼き直しなんですよね。学校改築って、子どもの学びだけではないはずなんですよ。避難所の話もあるわけだし、それから子どもたち、地域の核にもなるわけですから、そうした視点、それからＳＤＧｓの視点、様々な視点があるはずなんだけど、そういうことはなく、学び、学び、学び、子どもの関係……いや、大事ですよ。だけど、学校改築って、あれだけの多額の税金を使うわけですから、そこのところに……。

○白石委員長　海津委員、まとめて。こどもの権利を聞くの。

○海津委員　では先にね、こどもの権利。はい。

○白石委員長　こどもの権利について、書かれてないと。

川﨑企画課長。

○川﨑企画課長　こどもの権利というところでございますけれども、昨年度、こどもの権利条例の策定を行ったというところで、今年度スタートしているというところでございます。ナンバー１からずっと子どもの未来について主要課題を掲げておりまして、それぞれの計画期間の中でどのようなところを目指すかというのは、記載をしているというものでございます。

そうした中で、関連事業を掲載いたしまして、これについて、それぞれ進めるというというところが、繰り返しなりますけれども、私ども区といたしましては、最終的にそういった子どもたちの権利にもつながる施策につながっているというふうに認識をしているものでございます。

○白石委員長　海津委員。

○海津委員　目指しているのは分かります。目指しているが書かれないと意味ないんですよね。ちゃんと文字化して可視化されるということが一番重要ですので、そこはしっかりと、こどもの権利条例の中身が、各所管が見ていくときに、そうしたものが書いていくときに、自分の管轄のところには、こどもの権利条例のものが反映したアップデートがされているかと、ＡＩでも何でも聞いてみればいいと思うんですよ。何でそういうことをしないのかなというのが率直なところです。そこはしっかりとお願いしたいと思いますし、学校の改築に関しても、もう少し、焼き直しではなくて、周囲のアップデートしたこと、これからの問題とかもきちっと書き込まれる。

それから、教室数の問題だけではないんですよ。アップデートするんだとすれば、今、学校の在り方というのは、それこそチャレンジスクールもいろんなことが求められているから、教室が足りなくなるということは、初めに学校教育として、この小学校に関してこういう教育をできるようにというふうに掲げたものができなくなっていくという可能性があるんですよ。学校はもちろんやっていますと言いますよ、できていませんとは言いません。だから、やっています。だけど、そこに課題は、まるで教室数、学級数の教室数だけは確保できていますというような、だから問題ありませんみたいな形にするのではなくてということは、お願いしておきたい。

最後に、お伺いしたいのが、21ページなんですね、もう一つのほうの、別紙２の資料のほうのところで、内部統制について書かれているんですけど、これが書かれているのが、何か問題があったときにもそうだ、職員が知識を身につけることにすごく寄せ過ぎているような気がするんですよね。職員のそれを上げていくということにすごくしていて、むしろ組織の判断や確認手続が適切だったかという、組織としての問題がここに見えてこないというのが私はすごく問題だと、課題だと思うんですけど、内部統制が組織としての判断や確認手続、例えば先ほど浅田委員のほうから出ていた、千駄木小学校のことに関してもそうだし、そうしたものが個人の責任ではないわけですよね、確認や手続の問題というところとして、どういうふうに見ていきながら、内部統制としても、そうしたものをどう浮き彫りにしながら、組織としての課題として、どう浮き彫りにしていくかというのは、すごく重要なことだと思うんですけど、そのあたりどのようにお考えになっているか、教えてください。

○白石委員長　畑中総務課長。

○畑中総務課長　こちらのシートにつきましては、７年度の実績というところと、今後の方向

性というところで書かせていただいたものでございます。７年度につきましては、知識が不足しているということが原因と思われる事務手続の誤りというのが数多く見られたということから、このシート上は、この正しい知識の習得、法令の再確認というところを今後の方向性として書かせていただいたところでございます。

ただ、委員がおっしゃるとおり、意思決定過程の課題ですとか、当然、内部統制の内容としては、そういったものも範囲に入ってまいりますので、個別の事例を踏まえながら、必要な対応を図っていくというところは、これまでも、これからも変わらないというところでございます。

○白石委員長　海津委員。

○海津委員　今、課長がおっしゃった、知識が足りない事例がすごくあったということ、承知します。だけど、知識が足りない人というのは結構いるわけですよ。でも、組織だからこそ、知識が足りない人を補っていくということが大事なんだけれども、知識が足りない人がミスをしたら、それをチェックができない組織が私は一番問題だと思うんですよね。人間、ミスします。でも、知識として足りなかったところを、上の人とかいろんな人たちがチェックして、そこのところをこうだよということを教える。組織としてが足りないということを、私は一番大きな課題だと思うんですけれども、手続も含めてですね、その辺というのは、区としてどのぐらい課題感を持っているのか、最後にお答えください。

○白石委員長　畑中総務課長。

○畑中総務課長　先ほど申し上げました、知識が不足しているというところについては、職員が全体的に若返っているということもございまして、知識、経験が不足しているということもございまして、改めて正しい知識の習得、あるいは根拠法令の再確認ということを今後の方向性として掲げたということでございます。

ですが、これは必ずしも若手職員に限ったものではありませんで、ベテラン職員も含めて、改めて自身の知識や法令についての知識の確認をするということを、若手職員に限らず、全職員に対して取り組んでいるというところでございます。

○白石委員長　海津委員。

○海津委員　分かりました。ただ、若手職員は、若手職員として、経験からしても知識が足りないということはあるかと思います。でも、経験を積んだ職員の場合は、経験値の中でやってしまっている。これが認められるんだということとか、これまでここでやってこられたんだということ、それから法令等がアップデートされているのに、そこをしっかりと学び切れ

てないというところなんかは、私は、そうした事例に少なからずあってきました。

なので、組織として、そうしたことも含めて、きちっとチェックをして、ここで気づかない、でもこれおかしいよねというチェックが、その部署だけに頼るのではなくて、もっと横串を刺して、区全体としてやっていっていただきたいと思うんですけど、そのあたりをしっかりと横串を刺した体制づくりというのは考えていただけるのかだけ、お伺いします。

○白石委員長　川﨑企画課長。

○川﨑企画課長　今、委員から区全体の取組として、横串を刺してというところでございますけれども、こちら今回報告させていただいた総合戦略ですけれども、複雑化・多様化する区民ニーズと地域課題、様々ございますけれども、これ従来の部局単位ですとか、事務事業単位ですと、いわゆる縦割りの対応ということにつながるというふうに思っております。これを迅速な解決に結びつけていくと。危機感を持って対応するというところで、この総合戦略が組織の縦割りを打ち破ると。全庁的な横串を刺すためのツールであるというふうに思っておりますので、こちらを十分に活用して、引き続き横串を刺した全庁的な取組というのを進めてまいりたいというふうに思っております。

○白石委員長　続きまして、田中香澄委員。

○田中（香）委員　一番最初に、名取委員が総論の人口の推移ですとか、将来人口推計に触れていただきました。私が考えてきた質問は、もう少し先のところなんですけど、やはり総合戦略を組み立てていったり、機動的に事業をスクラップしていったり、ビルドしていったりというときに、人口の推計だとか、あるいは財政の状況だとか、あるいは公共施設のマネジメントはどうするのかという大きなところを、私たち共有していかなければいけないと思っています。

それで、前にたしか提案させていただいたことがあったんですけど、多分、難しいのか、いわゆるデータの更新というものは、もう少し、この進行管理だけじゃなくて、総論のところのアップデートも、本当はみんなと一緒に共有していったほうがいいのかなと思ったのは、やはり人口推計も令和５年のときに22万9,653人で、10年の推計が24万6,000人、それでもう既に25万近い数字になっていますというところで、そういったところはもしかしたらこの推計を超えている。また、先ほど細かく生産年齢人口ですとか年少人口のお話もありましたけど、そういったことも推計に対して、現実はどうなっているのかというふうになっていくと、サービスの量が高齢者はどうなんだろうかとか、小さいお子さんはどうなんだろうかということに非常につながってくるので、こういったデータの取扱いといいますか、アップデート

していって、表に書き込んでいって、計画と一緒にお見せしていくということはあってもいいのかなと思うんですが、その点について御答弁ください。

○白石委員長　川﨑企画課長。

○川﨑企画課長　総合戦略の点検・評価をするに当たって、前提条件というところでございますけれども、確かに人口であったり財政状況であったりというところは、非常に参考になるといいますか、ベースになる数値かなというふうには思っております。

現在、人口推計は、先ほど御答弁申し上げたとおり、４年に１回ということでございまして、現在、新たなものをお示しすることはできないんですけれども、ちょうど今年度中から来年度にかけては、最新のものはお示しできるようになるのかなというふうに思っております。

当然、次期の総合戦略はそういったものに基づいて策定をして、更新をしていくというところでございます。ちょっと毎年それを更新できるかというところになりますと、事務的な作業量ですとか、そのあたりは課題になるのかなというふうに思いますけれども、そういったところ実際にできるかというところは、今後の検討課題というふうにさせていただきたいと思っております。

○白石委員長　田中香澄委員。

○田中（香）委員　できると思っています。今、もう本当に数字を入れれば、ＡＩがやってくれますので、それはあなたがやりなさいと言われたら、私もやりますけれども、それはやっていけるんじゃないかなというふうに思っているので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

早速、中身に入っていくわけなんですけれども、進行管理について、今、御報告があったとおり、主要課題のナンバー11に、高校生・若者世代への支援の更新をしていただいたこと、若者の居場所の事業が位置づけられたこと、それから行財政運営点検シートの一部に画像を掲載していただいたこと、どれも要望したことが改善されて、掲載をして、反映していただいたことに評価をしているところでございます。

この若者のところなんですが、その前に、点検結果と事業の見直しのことについてで、前回もスクラップ・アンド・ビルドの話をしましたけれども、そもそもこの点検シートを、これをなくして、これを追加しようというのは、コロナがあったり、若者を入れたりという、そういった大きなテーマがあったときにすることしかできないのかなと思っていまして、むやみにこのシートを60個に増やすとか40個に減らすとかということはできないのかなと思いつつも、統合したりするとか、あるいは高校生と若者が一緒でいいのかなとか、そういった

ことは検討する必要があるのかと思っていまして、そういったことを前回のときにお聞きをしたときに、所管のほうから、積極的な提案を求めていますというような御答弁も聞かれておりましたので、そういったことを各部署とどういったやり取りをしてやっていくのかということは、確認をしておきたいと思います。

ただ、やっぱり、シートの中の事業をスクラップしたりビルドしていったりということが多いと思うので、シートの数にはあまり反映しない、もっとその中の、皆さんの中でこれはもう廃止しなきゃいけないとか、これは引き続きやらなきゃいけないとかということ、それをもう少し私たちとも見えるようにできるといいのかなというふうにも思ったりしていますので、そのあたりのことついても、お聞きをしていきたいと思います。

で、具体的に言うと、例えば障害者のところは、本当に充実していかなければいけないと思う一方で、同じテーマで統合していくことも一つなのかなとか、そういった、子どもだったり、教育だったり、高齢者だったり、障害者だったりという、このバランスは最適化しているのかどうかということについては、ちょっとなかなか私も図りづらいというふうに思っているので、課長のほうでどういうふうに捉えてやっているのかということ、ここまでまずお聞きしたいと思います。

○白石委員長　川﨑企画課長。

○川﨑企画課長　現在進めている総合戦略の主要課題であったり、事業をどのようにアップデートしていくかというところでございますけれども、御指摘のとおり、今回、52の主要課題自体は、項目自体は増えても減ってもおらず、高校生世代のところに若者世代というのが加わったというところでございます。

一方、事業数は、多少変動がございまして、令和７年度のときは194事業あったものが、令和８年度は199事業ございまして、新規が７事業、終了が２事業、あと計画変更が１事業という形で、アップデートを重ねていったというものでございます。

例えば子ども関係でいいますと、こどもみらいサポート拠点整備事業、こういったものは完全に新規ということで、新しく立ち上げてやっていると。

また、国のほうの動きもございましたけれども、未就園児の定期的な預かり事業というのを区のほうで行っておりましたが、国のほうの制度も変わりまして、こども誰でも通園制度という形で、新たな形でスタートしたというような形。

あと、Bunkyo Night Youth Loungeですね、これは完全に新規事業。

あと、重点でいいますと、眼科検診などはつけ加わっているというところでございます。

これは引き続き、アップデートには取り組んでまいりたいと思いますが、主要課題をどうしていくかというのは、非常に大きな課題かなというふうに思っております。現状52ありまして、どれも重要なもので、どれが重いとか軽いとかいうのはなかなか難しいんですけれども、一方で、例示に出していただいた障害者のところというのは、非常に細かく分かれている。細かく分かれているメリットといたしましては、課題として項目立てされますので、より課題としては明確に見えやすくなるというところで、進行管理もより進みやすい面があるのかなというふうに思っております。

一方で、ちょっと細かく分けてしまったデメリットといたしましては、それぞれひもづく事業がどうしても限られてしまうということがございますので、この総合戦略の特徴である横串を刺すというところが、それぞれ……当然、項目分かれていてもできるんですけど、よりばらばらになりがちというところは、現在ちょっと事務局としても、課題としては感じているというところでございます。

所管とも話をして、同じような感想といいますか、思いを聞いているというところでございます。これをまとめるのがいいのか、そのままにするのがいいかというのは、今後、来年度も総合戦略の改定の大きなテーマになると思いますので、非常にこれは、どのようにしたら最適化されるのかというのは、各所管課ですとか、また今後、区民協議会もございますので、そういったところで区民の皆様の御意見等も伺いながら考えてまいりたいというふうに思っております。

○白石委員長　田中香澄委員。

○田中（香）委員　ありがとうございます。本当にそうですよね。先ほど課長がおっしゃったとおり、縦割りを打ち破って、横串をしっかり刺していく、この一つのツールだという、この総合戦略を重ねていっているので、そういったことがどんどんなされていっているというふうにやっぱり実感していくことが大事だし、私たちも部門を横断する連携が本当になされているんですかということをチェックしながら今やっているので、それがやっぱり見えるように進めていただきたいなというふうに思います。

で、中身に行くんですけれども、若者施策の目標と進行管理のことなんですが、41ページ、42ページのところの４年後の目指す姿と計画期間の方向性についてをよく読んでみますと、やはり高校生世代を中心とした記載となっておりまして、Night Youth Loungeという事業を一つ取り出してやっていただいて、今、軌道に乗り始めているので、御期待をしているところではあるんですが、やはりもう少し膨らませて、この世代のところをフォーカスしていっ

ていただきたいということはお願いを申し上げたいというふうに思っています。

で、若者世代について、何を目指して、何をもって成果としていくのか。そういった今後どのようにそれを整理しようとしていくのかということは聞いておきたいということが１つと。

あと、やはり若者の課題は、アンケートを取って分かったとおり、居場所だけではなくて、住まいや就労や生活困窮やメンタル、心の問題、心の健康、そういった複数の分野に関わっているというふうに皆さんと確認をし合ったところでございますけれども、こういった所管を横断して、それこそ先ほど申し上げたとおり、連携してやっていかなければいけない課題ですので、それをどう横断して、点検をしていくのかという、その仕組みについては、どのようにされているのかということをお伺いしたいと思います。

○白石委員長　川﨑企画課長。

○川﨑企画課長　ナンバー11の高校生・若者世代への支援というところでございます。従来、高校生のシートだったところに、今回新たに若者世代が追加されたということです。確かに高校生世代というと、中心は15歳から18歳がほとんど、若者世代がそれ以降19歳から39歳ということで、高校生というと、本当に若者といっても、若者自体が19歳から39歳って、大学生だったり、子育て世代だったり、もう社会人、中堅どころだったりと、かなり差があるというところで、高校生とは確かにちょっと違いもあるのかなというのは感じているところでございます。

早速取り組んだ、このBunkyo Night Youth Loungeでございますけれども、所管から聞いている話では、非常に御好評を今のところいただいていて、毎回数十人の方がいらっしゃると。登録の方も200人を超えて、イベントも参加されているということですね。我々としては、居場所をまずつくったというのが一歩なんですけれども、ここで取り組みたいのは、なかなか区として若者世代とつながりがなかった中で、こういった居場所の中に、例えば自主的にイベントなどをやっていただいて、そこに区のほうもお声を聞くことで、若者の方の声を直接聞くことができると。アンケートなどはこれまでもやっておりましたが、そういった生の声を聞けるというのは非常に大きな意味合いなのかなというふうには思っているところでございます。

あと、先ほどおっしゃっていただきました就労ですとかメンタルですとか、そういった悩み事ですね。当然、これもなかなか若者世代は見えにくいと、区として直接把握がしづらいというところがございましたけれども、このNight Youth Loungeでも相談機能をつけており

ますが、こちら毎回御相談があるというふうに伺っております。当然、個人等を特定することはもちろんいたしませんが、どういった傾向の悩み事があるのかというのは、ある程度把握ができるようになってくるのかなというふうに思っておりますので、それが今後の区の施策につながっていくというふうに思っておりますので、こういったところはしっかり冷静に分析をしながら、次の取組については考えてまいりたいというふうに思っております。

○白石委員長　田中委員。

○田中（香）委員　ありがとうございます。この課題は、42ページの成果や課題は何かというところに、やはり若者の施策って、Night Youth Loungeは新設ですけれども、それ以外にたくさんの事業がぶら下がっているじゃないですか。つまり、それは若者計画ですよね。そういったことの文言の書き込みがちょっと足りないのかなと思ったりしているので、そのあたりは改善できるといいなと思っています。

最後に、今回の点検を、令和９年度の施策や予算編成につなげていくということが何よりも大事かなというふうに思っているわけなんですが、そのあたりの考え方と、あと最後に、行財政運営点検シートの186ページになるのか、物価高対策として開始した補助事業、補助金のところなんですが、継続の必要性や終期を検討する必要があるというようなことが書いてあります。こういった物価高対策だけではないですけれども、これに関しては、必要な期間にはしばらくやっていただきたいという要望がございますけれども、補助金全般については、この間、いろいろ、様々、見直しが必要だよねというようなお声をたくさん聞いておりますので、そういったことに対しては、どういった御決意で今取り組んでいるのかということを最後に聞いて、終わらせていただきたいと思います。

○白石委員長　川﨑企画課長。

○川﨑企画課長　まず、今後の施策、予算編成にどうつなげていくかというところで答弁させていただきますと、今回の点検・評価、議会のほうにも御報告させていただき、今後、区民協議会でも意見をいただきます。こういったところで、どのように進めていくかというところを皆さんの御意見を踏まえながら、予算編成のほうにはつなげてまいりたいと思っております。それに当たりましては、必要なものはさらに進めていく、また、例えば整理統合できるものはしていくという、そういったスクラップ・アンド・ビルドの視点も交えながらしっかり取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○白石委員長　猪岡財政課長。

○猪岡財政課長　補助金についてのお尋ねの部分になりますが、文京区のほうでは、補助金ガ

イドラインとチェックシートというところを運用しているところでございます。３年ごとに補助金について実証検証をやりながら、全ての補助金についてチェックをしているところでございます。前回、令和６年度にやっておりまして、次は令和９年度というところを予定しておりまして、補助金について、点検をしっかりしていきたいと思っております。

委員から御指摘ありましたとおり、事業を実施する際においては、終期というのを一つしっかり考えていく必要があるのかなと思っています。今回の予算編成方針の中でも一定の効果が認められたもの、あるいは逆に効果が認められないもの、そういったものは適宜しっかりとチェックして、事業見直し、あるいはスクラップ・アンド・ビルド、そういったところもやっていかなければいけないと思っておりますので、そういった視点を持ちながら、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○白石委員長　田中委員。

○田中（香）委員　ありがとうございます。交付の適否と適正な運用という２つの観点からやっていらっしゃるというふうに点検シートには書かれてあります。そういったことがしっかりと区民全員に、また分かりやすく伝わるように、検証は続けていっていただきたいなというふうに思っております。

総合戦略は、これからもまだまだ続くと思いますので、これからもこういった視点を追いかけていきながら、いい計画と、そしてまた実効性のある運用をやっていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○白石委員長　ほかに御質疑のある方。

ちょっと待って。この後、副委員長やりますけれども、各委員の皆様方に御案内申し上げます。

あと６項目の報告事項があって、一般質問があって、約２時間弱で本日５時を迎えることになりますので、理事会を開くことなく、皆様方にこの場で、御協力いただけることを御了承いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○白石委員長　よろしくお願いいたします。

それでは、金子副委員長。

○金子副委員長　ページをいうと、37のあたりが、学校施設のという話で、先ほど名取委員の質疑の中でも出ていましたけれども、人口推計との兼ね合いで、最後の答弁は、今後、集約化・複合化の検討ということで終わっていました。それで、私が聞きたいのは、ページでい

うと38ページまでいきますと、今後の展開のところには、最後のところで、義務教育標準法の改正に伴う学級編制の対応というふうにもちろんあるわけです。だから、学校の数を幾つにするのかというのは、かつて2004年、５年、６年ぐらいのときに学校統廃合の構想があって、住民の皆さんの大反対もあって中止になりました。私たちもそういう立場で当時頑張った経過がありますけれども、そうして現在その結果、今、児童数の増に対応できてないところは増築というようなことで、一応やっていただいているわけですけれども、そうしたときに、今後の学校数とか施設の改築というときに、一路、集約化・複合化ということではむしろないのではないかというふうに思うんですね。

私は誠之小の建て替えのときの一番最初の検討会のときに、たまたま傍聴したんですけれども、そのときにも、学級数というのは、今後変わる可能性があると。当時40人でしたけど、当時の議論としては、では30人にいつなるんだというような、大体そういう議論だったんですけれども、そうしたときに、現実には35人になったという経過の中で、今の対応があるわけです。次、30人というのは当然の発展方向であって、そうしたときに、個が輝くと、最適な教育環境と考えたときに、学校数がやっぱり集約化していくというのは、むしろ逆行するという捉え方も当然出てくるわけですよね。だから、それについては、この展開のところに、最後のところに書いてある、学級編制の考え方と、私たちは少人数学級を独自に進めるというようなことを思っていますけれども、やっぱりもう一回考えをきちっと聞いておきたいというふうに思います。

それから、これ全体に関わる公共施設についての考え方ですけれども、やっぱり集約化・複合化というのは、国の総務省あたりが、今から15年ぐらい前に考えを出してきて、コンパクトシティみたいな、やはり地方の過疎、人口減というところで出してきた考え方です。ただ、それは一路、うまくいっているかというと、必ずしもうまくいっていないという状況があって、今日があるわけですよね。

それ全国の話は置いておいて、こと文京区において、施設の複合化がどうなったのかと、検証をきちっとするべきじゃないかなと思うんですね。一番のシビックセンターですよ。90年代の最初に設計をして、集約化しましたけれども、低層階の改修をやっている頃に、トイレの改修工事、何でこんな高くなっちゃうのと聞いたら、いや、トイレの配管が上と下の別の会議室のフロアの階に入っちゃっているので、夜間止めたり工事しなけりゃいけないと。そういう水回りの配管というのは、複雑な建物だったら１系統、２系統に集約して、やっぱり合理的に改修できるようにしていくというのは、施設づくりの提要だと思うんだけれども、

ここはそういう複合化というのでやったために、そうなってないというのは、そのとき浮き彫りになりましたけれどもね。

この間、六中の地下で雨漏りというか、浸水が出ましたけど、あそこもアカデミー、地活、中学校の複合化ですよね。あのとき、八中価格というか、あれは非常に価格が安くて大丈夫なのかという議論がちょっとありましたけれども、そういった点から考えても、複合化・集約化というのは、文京区できちっと検証できるんじゃないかと。

日本全国的に考えても、人口減社会になったときに、むしろ自治体が持つ公共施設というのは、総面積を減らすだけではなくて、むしろ、適正な形でだけれども、減らすんじゃなくて、しっかり確保していく、そういうことが必要だというようなことを、例えば奈良女子大の中山徹先生なんかは各地で講演されていますけれども、そういう考え方もある。

現に、今の瞬間だけでいえば、私たちが聞いているのは、公共施設、いろんな活動をやるのね、区民の方が、施設が足らないと、なかなか借りれないと、インターネット申込みの関係もあって、そうなるという側面もなきにしもあらずですけれども、そういう要望というのは私たちも聞いています。だから、人口減に向かっていくという想定があったときに、集約化・複合化というのは、今の現時点での、むしろ総括、検証というのをやった上で、ああいう答弁というのはきちっとされるべきではないかと思いますけれども、その点はいかがかというのが１つ。

それから、この学校の改築、これ私も、千駄木小、文林中、あと千駄木幼稚園の面積が今後変わり得るという報告を聞いたときに、非常に驚きました。それで、先ほど浅田委員が言われた点に尽きると思うんですが、１点、ここで聞いておきたいのは、そうすると、議会には、2004年の３月だったと思うんですけど、千駄木小などの改築基本構想の報告があって、そのときの面積というのは１万九千何百なんですよ。それが変わり得るという話なんですね。

そうすると、議会に報告したのと完全に変わり得るということがはっきりしたときに、今回この後審議をする決算委員会の資料に土地家屋の資料ってありますよね、ありますでしょう、参考資料なのか、あれは正式に議案じゃないけど、参考資料ってもらっていますね。あの資料も、いまだに注釈というか、訂正されない、訂正までまだいかないから困っているというようなことは分かりますけれども、議会で審議するああいう資料についても、いち早く、これは注釈つけて活用してくださいという連絡というか、そういうものが決算委員長、あったんですか、ないでしょう、僕らも聞いてないけれども。

だから、そういうことについては、やはり区長部局と議会とのきちっとした原則的なコミ

ュニケーションをやっていくというようなね、なぜいまだに……教育委員会から報告をもらいましたよ、そういう状況で教育委員会で口頭報告したので、今後、測量しないと確定できないというような、そういう悩ましい事態になっちゃったというんだけれども、それはやっぱり二元代表でやっていく中で、資料としてもらっているものが、違う要素が多分に出てきたというんだったら、いち早く、議会にも、この資料との関係での説明というのを私、するべきだというふうに思いますけれども、ということ。

それから、学校施設のこの項のところでは、37ページの課題や成果というところに、いわゆる財政負担の問題が書かれているんですね。この問題については、私たちも端々にいろいろ質疑しているわけですけれども、平準化というのは、当然だというふうに思いますけれども、同時に、この間の３月の予算委員会のときに、例えば学校建築の国庫補助金の単価なんかが、やはりよく見てみると十分ではないというように当時の所管課の課長さんも答弁されておられます。こういうものについては、要望しているとかというのは、恐らくそういうことになると思うんですけれども、改修などについても、きちっと財政負担を国や東京都に求めるということなんかも、どのようにしているのか。これは特に23区で、都心区であればあるほど、改修というのはもう積年の課題になっているので、これには財源措置というのを国や東京都に頑として求めるということが、私は今の局面、さらに強めていく必要があるんじゃないかと思うんだけれども、いかがですか。

○白石委員長　川﨑企画課長。

○川﨑企画課長　今後の施設の考え方についてのところでございますけれども、先ほど私が御答弁申し上げたのは、区の全体的な考え方ということで申し上げております。私が申し上げたのは、文京区公共施設等総合管理計画、冊子でいいますと37ページでございます。施設更新の実施方針ですとか機能集約の推進方針というところで、同種の機能を集約することですとか、異なる機能を複合化することで、活性化、また相乗効果が見込まれる場合は、公共施設全体の効率化の観点から、更新の時期を捉えて集約化・複合化・多機能化を検討していくと。ここのことで申し上げました。

こうしたところで、整理、複合化をいたしますと、委員御指摘のとおり、床面積が縮小ということもあり得るかもしれませんが、一方、そうした整理をして、新たな行政需要の拡大に対応していくと、こういうたことも考えられるかと思っております。

現在、例えば湯島総合センターでいいますと、新たに子どもの屋内の遊び場というところが、暑さ対策であったり、子どもの安全の確保というところで求められているというところ

で、こういったところの考え方を基に、区では検討を進めているというところでございます。

やはり、中長期的にみれば、間違いなく、人口減少社会には行くんだろうと。そこがいつの時点になるかというのは、今後の最新の状況ですとか、人口推計で注意深く注視をしていくと。そこに向けて、どういった区立施設の在り方がいいかというのは、整理、集約というのは、縮小一辺倒だけではなく、そういった新たな行政需要の拡大への対応というところもございますし、また、区の場合、用地が限られている中で、新たな改築等を進める場合、新たな土地があれば、そこに移転をして、新たなものを造っていくということをやれば、当然効率的なわけですけれども、現状、なかなか区ではそういった適した土地というのは出てくるのはまれであるというところからすると、やはりそういった複合化というのは、効率的に施設の更新ですとか改築を進めていくというところの一つの手段にもなろうかと思っております。

いずれにいたしましても、そういったところを総合的に勘案しながら、区立施設の在り方については、考えてまいりたいというふうに思っているところでございます。

また、千駄木小のところでございますけれども、これは先ほどの御答弁の繰り返しになりますけれども、現状、企画政策部では教育委員会から情報提供を受けている段階というところで聞いております。国有地が含まれているというところ、判明したというところでございますけれども、具体的に、では面積がどうなるかというのは、今後の確認であったり調整であったりというところで決まってくるのかなというふうに思っておりますので、現状、こうなりますという御報告ができる状況ではないのかなというふうに思っております。

また、最後、財政負担の平準化というところですけれども、国の補助金の単価、あとは国や都の補助金というところの活用については、私どもも非常に重要な視点かなというふうに思っております。これまで活用していたものも十分に活用していくというものもそうですし、これまで活用できていなかったものも、工夫次第では活用できるという可能性もございますので、そういった行政需要の対応については、歳入等も今後状況が厳しくなる中で、国や都の補助金を積極的に活用していくというのは、我々としても積極的に考えていきたいと。要望というところは、必要があれば必要に応じて国や都には要望を、ほかの区とも協議をしながら考えていくという考え方でございます。

○白石委員長　猪岡財政課長。

○猪岡財政課長　国に対する要望の件につきましては、毎年、特別区長会を通じまして、国に対して要望しております。その中で、地方財源の充実強化という項目を挙げて要望しており

まして、その中において、国庫補助金制度につきましては、国と地方の役割分担を明確にしまして、国の責任において措置すべきものについては、地方負担転嫁せずに、地方に超過負担が生じないようにすることということで要望しておりまして、今後につきましても、区長会を通じて必要なものについては要望してまいりたいと考えております。

○白石委員長　宇民会計管理者。

○宇民会計管理者　決算審査特別委員会の資料に関わるものにつきましては、その状況について確認をさせていただいて、もし修正や、あるいは注釈の追加等必要が生じる場合等につきましては、決算審査特別委員会の委員長に御相談をさせていただければと思います。

○白石委員長　金子副委員長。

○金子副委員長　決算の資料については、少なくとも注釈は必要だと思いますので、教育委員会でのこの千駄木の件については口頭報告だったので、まだ目に見えるものがないんですよ。だから、それは確認しようと思うと、やっぱり所管の課長さんにこの間もう一回聞き直しましたけれども、そうやってやっぱり、審査をこれからするというときに、注釈が必要なまま、何かもう一回聞き直さないと分からないみたいな資料が出ているというのは、私は、やっぱり区のガバナンスがどうなのかということが問われるというふうに思いますよ。そのことは指摘しておきたいと思います。

それで、今、企画課長さんの答弁の中にも、例えば暑さ対策という言葉が出てきたように、クーリングスポットみたいな、そういう新たな行政需要というのは出てきて、この間、取り組まれている経過はあります。そういうものの拡充、整備というのも大事になってくるから、だから、奈良の先生なんか、総床面積の削減というのは、特に人口集中地帯では全部違いますよというふうにおっしゃっているわけで、そういうのに学んで、区民が必要とする公共施設の整備というのは、やはり充実方をお願いしておきたいというふうに私たちは思っております。

それから、この主要課題の番号でいくと、16番のところのタイトルが、在宅医療・介護連携の推進ということになるんです。これちょっと現実に今、文京区内で起きている状況をお示しするので、認識を聞きたいんですけれども、16番はあくまでも在宅医療と介護の連携となっていますけれども、もともと文京区というのは、大きな大学病院があって、医療資源には恵まれていると、よくそういうふうに説明するわけであります。しかし、それは、急性期の医療であって、回復期とか慢性期などの病院のベッド数というのが、このままいくと、この年末には、これ公になっている話なのでいいと思うんですけど、言問通り沿いにある慈愛

病院が一旦閉じますというふうになって、そこで40床、回復期のね。それから、東京健生病院がこの年度末で19床の有床診療所に変わるという形で、そこでも80床ぐらい回復期のベッドが減ると。そういうことになりますと、文京区内から回復期の医療のベッドというのはなくなるということになるんじゃないですか。

この間、やっぱり地元の方から言われたのは、在宅で暮らしているけれども、医療が若干必要になったときに、入院という形でつないでいるんだけれども、どこに行っているのと聞いたら、千代田区の神田のほうの病院に行っていると言って、区内に回復期のベッドがなくなるというのは、これは大きな区政の課題だから、よく考えてほしいという御要望で、お声であります。

在宅医療・介護の連携といったときに、ずっといくと、やっぱり切れ目のないという言葉が最後展開のほうに出てきて、24時間というようなことで、小規模多機能みたいな施設が、これから増やそうとしておりますけれども、そうはいっても、ベッド、入院機能というものが区内から明確になくなるんじゃないかと思う。その点の状況というのは、よく福祉部とやり取りしていただきたいと思うけれども、現状について、この課題との関係で、区政全体の中でどういうふうに位置付けて捉えているのか、聞きたいと思います。

○白石委員長　川﨑企画課長。

○川﨑企画課長　直近の区内の医療機関の状況というところでございますけれども、必要に応じて、企画政策部としても、保健衛生部ですとか福祉部とは情報共有を図ってまいりたいというふうに思っております。

まずは、市区町村として取り組むべきところ、また、医療関係につきましては、東京都の分野もあろうかと思いますので、こういったところを状況をしっかり確認しながら、必要な対応については行ってまいりたいというふうに思います。

○白石委員長　金子副委員長。

○金子副委員長　必要な対応というのは、こうした今、私が示した現象というのは、国の診療報酬制度が急性期のところにやっぱり集約化というか、重点化されていることとの関係で、回復期の医療提供というのが経営的に成り立たないと。それについて、自治体にやはり支援を求めたけれども、そういうものがなかなか進まないという中で、今、そういう病院の撤退という問題が全国的に起きております。必要な対応はやるとおっしゃったので、それはぜひそういう部署と連携してやっていただきたいけど、東京都の保健医療局のデータで見ても、東京小石川病院の111床というのはもう何年か前に止まっていますので、私がさっき言った

２つの病院のベッドがなくなることで、明確に回復期のベッドがゼロになるんですよ、区内ではね。

だから、これは、高齢者もしくは一緒に暮らしている家族の皆さんの切実な要望でありますので、これについては、私たちとしては、やっぱり医療資源、経営されている方とよく事情を聞いていただいて協力しないと、必要なベッドを確保できないという事態に文京区はなっているという現状がありますから、その点については、お願いをしておきたいというふうに思います。

それから、最後というか、もう一つ、行財政運営点検シートのところですけれども、指定管理など委託の点というのは、項目の名称でいくと、一番最初のところですね、区民サービスのさらなる向上と、こういうタイトルのところに、指定管理、それから委託の活用というのは入るわけです。で、文京区においては……。

○白石委員長　３時になりますので、一旦休憩を取りまして、３時半から、副委員長の質問から入ります。お疲れさまです。

午後　２時５９分　休憩

午後　３時２６分　再開

○白石委員長　時間前ですが、総務区民委員会を再開させていただきます。

それでは、質問から。

金子副委員長。

○金子副委員長　それで、この行財政運営点検シートのほうの指定管理、委託のところですけれども、さらなるサービスの向上というふうに項目としては書かれています。文京区で、指定管理、委託の方針が出されたときに、盛んに議論したんですけれども、これはサービスの向上であって、コストの削減の指標ではないんだという御説明でした。しかし、例えば、今、図書館の指定管理を頼んでいる２つのグループのうちの１つの事業者であるＴＲＣ、図書館流通センターのホームページでは、図書館運営をやりますよというふうに書いてあるんですけれども、そこには何て書いてあるかというと、サービス向上とコスト削減と、こういうふうに書いてあって、もう少し説明を、１つだけ紹介すると、これ指定管理をやることによって、設置者、つまり地方公共団体のコストダウンにつながりますと、こういうふうになっているわけです。いつからそうなったか分からないけど、最近というか、今見るとそう書いてあるんです。

それで、これは区の今まで説明してきた説明と異なる事態が事業者のほうには明確に生ま

れていて、そのコストダウンをうたっている事業者に今頼んでいるという形になっているんです。先日、文教委員会でうちの石沢議員が確認したら、この図書館の指定管理の方の司書の求人票を見ると、大体1,280円ということで、時給が最賃なんです、新しい最賃だとね。これで専門職業がどうなるのかというので、ずっとここで心配してきた事態が現実のものになっているのではないかというふうに思うんですけれども、それがどうなのかというのが１つと。

それから、この同じ行財政のところで、受益者負担の適正化ということで、これもずっと議論してきて、これは区民の負担増につながる論理なんだというふうに私たち申し上げてきましたけれども、今後の方向性のところを見ると、たしか、ずっとこれ書きぶりが変わってないんだというふうに思うんですけれども、こういうふうになっていると。

それで、これやっぱり文教委員会で、この受益者負担の論理というのが、子育ての分野に入ってくると、もうこれは子育て無料といって、幼稚園まで無料にした流れと、もう完全にバッティングしてしまっているので、育成については、もう受益者負担を外して、ここは無料にしていくという方向性をやっぱり本気で考えなきゃいけないんじゃないのかというふうに思うんです。

ここの受益者負担の考え方、今ずっと検討していますと、財政課で検討していますといつも答弁されますよね。しかし、国のそういう状況からすると、今後、今日の報告を踏まえて、次の総合計画、総合戦略を作っていくというときに、どうするのかというのを考えてないでしょう。だから、子育ての分野についても、取りあえず外すと。それで、負担軽減、そっちのほうにシフトしていくと、こういう検討方向が必要になってくるのではないでしょうか。

○白石委員長　木口契約管財課長。

○木口契約管財課長　まず最初の御質問でございますけれども、指定管理者制度につきましては、区として、やはりこういった多様化する区民ニーズの中で、様々なサービスの向上に努めていくというのが目的であり、それについては、変わっていないところでございます。今、御指摘がありました特定の事業者のホームページにおいて、そういった御指摘のような記載はあったかもしれませんけれども、そこは事業者の一つの見解でもありますし、いろんな指定管理業務をやっていく中で、結果としてコストが高くなったり安くなったりということはあり得るかと思いますけれども、あくまでも区としての目標は、サービスの向上というところは変わらないところでございます。

また、求人のお話がございましたけれども、公契約条例では確かに、いわゆる労働報酬減

額を定めておりまして、一応、一定の条件を満たした委託契約ですとか、指定管理者にも該当する仕組みにはなっているんですけれども、指定管理者への公契約条例の適用に関しましては、基本的には、いわゆる選定の段階で、公契約条例に基づいた約定事項、この労働報酬下限額ですとか、これを遵守してくださいと、応募の募集要項とかにそういったことは明示して、参加を希望する事業者に御理解いただいた上で、この選定プロセスに御応募いただいて、最終的に選んでいくところでございます。

ですので、条例は昨年の４月１日に全面施行されておりますので、要は、７年度から選定手続を経たところが指定管理者として対象になりますので、現時点ではまだ千石児童館の指定管理者のみが公契約条例の適用対象になっておりまして、また今年度も幾つか選定業務を行ってまいりますので、その指定管理者も将来的には適用されますが、現時点ではこの図書館の指定管理者が直接公契約条例の規制の対象にはなっておりませんので、法令上は、その最低賃金を、法に反しない範囲での時給で求人を出しているということであれば、法令上は問題ないと認識しております。

○白石委員長　猪岡財政課長。

○猪岡財政課長　受益者負担についてのお尋ねになりますが、受益者負担につきましては、通常、経常的経費を積み上げまして、それに係る１件当たりの経費を算出して、使用料を決めていくと、そういった形で行っておりますので、現行の物価高騰が引き続いている状況におきましては、経常的経費がかなり膨らんでしまうといったところが懸念としてございます。そういったところから、現下の物価高騰がまだ続いている状況の中では、なかなかその使用料の積算、元となる経費の積算が難しいというところで、こちらに記載されているとおり、改定時期の検討を進めているという、そういった経済状況を見ながら、今後、時期を考えてまいりたいと思っているところでございます。

○白石委員長　金子副委員長。

○金子副委員長　では、私は今、子育ての育成ということで言いましたけど、文京区の考え方としては、依然としてその負担は求めていくということなんですね。区の考え方は分かりました。

図書館の指定管理のところでは、公契約条例のことはまだ言ってなかったんだけれども、さっきの答えになっちゃいましたけど、公契約条例は施行になるときに、昨年度ですけど、予算編成方針がその前の年に出ましたよね。そのときに、施行になるので、それに関わる委託費については、指定管理料も含めですけど、きちんと見積もることと、何かそういう方針

がくっつきましたよね。だから、事業者の人にとっては負担はないはずなんですよ、その限りでは。人件費をちゃんと最低労働報酬下限額を公契約条例に適用すれば、その分、委託費をちゃんとつけるわけですから、そのことも事業者さんに説明をして、それできちっと労賃を保障する。それでもって、公共サービスの質を確保するという趣旨をやろうということで、文京区も踏み出したわけですから、それは年度協定か何かでやっぱりちゃんと説明をしてやっていく必要があると思いますよ。だって、最賃でいいんですかという話なんですよ、今の文京の図書館の職員の人が。

それで、事業者さんも、かつては、そんなあからさまに自治体向けにコスト削減ですというふうに言ってなかったんじゃないですかね。ちょっとそこまでは分からないですけれども、これは非常に率直に言うようになったなというふうに思いますよ。だって、先ほど言ったように、コストダウンにつながりますと、自治体向けに言っているんですよ。では、文京区は違うと、コストダウンになってないと、そういう手法じゃないんだと、その分、質を高めているんだというのを二重の説明が必要になってきますよ、これ。ますます、自治体の説明なんか二重、三重になってきて、事務負担がもっと増えるんじゃないですか。違いますか。

○白石委員長　木口契約管財課長。

○木口契約管財課長　まず、前段のところでございますけれども、先ほどの御指摘の例で、求人で、たまたま最低賃金での求人が出ていたという御指摘がございましたけれども、最終的に、指定管理者も含めて、各事業者がどの程度の給与水準で当該業務のスタッフを募集するかというのは、最後は各事業者の裁量になりますし、あと、金額によっては、当然、設定の仕方によって、集まりにくくなってしまったりすることもあり得ますので、そこは最終的には事業者が、そういった最低賃金法ですとか実際の応募者の多い少ないなどを踏まえて判断して、決定していくべきものと考えております。

あと、指定管理の基本的な目的の中で、確かにサービスの向上というところは大きな柱である一方で、こういったサービスを効率的・効果的に対応していくという面も、当然、その目的には含まれております。その中には、一定のコストの縮減というところも、効率的・効果的な対応の中には含まれているものと認識はしております。

○白石委員長　金子副委員長。

○金子副委員長　しかし、明確にコスト削減と言っているわけですから、事業者のほうはね。現に文京区が頼んでいるところがですよ。１つだけ紹介しましたけど、そういう状況になってきている下で、低賃金の公務に従事する人たちの待遇、公共サービスの質という点では、

大いに疑問点が出てくる事態が深まっていると。そういうことをどうするのかというのをやっぱり正面から考えて、指定管理、委託の方式についても、やっぱり全面的に検証が必要な時期になってきているというふうに思います。その点は伝えておきたいと思います。

○白石委員長　以上で、報告事項１を終了いたします。

続きまして、総務部より１件、報告事項３、ＧＰＳ機能付き見守り端末の貸与事業の実施についての説明をお願いいたします。

三宅安全対策推進担当課長。

○三宅安全対策推進担当課長　資料第３号、ＧＰＳ機能付き見守り端末の貸与事業の実施について申し上げます。

まず１、目的及び趣旨でございます。

こちら、子どもを取り巻く環境、状況につきましては、昨今、トクリュウ、いわゆる闇バイト等の全国各地での事件の発生等から体感治安が悪化しているところでございます。

また、文京区内におきましても、「文の京」安全安心メール等の子どもの安心に関する発信件数が増加傾向というところでございます。

こういった防犯の面に加えまして、さらに近年では、いわゆる身の危険を伴う風水害、そして大地震等が全国各地で発生しているところでございます。

こうした防犯と防災の両面から、これまでよりも一層、安全確保する取組が必要というふうに考えておりまして、デジタル技術を活用して、いわゆる文京区に在住する児童の通学等における安全を確保するために、今回、ＧＰＳ機能付き見守り端末の貸与事業を実施するものでございます。

２番の対象でございます。

こちらは、文京区内に住民登録がある、貸与を希望する小学生を考えております。こちらは、区立小学校に通う生徒だけでなくて、いわゆる私立・国立を含めて、区内の小学生全体の安全確保を図りたいというところの趣旨から、安全対策推進担当で行うものでございます。

３番、貸与する端末の機能でございます。

こちらは、下記に記載する４つの機能を満たす端末を、今後、入札により決定予定でございます。委託で行いたいと考えております。

４番、費用負担でございます。

こちらは、保護者は原則無償とさせていただきたいと考えておりまして、区は、本体の端末代金、そして毎月の利用料金を負担する方向で進めたいと考えております。

５番、申請及び送付方法につきましては、専用フォームから直接申請を行った保護者に対して、自宅へ個別に配送するものを考えておりまして、これは一日も早く届けたい、学校や窓口を経由せずに、直接自宅へ送るものでございます。

６番、今後のスケジュールでございます。

今後、12月末までに事業者を決定して、１月以降、申請フォームにより受付を開始し、３月の、具体的には春休み前までに、貸与を開始できればというふうに考えておりまして、新年度には、このＧＰＳ機能端末を持って登校してもらいたいというところでございます。

以上でございます。

○白石委員長　それでは、御質疑をお願いしますが、昨日の補正予算でも多く御質疑があったことを踏まえての質疑をお願いいたします。

浅田委員。

○浅田委員　ちょっと時間がないので。今回のその機能というのは、今、子どもたちは防犯ブザーというのを使っていますよね、で、よく子どもがいたずらして鳴ったりはしているんですけれども、それは簡単に止められるんですけれども、新しいこの機器というのは、スイッチを切ると、これはもう止まってしまう、その機能はなくなるという、そういう機能なんですか、それともずっとどこにいても24時間使えるという機能なんでしょうか。ちょっとその点、まず最初にお願いします。

○白石委員長　三宅安全対策推進担当課長。

○三宅安全対策推進担当課長　こちらのＧＰＳ端末につきましては、電源が入っている状態で、ＧＰＳまたは防犯ブザー等が作動するものでございまして、電源が切れている状態だと、そういったものは作動しないというところになります。

○白石委員長　浅田委員。

○浅田委員　はい、分かりました。

それで、保護者が自分の子どもを心配する気持ちは、私はよく分かるんです。だけど、小学校１年生とかいう子たちは何となく分かるんですけど、これが５年生、６年生になって、親に全部自分の行動を把握されているというのは、嫌だという子どもだって当然出てくると思うんですよね。もっと言えば、文京区はこどもの権利条例というのを制定して、子どもの意見とか主体的な考え方、そういうものを尊重しましょうというふうになっているときに、親のある意味一方的な心配、希望ですよね、でもって、果たしていいのかなというのは正直なところあるんですよね。もうちょっと子どもの意見なり自由度、考え方というのを尊重す

るのであれば、ちょっと工夫が必要なんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○白石委員長　三宅安全対策推進担当課長。

○三宅安全対策推進担当課長　まず、こちら小学校の高学年については、監視されるような感情を抱くのではないかというような御指摘でございます。こちらについては、希望制というところで、実際に本人、いわゆる貸与を希望する本人に対して、貸し出すという趣旨でございますので、保護者と、あとは御本人との間で、御家庭でよく話し合った上で、この必要性、そして、そういったＧＰＳの、監視というとあれなんですけれども、ＧＰＳで自分の身が安全に確保されるとか、そういった点について、御家庭でよく話し合った上で、お申し込みいただきたい旨を申請ページ等に記載してまいる予定でございます。

○白石委員長　浅田委員。

○浅田委員　そこのところは、私、すごい慎重にしていただきたいというふうに思うんですよ。もっと言えば、それはいろいろあっても、親のほうが意見はやっぱり強いじゃないですか。そのときに、子どもの意見というよりは、どっちかというと親の心配のほうが強くて、そのことで文京区の施策が親子の間であまりよろしくないような関係になったら、やっぱりまずいと思うんですよね。だから、十分に話し合ってというところは、かなり慎重な対応はしていただかないと、という心配があります。

それともう一点、これは、今持っている防犯ブザーも、子どもが遊んでいて鳴らしたりすることがあるんですよ。そのときなんかの対応というのは、やっぱり学校の教職員、先生が対応しているんですよね。ですから、この手の施策は、やっぱり学校と十分な連携を、連携というか、目的とか、それから使い方を含めたことについては、学校教育と十分な話合いを持った上で進めていただきたいなということですが、いかがでしょうか。

○白石委員長　三宅安全対策推進担当課長。

○三宅安全対策推進担当課長　まず、先ほどの保護者の一方的なこの必要性というところにとらわれないように、例えば申請ページのほか、さらに案内チラシの中でも、Ｑ＆Ａという形で、十分にその必要性について話し合って、御本人が納得した上でお申込みくださいというような案内書きも記載してまいりたいと考えております。

また、学校での、いわゆる防犯ブザーのＧＰＳの取扱いにつきましては、先ほど申し上げた、まずは御家庭でしっかりと話し合って、十分に御本人が取扱いを認識した上で、それでもなお学校でもし何かあった場合には、学校の先生には御負担をかけてしまいますが、各学校でちょっと適切なルールについて御指導賜ればと思っております。

なお、既に教育委員会、具体的には学校指導課を通じて、各校長等につきましては、こういったＧＰＳの導入趣旨については申し上げておりまして、御理解いただいているというところでございますので、今後、引き続き、丁寧にこの防犯ブザー、ＧＰＳの持込み等について、こちらからお願い等をしてまいりたいと考えております。

○白石委員長　続きまして、吉村委員。

○吉村委員　すみません、一言だけ。あと、簡単に質問したいんですけれども、先日、いろいろと故障ですとか、自然故障だったりとか、紛失についても質問していたんですけれども、まず耐久年数はどのぐらいなんでしょうか、この機械は。

○白石委員長　三宅安全対策推進担当課長。

○三宅安全対策推進担当課長　耐久年数は、メーカーに問合せを行ったところ、６年以上ということが確認できておりまして、小学１年生から持ったとしても、６年間もつというところは確認しております。

○白石委員長　吉村委員。

○吉村委員　最後、一言だけ。それで、耐久年数が６年以上ということは、ちょっと安心したんですけれども、その間にちょっと自然故障だったりとか発生した場合の対応とか、どのように考えていますでしょうか。

○白石委員長　三宅安全対策推進担当課長。

○三宅安全対策推進担当課長　自然故障については、６年以上もつというところではございますが、やはりどういった経緯で壊れるかというところは、本人の過失でないところも多いかと思います。そういったところでは、本人に過失がないというような自然故障につきましては、なるべく保護者の負担はなく、区が負担して対応してまいりたいというふうに考えております。

また、紛失については、原則、保護者負担というか、御本人負担というところにはなりますが、必ずしも紛失についても、例えば盗難とかそういった本人の過失によらない部分もあろうかと思います。それなので、例えば実際紛失についても、もし御相談いただければ、丁寧に聞き取りをして、それが本人の過失によるものなのかどうか、聞き取りをしてまいりたいと考えておりますので、こういった場合には、御相談いただきたいというふうに考えております。

○白石委員長　吉村委員。

○吉村委員　ありがとうございます。本人の過失の有無でそうやって区別されるということで、

本当に安心いたしましたので、ぜひ、ちょっと自然なのかとか、いろんなところとかも分かりづらいところも発生すると思いますけれども、引き続きしっかりと意見を聞きながらやっていただければと思います。ありがとうございます。

○白石委員長　ほかに御質疑はございませんね。はい。

それでは、報告事項３を終了いたします。

それでは、報告事項４、白山交流館外３交流館の指定管理者の評価結果について、区民部、木村課長、お願いいたします。

○木村区民課長　それでは、報告資料第４号、白山交流館外３交流館の指定管理者の評価結果について、御報告いたします。

こちらの評価につきましては、指定管理期間５年のうち２年目である令和７年度の管理運営実績について評価を行ったものでございます。

対象施設であります４施設のうち、株式会社オーエンスが白山及び千駄木交流館、株式会社日本保育サービスが目白台及び根津交流館について管理を行っております。

評価につきましては、区民部に設置しました指定管理者評価検討会において、７月に一次評価を行ったものでございます。

評価結果につきましては、２ページを御覧ください。

株式会社オーエンスは、評価が76点満点中64点で、総合評価Ｂ、日本保育サービスは、評価が76点満点中63点で、こちらも総合評価Ｂでございました。

なお、３ページ以降から20ページまで、評価検討会における評価報告書となってございます。

御報告は以上となります。

○白石委員長　（音声途絶）

○田中（香）委員　交流館事業は、本当に、地域の皆様は非常に評価も高くて、会館は非常に古いわけなんですけれども、きれいに保っていただいて、管理もとてもよくやっていただいているなというふうにいつも感謝をしております。

そこで、白山交流館の非常に人気のある交流事業について、このところ複数人の方から御相談いただいているので、少し交流事業についてお伺いしておきたいと思います。

白山交流館で交流しているその実績を見ますと、非常に、13種類302回というふうに書いてありまして、業務要求水準以上の実績をやっていただいているということなんですが、そもそもその業務要求水準では、年間何回ぐらいの実施を求めていらっしゃって、この白山交

流館のオーエンスさんは、その水準をどの程度上回っているのかということをお聞きしておきたいと思います。

その上で、区民ニーズの対応について、続けてお聞きをしておきたいんですが、先ほど例を挙げましたピラティスの教室は、非常に人気がありまして、会場もいっぱいですので、１回ではなく、２回に分けて開催してほしいという声が複数寄せられております。こうした定員を超える、または定員に近い状況が続く人気事業が、なぜ開催回数を増やすことが難しいのかということについてでございます。区や指定管理者が利用者にどういうふうに説明しているのか、また、まだ説明をしていないのか、そのあたりの事実関係をお聞きしておきたいと思います。

○白石委員長　木村区民課長。

○木村区民課長　まず、この白山交流館における交流事業なんですけれども、これ業務要求水準上では、区民を対象とし、区民相互の交流を目的とした事業というものと、世代を超えた交流を目的とした事業及び触れ合いのきっかけづくりとなる事業と、３事業ありまして、この３事業を年間２事業以上、これを全体として年間10事業以上行ってくださいというのが業務要求水準書になっています。ということは、この３事業のうちの２事業以上での回数は、実はここではうたってはいません。

なので、今回これをやられている302回の、ちょっと内訳になるんですけれども、まず10事業以上やってくれということの中で、13事業やっているというところが、３事業多くやられているというところ。それと、回数のところでいいますと、まず、一番やっているのが体操教室、ストレッチだったり、シェイプアップだったり、軽体操ですね、この軽体操が年間101回やっています。その次に多いのがピラティス教室で、これが50回やっています。また、カーレットの貸出しであるだとか、囲碁教室、こういうのも約50回ぐらいやっていて、50回ということは、週に１回やっているという計算になります。

で、委員、御指摘あったピラティスなんですけど、特に人気があって、今、定員を超える中で、何とか無理やり、少し定員を増やしてやっている状況ではあるんですけれども、ではこれを２回やるとなると、ちょっとさすがに講師のお金ですとか、その辺がちょっと厳しいというところがあって、というのも、１回やると、数名の方が欠席したときに、ここではキャンセル料という設定をしてないものですから、その分の収入がなくて、それでちょっと困るというところもあって、なかなか今２回やれる状況にないというのは、指定管理者から報告を受けているところです。

ただ、ほかの事業、体操教室なんですけど、こちらはもともと１回だったんですけど、これが２回やるようになったのも、人数が増えて、確実に増えたというところもあって、２回できるようになったというところもありますので、今回このピラティスについては、来年度以降、指定管理者とどういうふうにやっていけば２回できるのか、確かに金額は安い金額でやっているので、そういった部分をどういうふうにしていくかというのを、ちょっとこちらは指定管理と話をしていきながら、来期以降、皆さんが満足できるような形で、対応していきたいなとは思っているところで、あと、現状、使われている方々に対しては、これは貼り紙で書いた、応募のときにも言っているんですけど、なるべく欠席しないでくれというのをとにかく言って、担保しているというところは聞いてございます。

○白石委員長　田中委員。

○田中（香）委員　本当に悩ましいお話を、この間ずっと一緒に付き合ってやってくださっているのを、私はよく分かっているんですけれども、まだまだ改善がなかなか図られないというか、目に見えることがなかなかないので、ちょっとこの議会質問でさせていただいたんですが、私も当初は、指定管理者の工夫でもう少し対応できるんじゃないかなというふうに考えたんですけど、実際にいろいろ伺うと、そんなに単純なことでもなくて、今、課長がおっしゃったように、キャンセル料がない。ただ、このキャンセル料というか、やはり責任を持ってお支払いしていくというふうにしていけば、指定管理者が困らないで、そしてまた、ほかの利用者もきちっと参加ができるんじゃないかなと。

このあたりは、今、お月謝制にしていたりとかというのが普通です。私も、シニアの体操はもう月謝制にして、お休みしても返しませんみたいな感じにしています、心を鬼にして。なので、ちょっとやっぱりそういったことは改善していくほうがいいと思いますし、ただ、参加費も、中には、今、200円なんですけど、上げたほうがいいとかというお話がある一方で、200円だから来ているという方もいらっしゃるということなので、参加者の中でそういったこともまだオーソライズされてないというような課題もございます。

いずれにしても、難しい問題ということは、よく分かっているんですが、今、言ったような、課長のような、御改善をしていただきたいということと、指定管理者だけで頑張らせるというのも、なかなかやっぱり限界があるのかなというふうにちょっと思うところもあって、費用対効果を意識しながら、やっぱり指定管理者制度の弱点って、こういうところに出てくるのかなというふうに思うんですが、そういったことを補完するような研究もぜひしていただきたいなと思うんですが、コスパよく、今、だから副委員長のお話に半分共感するような

ところもあるんですけれども、指定管理になったから、すごく効率、コスパがよくて、だけどサービスがいい、だけど賃金が安くて云々となってくると、それは本当にかわいそうなことでございます。なので、しっかりサービスをやっていっていただいているんでしたら、やっぱりそれ相応のことをお支払いしていかなきゃいけないというのは当然のことだと思っています。なので、少しそういったことが、ニーズに応えていただいているんだったらば、そういうふうにプラスしていくというような、そういった工夫みたいなことは、研究していただくことってできないんでしょうか。

○白石委員長　木村区民課長。

○木村区民課長　今、委員のほうからお話のありましたキャンセル料のところ、これ月額というか、１回１回今徴収しているんですけれども、月間４回というのは担保されているわけですよね、１回の応募に対して。なので、先ほどお話のあったような前金制ですとか、それで欠席してしまっても返金しませんよみたいなものも多分、それだとできるかなと思っているので、そういったところもちょうどこれから話をして進めていこうかなと思っていたところですので、来期から、そういった形でできれば、２回というのは担保できるんじゃないかなと思っておりますので、そういったところを指定管理者と話をしていきながら、進めていきたいなと思ってございます。

（「ありがとうございます」と言う人あり）

○白石委員長　浅田委員。

○浅田委員　特に、白山交流館と千駄木交流館については、私、今、行われている様々なサービスについては、本当に感謝をしております。なおかつ、地域の方からも、何か楽しいよという声も、それはもちろん伺っていて、ありがたいと思っております。

その上で、ずっとこの間、私どもが、私も含めて、お願いをしているのが、やっぱり建物の建て替えなんですよね。で、行財政のほうで、区立交流館の在り方検討会というのを開催されているので、いろいろ資料を見させていただきました。その中で、ちょっと気になることが書かれているのでお伺いしますが、交流館事業について、現状、地域住民相互交流の場の提供や各種事業は、交流館以外でも実施しており、交流館としての役割は一定終了したと思われるという用語が書かれているんですよね。その上で、建て替え等を含めるときには、具体的にということなんですが、交流館の名称も含めて、変更をやるというんじゃないね、検討とされていると思うんですけれども、この考え方の方向性をお伺いしたいと思います。

○白石委員長　木村区民課長。

○木村区民課長　先ほどのこの交流館の在り方検討会のところでございますけれども、今のところ、建て替えのときにどうしていくかというところを検討していくことになるんですけれども、基本的には、委員おっしゃったとおり、交流館の名称を変更していくような形で、対応していきたいなと思っておりますけれども、ただ、名前を変えるにしても、ではどういう名前にしていこうかとか、そういうのに関しては、今、利用している方であるとか、地域の方々にもちょっと意見を聞きながら、基本的には今の交流館、交流事業というのは、継続をしていく方向性での統合という形で考えておりますので、名前なんかも含めて、また皆さんでいい、愛称にするのかどうかというのもあると思うんですけど、そういったものをみんなで考えていって、また新しい、皆さんに愛される施設になればなと思ってございます。

○白石委員長　浅田委員。

○浅田委員　今、名称の話になりましたけど、男女平等センターがエガリテというような名前に変わりましたが、でも、基本的な考え方というのは変わってないですよね。その地域における住民の交流であるとか、とりわけ高齢者の方が集まれるようにという、そういう基本的な考え方については、ぜひ、現状を私は維持していただきながら、新しい機能であるとか、それから地域の皆さんの声をしっかり聞き入れていただいた、その上での名前の変更などは、私は歓迎したいと思いますので、ぜひ、くれぐれも進めていただきたい。議論、議論というよりは、それを踏まえて、新しい建物を含めて、進めていただきたい。くれぐれもお願いいたします。もう何年になります。延々とやっていてもしようがないので、もう進めましょう。ぜひお願いします。

○白石委員長　ほかに御質疑のある方。

金子副委員長。

○金子副委員長　私は、目白台と根津の交流館のほうの結果について聞きます。

収支状況は出ています。２か年分出ています。ここは日本保育サービスに指定管理者が替わって２年間たったところなんですが、以前の資料と比べると、ワーカーズのときのを比べると、総額の総経費というのはそんなに変わってないんですよ、ほとんど、3,000万ぐらいでね。それで、大きく変わったところが２か所あるんですよ。それは、原価部門の備品消耗品費というのが、これ６年、７年度は410万とか313万ぐらいになっていますよね。で、ワーカーズのときは、60万だったんですね。これは2023年の９月議会の資料に出ていました。

一方、保育サービスは、プロポーザルのときに、この備品消耗品費を確かに208万というふうに出していたんですよ。これプロポーザルの資料で。しかし、予算対比で見ても、６年、

７年度というのは、６年度で約倍、７年度は1.5倍、ワーカーズの時代から比べると、６年度は約７倍、７年度は５倍をちょっと超えております。

同様に、本社経費部門の物品関係費というのが、ワーカーズの時代は39万6,000円だったんですね、これ令和４年実績で。保育サービスは、54万の予算の見積りを出したんですが、ここに書いてあるとおり、６年度は173万、７年度は154万ということで、予算対比で６年度は約３倍、７年度は2.8倍、ワーカーズ対比の実績でやると、６年度は約４倍を超えており、７年度も約４倍に近いというふうになります。

で、物品関係費、または備品消耗品費って、これ一体どういうものが買われて、幾ら物価高騰といっても、こんな上がり方というのは通常考えられないから、費目の使い方が違うのかというようなことも含め、ちょっとつかんでいることがあったら御説明いただきたいというのが１点。

それから、根津交流館で、小学生を出入り禁止処分としたということがあって、検討会の資料も出ています。ちょっと改めて考えてみると、公共施設で出入り禁止処分にすることがあるんですかというと、あるんです。何か自治法の244条の２というのがあって、公共施設というのは、正当な理由がない限り、住民の利用を拒んではならないという法があるんですね。正当な理由がある限りは、拒めるんだけれども、それは事子どもだと。交流館だと。交流館ね、根津と目白台は、児童館と一体に頼んでいますよね、委託をね、指定管理ね。そうすると、もともとこのタイプの施設をつくるときに、理事者の皆さんが言っていたのは、子どもと高齢者の皆さんね、住民の皆さんと交流できると、そういうところなんだと。

そういう形で、業務要求水準とかいろいろ織り込んでやっているはずなんだけれども、やっぱりこの出入り禁止処分というのは、では聞きますけど、自治法の244条の２項というのを日本保育サービスが自覚をして、それで行った対応だったんですか。それはどのように確認をしていますか。

○白石委員長　木村区民課長。

○木村区民課長　まず、物品関係費の部分なんですけれども、こちらについては、指定管理者が替わってから、様々な、例えば来ていただくお客様に対する見えやすいチラシ作りであったりだとか、様々、物品も含めてなんですけれども、今まであったものをちょっと新しく……古かったというのもあるんですけど、そういった使い勝手の悪いものを使い勝手よくするために、様々買っていただいたりというのが、利用者のために使っていただいたようなものがほとんどなので、その前の事業者と金額が違うというのは、今の事業者のほうが、そうい

った意味では、利用者にとって、より使いやすいものを選択していただいたというところがあるのかなと思っているところです。

出入り禁止のところにつきましては、最終的な判断は、区民課がしています。なので、その条例も含めての対応だと思っていただいて構いません。ただ、これ昨年も少しお話をさせていただいたと思うんですけれども、子どものいたずらという程度のものではちょっとなかったというところを御理解いただければと思います。

具体的に言ってしまいますけれども、マンホールの蓋を外して、そのままその場からいなくなって、危険な状態にしていったということがあったので、そこまでの対応をさせていただいたというのが、今回のその対応でございました。これは、同じ育成側のほうの、児童館の指定管理のほうでも、そのことは把握はしておりましたし、これは児童館のほうの中でも、様々なトラブルがあったというふうには、それも聞いておりましたので、今回、当然、御高齢の方と子どもが一緒に交流できるというのは、それはすごくいいことではあるんですけど、ちょっといたずらの度が過ぎたのかなというところでございました。

○白石委員長　金子副委員長。

○金子副委員長　では、その出入り禁止処分については、区のきちっとした判断だったということで確認をしておきますが、物品の変動については、先ほどの説明だと、利用者部門のところという話なので、それはそういうこともあるかもしれないんだけど、原価部門の物品関係費、こっちのほうも同じぐらい、４倍ぐらいずつ増えているんだけど、こちらは利用者の面じゃないでしょう。ここは同様なんですか。どういう確認をしていますか。

○白石委員長　木村区民課長。

○木村区民課長　それは利用者の部分じゃなくて、自分たちの事務用品というところの部分になりますので、そこも以前のものよりも、よりちょっと自分たちの使い勝手のいいものを選んでいただいたという結果でございます。

○白石委員長　金子副委員長。

○金子副委員長　では、あと３年間ありますけれども、指定期間はね。この辺のやっぱり、長い間請け負っていた事業者が替わってというようなことで、お金の使い方なんかも変わることもあるでしょうから、よく推移は見ていただいて、それから、交流館にふさわしい、根津と目白台については、子どもとの交流、一体の施設ということもあるので、今回起きたような事象は特殊事例なのかもしれないけれども、子どもも高齢者もほかの住民の方も、よりよく使えるようにしていただきたい。

それから、根津のほうでよくお聞きするのは、やっぱり体操教室とか朝、物すごい、物すごいってちょっと言っておきますけど、混み合いというか、１部と２部、１時間目と２時間目とか言ったのかな、なっていますよね。だから、さっき総合戦略のところで申し上げましたけれども、公共施設というのは、むしろもっと必要になるんだろうというようなことも、こういう現実から言えるというふうに思いますので、その点はそう指摘しておきたいと思います。

○白石委員長　以上で、報告事項４を終了いたします。

それでは、アカデミー推進部より４件、初めに、報告事項５、文京区アカデミー推進計画（令和９年度～令和13年度）構成（案）について、報告事項６、森鷗外記念館の指定管理者の評価結果についての説明をお願いいたします。

吉本アカデミー推進課長。

○吉本アカデミー推進課長　それでは、次期アカデミー推進計画の構成（案）について、報告いたします。

資料第５号を御覧ください。

まず、趣旨ですが、現行計画の期間終了に伴い、昨年度に実施した実態調査結果等を踏まえ、本計画を策定するものでございます。

計画の構成案ですが、５ページを御覧ください。

こちらが目次になります。まず、第１章が、計画の目的と位置付け、第２章が、計画に関する実態調査結果の概要、第３章が、基本理念と４つの視点、次のページに行きまして、第４章が、各分野の施策、第５章が、計画の推進体制と役割という構成になってございます。

10ページを御覧ください。

計画の目的ですが、本区に関係する多様な人々が豊かな資源に触れ、学び、交流することで、潤いのある暮らしを送ることができるようにするものとし、現在の計画と同様なものとしてございます。

次に、11ページを御覧ください。

上段の計画の期間ですけれども、令和９年度から令和13年度の５年間としてございます。

次に、ページ飛びまして、23ページを御覧ください。

基本理念ですが、現計画を踏襲して、「区内まるごとキャンパスに」としてございます。

下段のほうに行きまして、計画の推進に当たって重視する４つの視点でございますが、「だれでも」、「いつでも」、次のページに行きまして、「どこでも」、「つながり」とシ

ンプルで分かりやすい表現としてございます。

次に、29ページを御覧ください。

ここからが学習活動分野になります。

学習活動とは、趣味や生きがい、キャリアアップのために自由に選択して行う学習など、生涯にわたって行う、あらゆるものを学習活動と捉えてございます。

次のページを御覧ください。

上段に、基本方針がございます。３点ございます。１点目は、誰もが気軽に参加しやすい環境の構築、２点目が、多様な学ぶ機会の提供と活動継続のための支援、３点目が、学びを活かせる環境づくりと地域への展開としてございます。

下段に、各基本方針にひもづく施策を示してございます。

次に、41ページを御覧ください。

ここからがスポーツ分野になります。

スポーツとは、一定のルールが定められた競技スポーツだけでなく、ウォーキングやレクリエーションなど、気軽に楽しむことができる活動等もスポーツと捉えます。

次のページを御覧ください。

基本方針として、１点目が、誰もが気軽に取り組めるきっかけづくり、２点目が、みる・ささえる機会の提供、３点目が、スポーツを通した地域の活性化としてございます。

下段に、同様に施策を示してございます。

次に、53ページを御覧ください。

ここからが、文化芸術分野になります。

文化芸術とは、障害の有無や年齢等にかかわらず、誰もが親しみを持ち、多岐にわたる「みる」、「する」、「ささえる」行動を文化芸術と捉えてございます。

次のページを御覧ください。

基本方針は、まず１点目が、誰もが楽しめる機会の創出、２点目が、文化芸術をささえる人材育成と環境整備、３点目が、文化資源を活かした取り組みの強化としてございます。

下段に、同様に施策を示してございます。

次に、65ページを御覧ください。

次は、観光分野になります。

観光とは、旅行の風景や観光スポット等を見るだけでなく、「触れ合い」、「学び」、「遊ぶ」ことなどを目的とし、趣味や健康等をテーマとした旅行も観光と捉えます。

次のページを御覧ください。

基本方針として、地域資源を活かした区内周遊の強化、２点目が、観光による地域の環境づくりと活性化、３点目が、区民とのつながりを通した相互理解の促進としてございます。

同様に、下段に施策を示してございます。

次に、75ページを御覧ください。

ここからが国内・国際交流分野になります。

国内・国際交流分野については、協定等の締結にとらわれず、様々な分野にわたる住民・団体同士のつながりに関わるものを交流と捉え、「国内」と「国際」を分けて整理します。

次のページを御覧ください。

基本方針として、１点目が、分野間の連携による住民相互の交流機会の促進、２点目が、分かりやすい情報発信と交流の機会づくり、３点目が、外国人との交流の場の創出による国際理解の醸成としてございます。

同様に、下段に施策を示してございます。

恐れ入りますが、１ページにお戻りください。

最後に、今後のスケジュールですけれども、この後、計画素案を、第４回アカデミー推進協議会及び11月に議会に報告した後、パブリックコメントを実施いたします。

年が明けて、１月の協議会、２月の定例議会に計画案を報告させていただき、３月に計画策定の予定です。

次期アカデミー推進計画についての報告は、以上でございます。

引き続きまして、資料第６号により、森鷗外記念館の指定管理者の評価結果について、報告いたします。

まず、指定管理者は、株式会社丹青社。

管理運営施設は、森鷗外記念館です。

評価の経過は、アカデミー推進部に設置した指定管理者評価検討会において、本年７月に行いました。

評価結果は、２ページを御覧ください。

サービス向上の有効性がＢ、経費の効率性がＡ、管理運営の適正性がＣで、総合評価は88点中74点で84％のＢとなってございます。

詳細については、３ページ以降にお示ししてございます。

報告は以上です。

○白石委員長　続いて、報告事項７、文京区・石岡市友好都市協定の締結について、説明をお願いいたします。

白杉観光・都市交流担当課長。

○白杉観光・都市交流担当課長　資料第７号、文京区・石岡市友好都市協定の締結について、御報告をさせていただきます。

文京区と石岡市は、平成８年に、災害時における相互応援に関する協定を締結しております。近年では、文京区民向けバスツアーの実施など、協定の垣根を越えた様々な事業が行われていることを踏まえ、双方の地域社会の発展に寄与することを目的として、各種施策及び事業の相互協力に関する友好都市協定を締結することを目指してまいります。

項番２、石岡市の概要及び項番３、直近の主な交流は、記載のとおりとなっております。

報告は以上になります。

○白石委員長　次に、報告事項８、文京総合体育館外６スポーツ施設の指定管理者の評価結果について、説明をお願いいたします。

富沢スポーツ振興課長。

○富沢スポーツ振興課長　資料第８号、文京総合体育館外６スポーツ施設の指定管理者の評価結果について、報告いたします。

区内７スポーツ施設の令和７年度の管理運営実績について、評価を行いました。

１番、指定管理者は、文京区スポーツ推進共同事業体です。

２番、管理運営施設は、御覧の７施設となります。

３番、評価の経過として、本年７月に指定管理者評価検討委員会にて評価を行いました。

４番、評価結果は、２ページにお進みください。サービス向上の有効性はＢ、経費の効率性はＣ、管理運営の適正性はＣ、総合評価は68点の77％でＣとなりました。

詳細は、３ページ以降の別紙のとおりです。

資料の説明は以上となります。

○白石委員長　それでは、初めに、報告事項５、文京区アカデミー推進計画（令和９年度～令和13年度）構成（案）についての御質疑をお願いいたします。

浅田委員。

○浅田委員　１点だけ。これ私が本会議でも質問させていただきましたけれども、文京区の本当に財産である大学ですよね、ここの大学との連携をぜひ私はしっかりとしたパイプ、窓口をつくっていただきたいということなんです。

今、大学は、どの大学も地域貢献、地域連携ということを打ち出しています。これは決して型にはまったものではなくて、学生たちが地域から様々なことを学んでくる、地域に入って様々なことを、ある意味何でもいいからというぐらいの幅が広い中での連携、貢献を打ち出しています。そのことを、では文京区でどう受皿としてつくるのかということになると、やはり一定の、私は窓口があったほうがいいんじゃないかなというふうに思っているんです。

例えば、今週の末に根津・千駄木下町まつりがあります。そこにも、たしか拓殖大学の長尾ゼミという団体がテントを、何か独自にブースを出すというふうに伺っていますけれども、それだけに限らず、サブ会場の須藤公園のほうにも、東洋大学とか拓殖大学の学生が見えます。

そうしたのは、個別にルートができているから呼べるのであって、新たな地域団体が声をかけようとしても、なかなか難しいですよね、相手が。ですから、ちょっと文京区として、音頭を取るというか、こういった内容だったらどうでしょうかというような、大学との窓口、地域との窓口というものをつくっていただけたらなというのがお願いであり、質問なんですが、いかがでしょうか。

○白石委員長　吉本アカデミー推進課長。

○吉本アカデミー推進課長　大学との連携というところでは、アカデミー推進課のほうで連携の担当者との会議を年２回行ってございますし、つながりがあるところがございます。ただ、今、委員から御指摘のあったように、祭りであるとか様々なところで、担い手として学生の方たちが活躍しているのは認識してございますので、その辺の情報の共有については、庁内でしっかりしていきたいと考えてございますし、新たな要望がアカデミー推進課のほうにあるようでありましたら、しっかり共有していきたいとは考えてございます。

○白石委員長　浅田委員。

○浅田委員　ぜひお願いします。で、個別課題になると、どうしてもそれはこっちの課、これはこっちの課というふうになっちゃうんですけれども、せっかく文京区がこれだけの大学を持っているというか、ある以上、本当に若いエネルギーをね、地域に来ていただくと、地域も元気になるんですよ。地域のおじちゃん、おばちゃんたちも元気になるんです。ですから、ぜひ、一緒になって、文京区の地域を活性化していくという観点から、受入れ窓口、ぜひよろしくお願いします。

以上です。

○白石委員長　続きまして、海津委員。

○海津委員　１点のみなんですけど、23ページの基本理念のところなんですけれども、ここのところで、冒頭、区内まるごとキャンパスの青字のところに、一人一人の多様性を生かし、新たな価値を創造するまちというふうにあるわけですよ。これ別に大きく否定するものではないんですけど、自分らしく学び、交流できるまちを目指しているという点は評価できるんです。ただ、地域で活躍するとか、成果を発揮する、新たな価値を生むことが難しい地域の人もいるわけですよね。そうした中で、病気や障害がある疲労している人との交流に負担を感じる人もいるわけですよ。だけど、そういう人でも学びや文化を楽しむということができる。何かに役に立つことが、地域に貢献することが求められず、単純に自分のためだけに楽しむというのが、理念としては本当は必要じゃないかなと思うんです。これって、新たな価値を生み出すという、もう何か結果が出されていて、ちょっと息苦しくなっちゃう人もいるかなと思うんですよね。

　で、そうした流れからすると、つながりとかいうところに関しても、つながることだけが全てではないわけじゃないですか。人と人とのつながりを億劫だという人もいるわけだし、１人で鑑賞したい人、会話をせずに学びたい人や、継続的な付き合いには負担を感じる人もいるわけですよね。区も当然そうしたことを考えてくださっていることは分かるんですけど、それがここのいろんな文章のところに出てないということは、やっぱり何かができて、価値を生み出せる人が文京区は必要なのかなと思われたらもったいないので、その辺は、なかなかここまで来ると難しいのかもしれないんだけど、考慮いただけることというのはあるのかどうか、それだけ教えてください。

○白石委員長　吉本アカデミー推進課長。

○吉本アカデミー推進課長　今、委員から御指摘があった基本理念には、そういう形で表現してございますが、５分野ある各分野の中では、それぞれが自分の楽しめるときに楽しめる形でというところが、既に考えてございますので、その辺については、最終的に施策のところの細かい内容のところでも表現はさせていただきたいと考えてございます。

○白石委員長　海津委員。

○海津委員　ぜひ、基本理念のところで見たときに、あ、文京区というのはそうだな、いろんな人たちをちゃんと考えているなということが分かるように検討いただけることをお願いして、終りにします。

○白石委員長　では、最後に、金子副委員長。

○金子副委員長　アカデミー推進計画については、この間、推進協議会で協議がされておりま

すよね。それで、実は、この審議に当たってどんな議論がされているのかなと思って、ホームページを見ましたら、今年度に入って、推進協議会が３回行われたうちに、会議録がアップされているのは、５月の初回だけでした。それから、この５つの分野について、過去３回、分科会を行われておりますが、これは全て９月中に全３回、５分野について終わっているんですが、これは１回も概要記録がアップされておりませんで、後日出しますという、後日というのは書いてあるんですが、一番最初に開いたのは、例えば学習分野の分科会というのは、５月25日なんですよね。５月にほか開かれたのが文化芸術観光というもので、このあたりも含めて、７月中に開催された２回目の分科会ぐらいまでは、やっぱり概要記録が公開されていないと、そもそもこれ住民参加で計画つくるわけですよね。

そうすると、議会なんかでも議論するときに、私たちも傍聴に行ければいいんですが、行かれない。開催が大分多くなっていますので、大変だというのは分かりますけれども、これ最初の推進協の１回分の記録というのは、これから交付しますよと、委員の方はこういう方ですよと、ほとんどそれで終わっていて、協議の中身というのはほぼないんですよ。そうですよね。だから、協議の中身というのは、今、アカデミー推進計画の来年度以降の計画については、事実上、一切公表されてないと、こういう状況なんですけれども、これは区民参加でこういう生涯学習、社会教育の計画をつくっていくというやり方としては、私はよろしくないというふうに思うんですけれども、これは一体いつ公開されるんですか。

○白石委員長　吉本アカデミー推進課長。

○吉本アカデミー推進課長　申し訳ありません。今、公開の準備を進めている分科会の会議録、議事録については、早急に公開したいと考えてございます。

○白石委員長　金子副委員長。

○金子副委員長　これ９月のは、やったばかりだから通常出ないと思うんです、これぐらいの期間だと。５月ぐらいのが、もしくは７月ぐらいのが出ないというのは、原因は何なんですか。人手不足なんですか。何でこれは出ないんですか。

○白石委員長　吉本アカデミー推進課長。

○吉本アカデミー推進課長　特に人手不足というところではないんですけれども、内容を確認していただいて、各委員の方々にも確認していただいて、ホームページのほうに載せるという工程のところで、最終確認が今、大詰めのところにきているので、もう少し時間かかれば、アップできると思いますので、早急に上げたいと考えてございます。

○白石委員長　金子副委員長。

○金子副委員長　先ほど申し上げたように、非常に多岐にわたる計画ですので、区民の皆さんのこういう学校以外の教育学習活動というのは、やはり基本的人権として保障されているわけで、そこの計画というのは、重要だと思うんですね。だから、一挙公開ということに今後なるのかもしれませんが、事務局の皆さんの御提案もあるかもしれませんけれども、ひとつ頑張って早く出していただいて、こういう議会の場面でも活用できるようにしていただきたい。そうでないと、やはり情報なくして、議会できないですよね、これはね。よろしくお願いします。

○白石委員長　それでは、質疑を終了させていただきます。

続いて、報告事項６、森鷗外。

山本委員。

○山本委員　森鷗外の指定管理者ということで、報告をいただきました。恐らく私の記憶では、こちら丹青社さん、森鷗外ができた当時からずっと指定管理者としてやられている。だから、もう十七、八年、20年ぐらいたつのかなと思っているんですけれども、細かくは拝見はしてないんですけれども、ちょっと気になっているのが、事業者ですから、やっぱりボランティア団体じゃないですから、ちゃんと経営もしっかりと成り立たないと事業者としてやっていけないという中で、非常に赤字が拝見されて、どうも今年度に限らず、複数年度において赤字が計上されているということで、1,000万前後ですね、複数年赤字がなっていると。

ちょっと中身を見渡すと、特に中のカフェですか、そこでの赤字状況が多いということで、区のほうでも、かなりの額を指定管理料として、１億円ぐらいですか、毎年こちらにお渡ししているということの中なんですけれども、その辺をどのように捉えているのかなと。

事業者さん、よくここまで頑張ってこられて、ほかに何か別の子会社やほかの会社で黒字があって、そこでプラマイで補っているのか、普通ここまで赤字がつくと、もう経営が行き詰まって、事業辞退するというようなことにもなりかねなかったと思うんですけれども、その辺の経緯、ずっと丹青社さんが来ているので、また、今度、来年から５年間の事業選定ということで、今年やるということなんですけれども、その辺も踏まえて、丹青社さんに対して、もう少し指定管理料をプラスしていくのか、それとも事業者さんがもう逆に向こうからもうできないと言ってくるのか、それとも、これまでも事業選定をやっているときに、いろんな事業者が出てきていると思うんですけれども、その辺の参加が今後見通せるのか、その辺、全体的な話をちょっと教えていただければと思います。

○白石委員長　吉本アカデミー推進課長。

○吉本アカデミー推進課長　委員の御指摘のとおり、森鷗外記念館のところ、収支がかなりマイナス部分が続いているのは現実でございます。ここのシステム上、利用料金制ということになってございますので、実際の特別展だったり、通常展だったりというところの利用客が、予定の客数にいかないとなかなかマイナスが増えてしまうというところの現実はございます。

委員の御指摘になったカフェについては、自主事業なので、指定管理とはちょっと別の話にはなるかと考えてございます。

今、お話がありましたように、今年度が３期目の最後の年で、来年度から４期目に入るようなところでございます。現状として、今、事業者選定の期間中でございますので、詳細なところはなかなか申し上げられませんが、この辺の状況を踏まえて、業務要求水準等については考慮して進めているところでございます。

○白石委員長　山本委員。

○山本委員　ぜひ、事業、自主事業の部分も含めて、何とかいい知恵をお互い出し合って、丹青社さんに何とか頑張って、何とかというか、僕は別に丹青社さんに何やらないんですけれども、とにかく１事業者としてしっかりと経営が成り立っていくような形で、スキームとか御支援をいただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○白石委員長　浅田委員。

○浅田委員　私からも、ぜひ区の支援はお願いしたいと思います。というのは、すごい丹青社さん、地域目指して頑張っていらっしゃいますよね。お祭りとかということに限らず、地域の所属のある、所属というか、記念館のある町会さんだとか、あるいは町会連合会だとか、様々なところに出向いていって、紹介をしたりしながら、本当に努力されていますので、そういうことも含めてお願いをしたいというふうに思います。

で、１点、根津神社に鷗外が舞姫を執筆した部屋が移築されましたね。そこを、文京区とどう連携を取っていくんですかというときに、区の考えとしては、丹青社さんを通じてというようなお答えがあったというふうに思うんですよね。せっかくの、文京区が鷗外記念館という世界に誇る、あれだけの記念館を持ち、そしてまた、鷗外が執筆した、壊さずに根津神社に移築されたわけですから、もちろん神社という特殊性はありますけれども、区の財産には変わりないわけですから、ぜひ、丹青社さんだけに云々というよりは、区としても一緒になって、せっかく文京区の宝である鷗外記念館、これをもっとアピールする、盛り上げていくということをお考えになったらどうかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○白石委員長　吉本アカデミー推進課長。

○吉本アカデミー推進課長　今、お話がありました根津神社の舞姫の家については、現状、土日祝日に一般公開、拝観料という形で一般公開しているというふうに認識してございます。経営というか、やり方を変える際にはというところで、うちのアカデミーの観光部門とも連絡を適宜取り合いながら、どういう形でできるかというのは検討していきたいと考えてございます。

○白石委員長　よろしいですか。はい。

ほかに。

では、金子副委員長。

○金子副委員長　私も、その収支の赤字の部分なんですが、先ほど山本委員が指摘されたのに続けて、一言言えば、収支の赤字額というのは、自主管理と指定管理業務のほうのマイナスの額を合計すると、した場合のマイナス額と、この本社経費というのは、ずっと939万で一緒ですよね。本社経費の939万円の枠内で赤字が出ているというふうに見えるんですけれども、本社経費について、こういうふうに明細が出ていますけれども、これはなぜそういうふうになるのか聞いてみたことはありますか。

○白石委員長　吉本アカデミー推進課長。

○吉本アカデミー推進課長　本社経費について、会社の考え方ですけれども、今期、この最終年度になりますが、今期の最初に申込みした時点の必要経費の10％を本社経費として充てていると聞いてございます。割合については、個々の割合は、森鷗外記念館のみに使っているものではないので、本社の全体の割合をその939万に割り返して、ここに割りつけていると確認してございます。

○白石委員長　金子副委員長。

○金子副委員長　それ一言だけで、ちょっとよく分からないので、いずれにしても文京区の大事な文学館を頼んでいるということでいえば、この収支がずっと続くというのは、全く説明としては成り立たないというふうに思いますので、よく収支の状況などは把握していただいて、次期選定、今やっているということですけれども、やはり説明としては、もう少し突っ込んだ説明が必要だというふうに思いますので、その点はお願いをしておきたいと思います。

○白石委員長　これで、報告事項６の質疑を終了いたします。

続いて、報告事項７、文京区・石岡市友好都市協定の締結について、御質疑のある方。

山本委員。

○山本委員　締結、おめでとうございます。全体的な話にもなるんですけれども、その前にち

ょっとこれ、石岡さんからの御好意で、このバスツアーを招待していただいたということなんですが、これ例えば招待をいただいたので、今度はお返しに、文京区も石岡さんを何か招待しようかなというのはあるんでしょうか。

○白石委員長　白杉観光・都市交流担当課長。

○白杉観光・都市交流担当課長　過去に日帰りバスツアー、石岡市さんのほうで御招待いただいてという形で記載もさせていただいておりますけれども、文京区のほうには、播磨坂で行われている桜まつりですとか、あと、文博、都市交流フェスタですとか、そういった機会を提供して物販をしていただいたりですとか、相互で交流を行ってきているというような現実でございますので、引き続きこういった形での交流を現時点で考えております。

○白石委員長　山本委員。

○山本委員　今もたしか続いているのか、確かめていませんが、協定自治体との民間交流ということで、補助金、助成金、その条件に合致した団体にはお金を出して、ぜひ交流をしていただきたいということなんですが、これちょっと、まだ続いているんでしたっけ。

○白石委員長　白杉観光・都市交流担当課長。

○白杉観光・都市交流担当課長　委員御指摘の補助金につきましては、現時点ではもう終了しているものになってございます。

○白石委員長　山本委員。

○山本委員　ありがとうございました。

それで、この協定自治体なんですけれども、今、日本に何自治体あるか、分かりますか。

○白石委員長　白杉観光・都市交流担当課長。

○白杉観光・都市交流担当課長　文京区のほうで締結している国内の交流自治体につきましては、現時点で16、あと、Ｊ－クレジットを結んでおります自治体も含めると、17というような形になってございます。

○白石委員長　山本委員。

○山本委員　ありがとうございます。国外もあるかと思うんですけれども、非常に協定を結ぶといろいろな意味で意義があるものだというふうに、交流以外にも、支援体制ですとか、お互いに助け合うということでのはやっているんですけれども、ここのところずっと交流自治体が増えてきておりまして、例えば交流事業締結５周年、10周年、15周年、20周年とか必ずそういうのがあるんですよね。また、それに限らず、毎年、何かの地域のイベントのお祭りに御招待を区がいただいたり、議会がいただいたりしているんですけれども、なかなか増え

ることもさることながら、うれしい悲鳴というか、実際にお付き合いするのが、非常に過度になってくるのではないかというふうに思うんですが、今後の協定自治体の結び方だとか、候補予定自治体とかというのはどのように考えているのかと思いまして。

○白石委員長　白杉観光・都市交流担当課長。

○白杉観光・都市交流担当課長　協定自治体が増えていくところにつきましては、文京区として、特段数にこだわりがあるわけではございません。数が増えることによって、区民の皆様に提供できるメニューですとか、交流が増えるというところで、メリットがあると考えております。

また、災害時におきましても、多くのチャネルを持っていることで、より多くの支援を得られるというふうなメリットもございますので、今後も御縁がありましたら、こういった自治体を増やしていければというふうな形で考えてございます。

○白石委員長　山本委員。

○山本委員　分かりました。ぜひ、区長もお体一つですので、御留意されて、副区長さんや担当部長さんもいますので、うまくすみ分けをしながら、交流を進めていただけばというふうに思っております。

最後、海外のほうなんですけれども、ちょっと私の記憶が定かかあれなんですけれども、アメリカのほうで協定自治体を結ぼうという動きが、ロサンゼルスですか、あるというようなことを聞いたんですが、それって俎上に出ているんですか。

○白石委員長　白杉観光・都市交流担当課長。

○白杉観光・都市交流担当課長　特段ロサンゼルスにつきましては、俎上には上がってないような現状でございます。

○白石委員長　山本委員。

○山本委員　あとは、ずっと休止になっております、戦争の状況でですね、トルコのイスタンブールの姉妹交流、区民ツアーみたいなのもあるかもしれませんが、引き続き、その辺も含めて、海外、国内ともに交流自治体をほどよい形でやっていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○白石委員長　ほかに。

浅田委員。

○浅田委員　都市間交流というのは、私、すごい大切で、ぜひ区民の方が直接訪問するとかということができるようなことを推奨していただきたいというふうに思うんです。これ例えば

ですけどね、ちょっと話、古くなるんですけど、汐見の健全育成会の事業でもってバス１台で甲州市にお邪魔して、ほうとう作り、それから木工、それから天空カボチャの収穫だとかというのを受け入れていただいて、向こうの農協さんと自治体さんの案内でやっていただいて、そういうことをしたりとか、あるいはこれは１町会ですけど、石岡のほうに、中型のトラック一杯の野菜を仕入れに行って、それを町会の行事でやる餅つきで野菜販売をしたんですよ。で、受け入れていただいたのは、向こうの産業課といったかな、産業課が農協を紹介していただいて、買いに行ってね、仕入れてやったということをやりました。ただ、正直言って、なかなか続かないんですよね。

で、お願い、もしこういうことが可能ならということなんですが、やっぱり自治体が窓口になって紹介をしていただくだけでも随分違うんですよね。ですから、こういうことを地域の様々な団体が企画したことに対しては、ぜひ協力をしていただければ、市民同士の交流につながっていくというふうに思いますので、その辺について、ぜひ前向きに御検討いただきたいんですが、いかがでしょうか。

○白石委員長　白杉観光・都市交流担当課長。

○白杉観光・都市交流担当課長　今、委員おっしゃったように、区の協定がきっかけで、民間交流につながっていくというのが我々も目指すところでございますので、そういった御相談をいただければ、我々のほうも可能な限り協力をさせていただければと思います。

○白石委員長　浅田委員。

○浅田委員　ぜひ、お願いします。で、なおかつ、今日は石岡の御報告ですけれども、例えば甲州市だったら、たしかぶどうの丘というのは甲州市ですよね、私、何度かあそこを訪問させていただいて、非常にいいところですよね。ああいうところにぜひ、区民の方が訪問して、あそこはブドウ酒を山ほど売っているところですよね。宿泊施設もあって、非常にいいところですよね。そういうところに、文京区民の方が行けるような方策をぜひ考えていただけたらと思います。

○白石委員長　白杉観光・都市交流担当課長。

○白杉観光・都市交流担当課長　今、委員おっしゃられました甲州市の区民ツアーも、先般行ったことございますし、あとは、朝顔・ほおずき市のほうで、甲州市さん、実際に市として出展いただいて、ワインですとか桃ですとか振る舞っていただいたというふうな実績もございますので、引き続きそういった自治体との交流は続けてまいりたいと考えております。

○白石委員長　はい、よろしいでしょうか。

それでは、報告事項７を終了させていただきます。

それでは最後に、報告事項８、文京総合体育館外６スポーツ施設の指定管理者の評価結果について、御質疑のある方はお願いします。

田中委員。

○田中（香）委員　すみません、猛暑時における区民の居場所の確保という観点で、今年の夏も暑かったんですけど、９月の長雨でちょっともう暑さも忘れた感もあるんですが、ちょっと振り返ってみて、熱中症対策ということで、スポーツ施設もぶんきょう涼み処をやっているというふうに認識しております。また、熱中症警戒アラートが鳴ったときには、クーリングシェルターとして開設をしていただけるというふうに認識をしております。

そういった意味では、高齢者や子どもたちがぶんきょう涼み処で涼んでいたような、そういった実態があったのかどうなのかということについて、利用実績についてお聞きをしたいということと、それから、警戒アラートが鳴ったときに、どのような運用になっているのかということを改めて伺っておきたいということと、あともう一つ、キャッシュレス化の推進なんですけれども、指定管理者のほうの空気感というか、結構いろいろな端末を入れたりというよりは、そのキャッシュレス決済の手数料だとかが非常に負担になるのかなということで、躊躇しているのかなということを想像するんですが、そのあたりの協議状況などありましたら、教えていただきたいと思います。

以上です。

○白石委員長　富沢スポーツ振興課長。

○富沢スポーツ振興課長　まず、涼み処の実績に関しては、ちょっと今、こちらで数字を持ち合わせてございません。お越しいただいた方に、冷房が入っている中で御利用いただけているものと推察しております。

それから、警戒アラートにつきましては、実際に基準の中で、特に屋外の施設に関しては、アラートを越えた場合に、キャンセル料の部分でございますので、そういったところの中で、キャンセル料に関して一定取らないような対応をしたりとかというところで対応しているところでございます。

あと、キャッシュレスのほうなんですけど、こちらに関しては、今、内部の中で、こちらの中で、どのような形が可能かというところで検討してございます。それで、本格的には、指定管理の切替えの時期じゃないと、大きく変えるということは難しいのかなと思っているんですけれども、先行してちょっとやる方法はないかというところで検討しているところで

ございます。

○白石委員長　田中委員。

○田中（香）委員　ありがとうございます。クーリングシェルターが発令されたときに、20人とか30人とか人数の枠があったのかなというふうに思って、その確認をしたかったんですが、分かりました。

それから、子どもたちの居場所も工夫してつくってくださいというようなお願いもこの間しておりましたので、引き続きやっていただきたいというふうに思います。

キャッシュレス化も検討をしていただいて、ありがとうございます。楽しみに待っております。

以上です。

○白石委員長　ありがとうございました。

では、１点だけ、金子副委員長。

○金子副委員長　ちょっと総合体育館の卓球場の利用している方からちょっとお話があったんですが、卓球場の扉の取っ手が、金属製なんですけど、扉ですから引くんですけど、直角のこういう角が２つあるんですね、要は、取っ手だから。それが要するに、卓球場の中に面してあるわけですよ。だから、卓球場って、あそこは率直に言ってそんな広くないですよね、卓球やるには。それで、勢いついて、卓球が上達してくると、やっぱり後陣から打ったりすることもあるわけですよね。そうすると、危ないと、金属の取っ手が。非常に怖いと。逆に、後陣に下がって打てないという方からのお話なんですよ、これ。

だから、あの取っ手は、やっぱり行く行くは変えたほうがいいんじゃないかというのと、養生して、衝突しないようにしてほしいというふうに、上達してきた方からのお話なんだけれども、今日お伝えしておきますので、よく点検していただきたいと思います。

○白石委員長　では、点検よろしくお願いいたします。

これで報告事項８を終わります。

○白石委員長　一般質問を、残り時間５分ですが、４人の方からいただいております。

最初に、海津委員。

○海津委員　私のほうは、一般質問というより、委員長へのお願いでございます。

先日、補正予算の審議では、監査の判断根拠について質問しても、監査人の判断なので答えられないという答弁が繰り返されました。また、金子委員の質疑でも、資料提出の期限や

催促の有無など、監査がどのような経過で行われたかについても、監査事務局は把握してないということが分かりました。

それで、調べたところ、実際に監査を行った外部監査人だった方から直接説明を受けることが、地方自治法の第252条の34では認められているということが分かりました。外部監査人、または外部監査人であった者に説明を受けることはできると定められています。まさに、こういう場合に使う制度ではないかと思っています。およそ1,400万の公費を支出した監査です。監査事務局が答えられない、監査人の判断だから分からないというままで、議会が確認せずに終わるべきではないと思います。

そこで、今日ではなくてもいいんですが、外部監査人だった方に出席を求め、説明を受けることについて、理事会を開き協議していただきたいと思います。仮に、委員長自らが事前に理事の皆さんに聞いたが、開く必要はないという意見だったとのお答えがあるのであれば、ここでお願いしたいのが、事前に聞いたということと今日、今後、やっぱり理事会として正式に提案され……今日この場で正式に提案したことは別ですので、区が、監査人の判断だから答えられないというのであれば、本人に聞くための法律が用意して制度をなぜ使わないのか、理事会で協議していただき、なぜこの制度を使う必要がないと判断するのか、その理由を委員会で明確にしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○白石委員長　ただいま海津委員より発言がございました。外部監査人の出席説明の要求についての発言がありました。事前にということは、一切私は関知しておりませんが、改めてここで理事会を開き、協議をさせていただきたいと思います。時間が４時57分となっております。理事者の方には、大変申し訳ございませんが、５時５分までお付き合い、延長という形でお願いをしたいと思います。

それでは、本件について、理事会を開催したいと思いますので、理事の方は理事会室に御移動をお願いいたします。

午後　４時５７分　休憩

午後　５時０６分　再開

○白石委員長　総務区民委員会を再開させていただきます。

先ほど開催いたしました理事会の協議結果ですが、海津委員の申出については、意見の一致を見ませんでしたので、委員会として、外部監査人の出席説明要求はしないことと決定をいたしました。

一般質問は、大変申し訳ございませんが、残り３名の方、もう時間が延長できませんので、

すみません、御協力をお願いいたします。

○白石委員長　本会議での委員会報告については、委員長に御一任願いたいんですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○白石委員長　委員会記録についても、委員長に御一任願いたいんですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○白石委員長　これをもちまして、総務区民委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午後　　５時０７分　閉会